



はなさく生命

2026年2月

はなさくがん保険

がん保険（無解約払戻金型）

ご契約のしおり・約款

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

給付金等の
お支払い

ご契約後の
取り扱い

その他
お知らせ

約款

約款別表

はなさく生命

日本生命グループ

はじめに

この冊子には、ご契約に関する大切なことがらが記載されています。
必ずご一読いただき、内容をご確認ください。

この冊子は「ご契約のしおり」「約款」の2つの内容で構成されています。



ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項（告知義務、保障内容、給付金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しています。

約款

“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載しています。

 **ご契約のしおり** (ご契約のしおり 1~71)

 目的別もくじ	2
 主な保険用語のご説明	4

 **ご契約にあたって**

1 商品の 特徴	7
2 申込みに際して	8
○保険契約の成立	8
○クーリング・オフ制度	8
○申込みに際してのご留意点	9
3 申込みに際して現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約に加入する場合	10
4 健康状態等の告知義務	11
5 責任開始（保障の開始）と契約日	14

 **しくみ**

6 保障内容	15
■ ①がん保険（無解約払戻金型）【主契約】	15
■ ②女性がん早期発見サポート特約	22
■ ③がん先進医療特約	28
■ ④がん特定自費診療特約	30
7 がん保険契約の乗換	37

 **保険料の払込み**

8 保険料払込方法・保険料の払込期月等	39
9 保険料の払込みの猶予期間と保険契約の消滅	42

 **給付金等のお支払い**

10 給付金等の請求	43
11 指定代理請求人・法定相続人による請求	45
12 給付金のお支払い時の保険料の精算	47
13 給付金等をお支払いできない場合	49

 **ご契約後の取扱い**

14 特約の更新（がん特定自費診療特約）	56
15 解約と解約払戻金	58
16 ご契約後の保障内容の見直し	60
17 死亡時支払金受取人の変更	61
18 住所等の変更にともなう手続き	62
19 生命保険と税金	63

 **その他お知らせ**

20 その他お知らせ	65
■ はなさく生命の組織運営	65
■ 個人情報の取扱い	65
■ 個人情報保護方針	66
■ 生命保険契約者保護機構	67
■ 契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度	69



約款（約款1～35）

● がん保険（無解約払戻金型）普通保険約款	3	● 口座振替扱特約	26
● 女性がん早期発見サポート特約	18	● クレジットカード扱特約	27
● がん先進医療特約	20	● 約款別表	28
● がん特定自費診療特約	22		



ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項（告知義務、保障内容、給付金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しています。



目的別もくじ

こんなときは？		このページをご確認ください。	
ご契約にあたって	保険用語の意味がわからない	→ 4 ページ	主な保険用語のご説明
	この保険の特徴や付加できる特約について知りたい	→ 7 ページ	1. 商品の特徴
	申込みを撤回したい	→ 15 ページ	6. 保障内容
	告知義務について知りたい	→ 8 ページ	2. 申込みの際してクーリング・オフ制度
	いつから保障が開始されるのか知りたい	→ 11 ページ	4. 健康状態等の告知義務
保険料について	保険料の払込方法を変更したい	→ 14 ページ	5. 責任開始（保障の開始）と契約日
	いつまでに保険料を払込むのか知りたい	→ 39 ページ	8. 保険料払込方法・保険料の払込期月等
	保険料の払込みができなかった	→ 39 ページ	8. 保険料払込方法・保険料の払込期月等
		→ 42 ページ	9. 保険料の払込みの猶予期間と保険契約の消滅

給付金等をご請求されるときは

保険証券と当冊子で契約内容をご確認ください。

① 給付金等の請求者（受取人）は誰か、また、支払事由に該当しているかをご確認ください。

6. 保障内容

P.15


② 給付金等をお支払いできない場合に該当していないかをご確認ください。

6. 保障内容

P.15

13. 給付金等をお支払いできない場合 P.49

給付金等について	 給付金等の支払対象になるのか知りたい	→	15 ページ	6. 保障内容
	給付金等が支払われないケースについて知りたい	→	49 ページ	13. 給付金等をお支払いできない場合
	給付金等の請求について知りたい	→	43 ページ	10. 給付金等の請求
	受取人が請求できない場合の給付金等の請求について知りたい	→	45 ページ	11. 指定代理請求人・法定相続人による請求
	保険料の払込みの免除について知りたい	→	19 ページ	6. 保障内容 ①がん保険（無解約払戻金型）【主契約】 がんによる保険料の払込みの免除 高度障害状態・身体障害状態による保険料の払込みの免除

ご契約後について	 減額したい	→	60 ページ	16. ご契約後の保障内容の見直し
	解約したい	→	58 ページ	15. 解約と解約払戻金
	受取人を変更したい	→	61 ページ	17. 死亡時支払金受取人の変更
	住所・名前等が変わった	→	62 ページ	18. 住所等の変更にとまなう手続き
	税金について知りたい	→	63 ページ	19. 生命保険と税金

ご契約のしおり

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

給付金等のお支払い

ご契約後の取扱い

その他お知らせ

③ 請求の流れをご確認ください。

10. 給付金等の請求

P.43

④ 詳しい手続き方法は、

はなさく生命までご連絡ください。

（お問合せ先は裏表紙をご確認ください。）



主な保険用語のご説明

う	受取人 (うけとりじん)	給付金等を受取る人をいいます。
か	解約払戻金 (かいはくはらいもどしきん)	保険契約を解約された場合等に、契約者に払戻すお金をいいます。
き	給付金 (きゅうふきん)	入院をしたときや、所定の通院をしたとき等にお支払いするお金をいいます。
け	契約応当日 (けいやくおうとうび)	毎月または毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。 〔例〕 契約日が6月1日の場合 月単位の契約応当日 ⇒ 毎月の1日 年単位の契約応当日 ⇒ 毎年の6月1日
	契約者 (けいやくしゃ)	当社と保険契約を結び、保険契約上の権利（例えば、契約内容変更等の請求権）と義務（例えば、保険料支払義務）を有する人をいいます。
	契約年齢 (けいやくねんれい)	契約日における被保険者の満年齢のことをいいます。 〔例〕 35歳7カ月の被保険者の方の契約年齢は35歳になります。 なお、「ご契約後の被保険者の年齢」は、年単位の契約応当日ごとに契約年齢に1歳を加えて計算した年齢のことをいいます。 ※当冊子における年齢は、「契約年齢」または「ご契約後の被保険者の年齢」で記載しており、満年齢の場合は、満〇歳と記載しています。
	契約日 (けいやくび)	保険期間等の計算の基準日をいいます。
こ	更新 (こうしん)	保険期間が満期を迎えても、その翌日（更新日）以後、被保険者の健康状態にかかわらず、保障を継続できる制度のことをいいます。 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢、保険料率により計算します。（同一の保障内容で更新する場合でも、更新後の保険料は変更となることがあります。）
	告知義務 (こくちぎむ)	契約者や被保険者は保険契約の申込みに際して、過去の傷病歴、現在の健康状態等、「告知書」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ（告知）いただくことを要します。これを告知義務といます。
	告知義務違反 (こくちぎむいはん)	「告知書」の質問事項に対して、事実が告げられなかったときには、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。
	告知書 (こくちしょ)	保険契約の申込みに際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態等について記入していただく書面のことをいいます。 ※情報端末上の告知画面を含みます。

し	指定代理請求人 (していだりせいきゆうにん)	所定の給付金等について、その給付金等の受取人が給付金等を請求できない所定の事情があるとき、給付金等の受取人に代わって請求を行うために、被保険者の同意を得てあらかじめ契約者が指定した人をいいます。(請求時において被保険者の戸籍上の配偶者等、所定の範囲内であることを要します。)
	支払限度 (しはらいげんど)	約款で定める、給付金のお支払いに関する通算の支払回数等の限度のことをいいます。
	支払事由 (しはらいじゆう)	約款で定める、給付金をお支払いする場合をいいます。
	支払事由該当日 (しはらいじゆうがいとび)	給付金の支払事由に該当した日のことをいいます。
	死亡時支払金受取人 (しぼうじしはらいきんうけとりじん)	契約者が被保険者の同意を得て指定した人で、被保険者が死亡した場合に、死亡払戻金等があるときに、これらを受取ることができる人をいいます。
	死亡払戻金 (しぼうはらいもどしきん)	保険料払込期間が有期の場合で、保険料払込期間満了後に被保険者が死亡したときにお支払いするお金をいいます。(保険料払込期間が終身の場合には、死亡払戻金はありません。)
	主契約 (しゅけいやく)	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことをいいます。(特約は含まれません。)
せ	責任開始時／責任開始日 (せきにんかいしじ／せきにんかいしび)	当社が保険契約上の保障を開始する時点を負任開始時といい、その責任開始時を含む日を責任開始日といいます。
	責任準備金 (せきにんじゆんびきん)	将来の給付金等をお支払いするために保険料の中から積立てるお金をいいます。
と	特別条件 (とくべつじょうけん)	保険契約を引受けるにあたり、被保険者の現在の健康状態や過去の傷病歴等に応じて保険契約につける条件(特定の高度障害状態を保障しない等)のことをいいます。
	特約 (とくそく)	主契約および特約の契約内容のある特定の事項について、追加・変更を定めた約束のことをいいます。
	特約 (とくやく)	主契約の保障内容をさらに充実させる等、主契約とは異なる特別な約束をする目的で、主契約に付加する契約内容のことをいいます。
は	払込期月 (はらいこみぎげつ)	毎回の保険料をお払込みいただく期間をいい、具体的な払込期月は次のとおりです。 ●第1回目の保険料の払込期月 責任開始日から翌月の末日まで ●第2回目以後の保険料の払込期月 月単位の契約応当日(年払の場合は年単位の契約応当日)の属する月の1日から末日まで
ひ	被保険者 (ひほけんしゃ)	保険の保障の対象となる人のことをいいます。

ご契約のしおり

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

給付金等のお支払い

ご契約後の取扱い

その他お知らせ

ほ	保険期間 (ほけんきかん)	当社が保険契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に入院・通院等の支払事由が発生した場合等に、給付金の支払対象となります。
	保険証券 (ほけんしょうけん)	保険契約の給付金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものをいいます。
	保険料 (ほけんりょう)	契約者にお払込みいただくお金をいいます。
	保険料期間 (ほけんりょうきかん)	保険料が充当される期間のことをいいます。 月単位の契約応当日からその翌月の月単位の契約応当日（年払の場合は、年単位の契約応当日からその翌年の年単位の契約応当日）の前日までの期間となります。 * 第1回目の保険料の保険料期間は、契約日からその翌月の月単位の契約応当日（年払の場合は、契約日からその翌年の年単位の契約応当日）の前日までの期間です。
	保険料払込期間 (ほけんりょうはらいこみきかん)	保険料をお払込みいただく期間のことをいいます。
め	免責事由 (めんせきじゆう)	約款で定める、支払事由に該当した場合でも、給付金をお支払いできない特定の場合等のことをいいます。
や	約款 (やっかん)	ご契約のご加入から消滅までのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約約款があります。
ゆ	猶予期間 (ゆうよきかん)	保険料の払込みを猶予する期間のことをいいます。 月払・年払ともに、払込期月の翌月の1日から翌々月末日までの期間となります。この期間内に保険料の払込みがない場合、保険契約は消滅します。
よ	予定利率 (よていりりつ)	保険料を算出するにあたり、将来の資産運用による一定の運用収益をあらかじめ見込み、その分の保険料を割引くときの割引率をいいます。

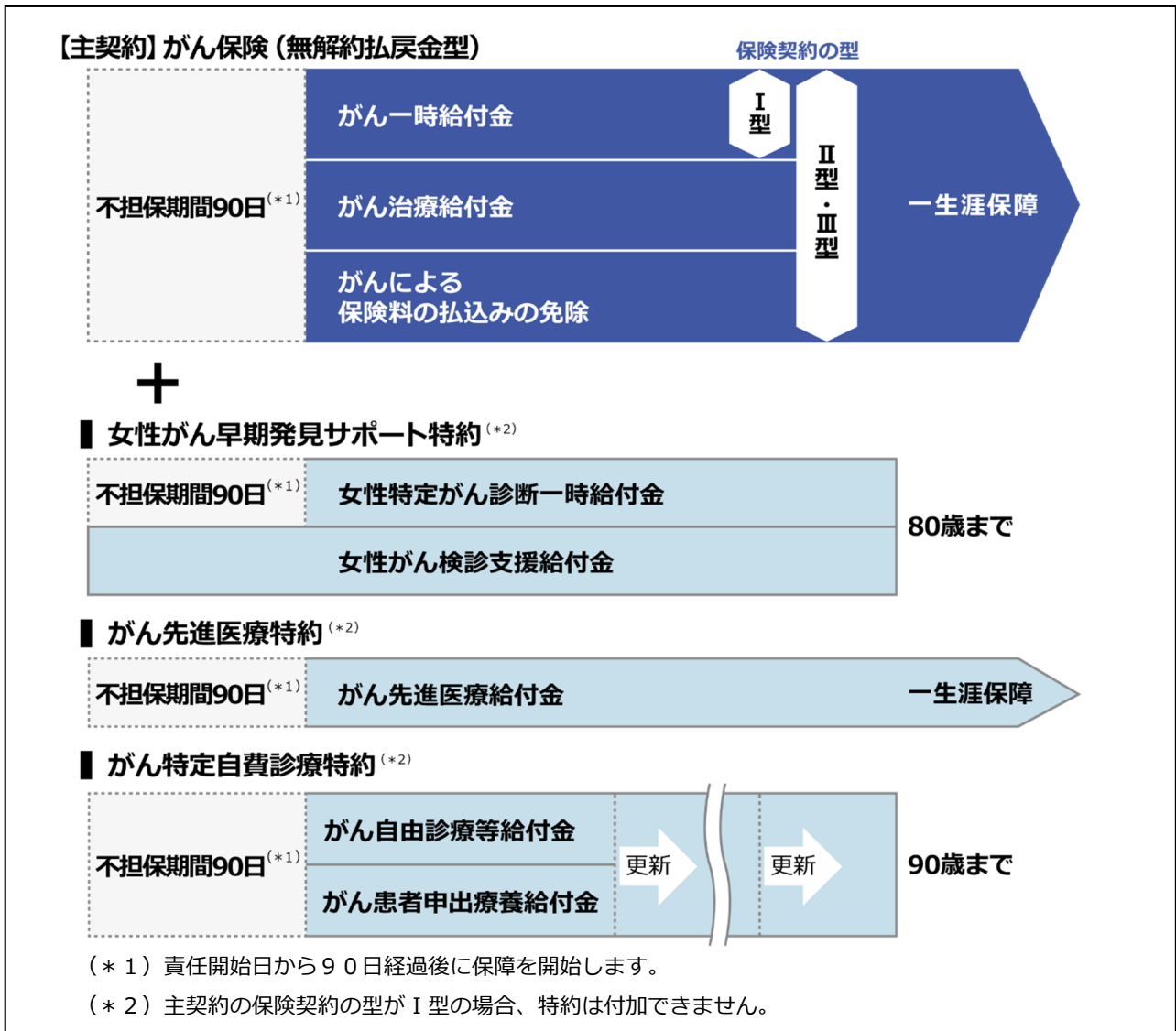


ご契約にあたって

1 商品の特徴

この商品は、主契約の保険契約の型に応じて、がんと診断確定された場合や、がんによる入院または所定の通院をされた場合を一生にわたって保障する商品です。各種特約の付加により、保障内容を充実させることができます。

<しくみ図>



ご契約のしおり

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

給付金等のお支払い

ご契約後の取り扱い

その他お知らせ



- がんに対する保障は、責任開始日から90日間は不担保期間となるため、不担保期間が経過した後に開始します。
- 付加できる特約については所定の制限があります。
- この商品に契約者配当金はありません。また、この商品に死亡保険金はありません。

2 申込みに際して

保険契約の成立

保険契約は、お客様からの申込みを当社が承諾した場合に成立します。

- 当社が保険契約の申込みを承諾した場合は、「保険証券」を発行します。
- 生命保険募集人^①**は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、保険契約を成立させることができません。（生命保険募集人は、契約締結の媒介を行います。）

《契約締結の「媒介」と「代理」について》

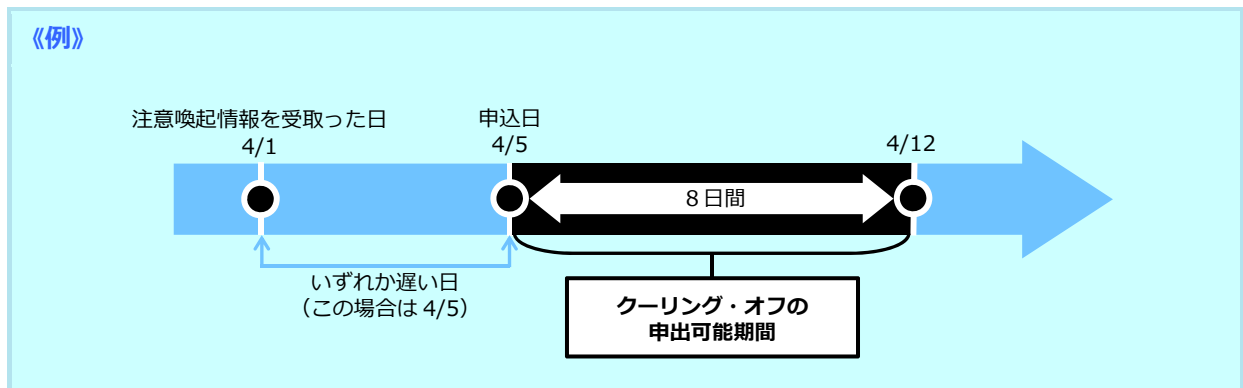
- ・媒介 ⇒ 生命保険募集人が契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は成立します。
- ・代理 ⇒ 生命保険募集人が契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約の申込みに対して承諾をすれば保険契約は成立します。

クーリング・オフ制度

保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除ができます。

- 保険契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録による申出により、保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除ができます。

《例》



- クーリング・オフを行った場合で、すでにお払込みいただいた保険料があるときには、当社はその金額を返金します。
- 次のいずれかの方法で、クーリング・オフの申出可能期間内にお申出ください。

① 生命保険募集人 募集代理店やはなさく生命 通販受付ダイヤル等のオペレーターを含みます。

【書面による場合】

書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。

期間内（8日以内の消印有効）に、はなさく生命保険株式会社あてに送付してください。

【記載事項】

- ①申込みの撤回等をする旨
- ②申込みの撤回等をする理由（任意）
- ③証券番号（生命保険契約申込書（お客様控）の右上に記載）
- ④申込者または契約者の住所・電話番号
- ⑤申込者または契約者の氏名（自署）

【書面の送付先】 〒100-8691 日本郵便（株）銀座郵便局 私書箱52号
はなさく生命保険株式会社 クーリング・オフ受付担当 行

【電磁的記録による場合】

当社では主たる窓口として、当社ホームページをご案内しています。

期間内（8日以内）に、当社ホームページに記載の手順に沿って必要事項をご入力の上、お申出ください。

申込みに際してのご留意点

（1）当社の確認担当者^①が、申込内容等の確認をお願いすることがあります。

- 当社の確認担当者が、訪問または電話により、契約者・被保険者に次の事項の確認をお願いすることがあります。
 - ・ 申込内容がお客様の意向に沿っているか
 - ・ 告知内容に相違がないか
 - ・ ご登録いただいたお客様情報に相違がないか 等
- 訪問の際には、本人確認をいたします。次のいずれかの書類をご提示ください。
 - ・ 運転免許証 ・ パスポート ・ マイナンバーカード（表面） ・ 年金手帳 等

（2）「保険証券」をご確認ください。

- 当社が保険契約の申込みを承諾した場合は、「保険証券」を発行しますので、当社ホームページ（[マイページ](#)^②）にてご確認ください。^③

「保険証券」には保険契約の給付金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載しておりますので、保険契約が成立しましたら、「保険証券」の内容が、申込内容と相違がないかご確認ください。
万一、ご契約内容に相違や不明な点がありましたら、当社までご連絡ください。
- 「保険証券」は、保険契約の成立時のみ発行します。
ご契約内容については、当社ホームページ（マイページ）にていつでも確認することができます。

① 確認担当者 当社が委託した確認担当者を含みます。

② マイページ ご契約成立後に開設されるお客様専用 WEB サイトのことをいいます。

③ 「保険証券」について書面での確認を希望された場合には、書面にて「保険証券」を発行します。

3

申込みに際して現在加入している保険契約を 解約・減額して新しい保険契約に加入する場合

現在加入している保険契約を解約・減額し、新しい保険契約に加入する場合、次の点が不利益となります。

<現在加入している保険契約について不利益となる点>

解約払戻金	解約・減額の際にお支払いする金額は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
配当金	一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利等を失う場合があります。

<新しい保険契約について不利益となる点>

保険料	<p>保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等は、現在加入している保険契約と新しい保険契約とで異なることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい保険契約の予定利率が現在加入している保険契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。
制度等	<p>新しい保険契約では、保険料の払込みがない場合、保険料の払込みの猶予期間の満了をもって、保険契約が消滅します。^①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約の復活の取扱い（消滅した保険契約を元に戻す取扱い）はありません。 ・保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。 <p>ご契約時に健康状態等を告知する義務があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい保険契約の責任開始^②日を起算日として、告知義務違反^③による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消の規定等についても、新しい保険契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。 ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、新しい保険契約の引受けができなかったり、その告知をしなかったために新しい保険契約が解除・取消となったりすることがあります。
給付金のお支払い等	<p>現在加入している保険契約のままであれば、給付金のお支払いや保険料の払込みを免除することができる場合であっても、新しい保険契約では給付金のお支払いや保険料の払込みを免除することができないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい保険契約の責任開始時前または責任開始日から90日以内の不担保期間中にがんが診断確定された場合、がんによる給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができません。^④ ・原因となる傷病や不慮の事故等が新しい保険契約の責任開始時前に生じている場合等には、所定の高度障害状態や身体障害状態による保険料の払込みの免除ができないことがあります。

① 詳細は、「9. 保険料の払込みの猶予期間と保険契約の消滅」をご確認ください。

② 責任開始 「5. 責任開始（保障の開始）と契約日」参照

③ 告知義務違反 「4. 健康状態等の告知義務」参照

④ 新しい保険契約のがんに対する保障の開始前に現在加入しているがんを保障する保険契約を解約すると、がんに対する保障のない期間が発生しますが、現在加入している保険契約が所定の条件を満たす当社のがん保険契約の場合、「がん保険契約の乗換に関する特別」を適用することにより、保障期間を途切れさせることなく、新たに当社のがん保険契約に乗換えることができます。詳細は、「7. がん保険契約の乗換」をご確認ください。

4 健康状態等の告知義務

告知義務

契約者や被保険者は、ご契約時に健康状態等を当社に告知する義務があります。

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。初めから健康状態のよくない人や危険度の高い職業に従事されている人等が無条件に加入すると、保険料負担の公平性が保たれません。したがって、契約者や被保険者には、健康状態等について当社に告知する義務があります。

告知の方法

契約者や被保険者は、「告知書」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

- 告知事項は「告知書^①」に記載しています。
- 告知にあたり、生命保険募集人^②が、傷病歴や健康状態等について事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。



■ 生命保険募集人や当社の確認担当者^③に口頭で伝えただけでは告知にはなりません。

「告知書」にてお知らせいただいたことが告知となります。生命保険募集人や当社の確認担当者には告知を受ける権限がありません。

そのため、これらの者に口頭で伝えたり、健康診断の結果資料等を提示したりしても告知にはなりません。

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

給付金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

① 告知書 情報端末上の告知画面を含みます。
② 生命保険募集人 募集代理店やはなさく生命 通販受付ダイヤル等のオペレーターを含みます。
③ 確認担当者 当社が委託した確認担当者を含みます。

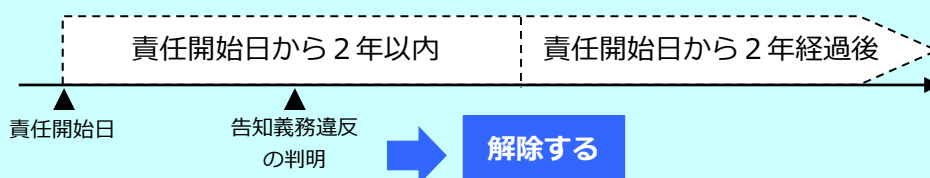
告知義務違反

「告知義務違反」があった場合、当社は保険契約または特約を解除することがあります。

- 契約者や被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知したりした場合、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻さず、解約払戻金があれば、その金額を契約者にお支払いします。
- 告知義務違反による保険契約または特約の解除に関する取扱いは、「責任開始^①日から告知義務違反が判明するまでの期間」によって、次のとおりとなります。

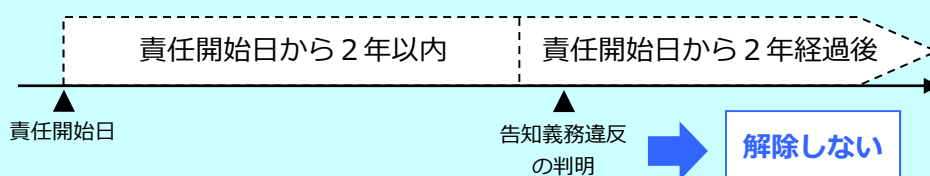
《責任開始日から2年以内に告知義務違反が判明したケース》

告知義務違反として保険契約または特約を解除することがあります。
この場合、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。



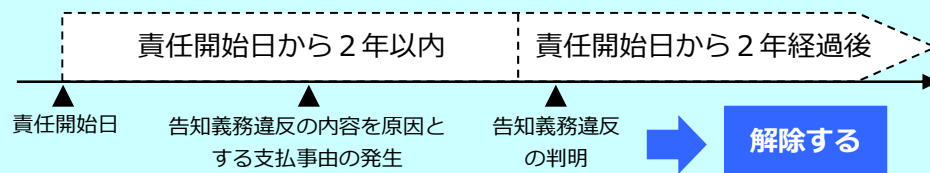
《責任開始日から2年経過後に告知義務違反が判明したケース》

告知義務違反による解除を行いません。



ただし、責任開始日から2年以内に解除の原因となる事実により、給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由が発生していた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。^②

この場合、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。



- 保険契約または特約を解除した場合でも、給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときには、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除を行います。

① 責任開始 「5. 責任開始（保障の開始）と契約日」の「責任開始（保障の開始）」参照

② 責任開始時に原因が生じていたことにより、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除が行われない場合も同様の取扱いとなります。

- 告知義務違反として保険契約または特約を解除する場合以外にも、給付金をお支払いできないことがあります。

例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、**詐欺による取消^①**を理由として、保険契約または特約を取消することがあります。この場合、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

告知にあたり、**生命保険募集人^②**が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、当社は保険契約または特約を解除することはできません。

ただし、こうした生命保険募集人の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められるときには、当社は保険契約または特約を解除することがあります。

傷病歴等がある場合の保険契約の引受け

傷病歴等があっても、加入できる場合があります。

- 傷病歴・通院事実等を告知した場合、後日追加の詳しい告知等が必要となることがあります。

- 告知等の結果をふまえ、当社は次のいずれかのとおり取扱います。

- ・申込内容どおり引受ける。
- ・**特別な条件^③**をつけたうえで、引受ける。
この場合には、「特別な条件のご案内」をご提供します。このご案内で示した条件をご了解いただければ、当社の承諾により保険契約は成立します。
- ・今回はお断りする。

① 詐欺による取消 「13. 給付金等をお支払いできない場合」参照
② 生命保険募集人 募集代理店やはなさく生命 通販受付ダイヤル等のオペレーターを含みます。
③ 特別な条件 次の特別な条件をつけて引受けることがあります。
・特定の高度障害状態を保障しない（特定高度障害状態不担保法）

5 責任開始（保障の開始）と契約日

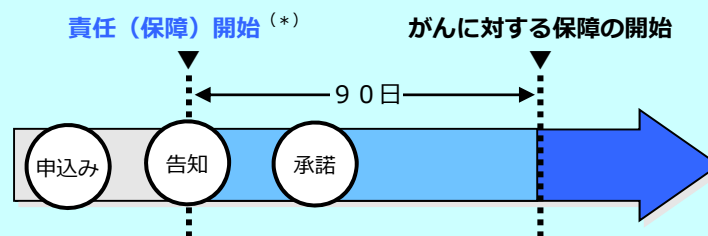
責任開始（保障の開始）

当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時から、当社は契約上の責任（保障）を開始します。

- 保険契約は、保険契約の申込みを当社が承諾した場合に成立します。
- 承諾した場合は、「**保険証券^①**」を発行します。

《責任開始（保障の開始）の例》

当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時にさかのぼって、責任（保障）を開始します。ただし、がんに対する保障は責任開始日から90日経過後に開始します。



（*）申込みが告知より遅い場合には、申込みが完了した時から責任（保障）を開始します。

契約日

契約日は、月払契約、年払契約ともに責任開始日の属する月の翌月1日となります。

- 契約年齢、保険期間、保険料払込期間は契約日を基準に計算します。
- ご契約時に、「契約日に関する特則」を適用する場合、契約日は責任開始日と同一の日になります。
- 契約日および責任開始日は「保険証券」で確認できます。

① 保険証券 「2. 申込みに際して」の「申込みに際してのご留意点」参照



しくみ

6 保障内容

①がん保険（無解約払戻金型）【主契約】

保障内容

被保険者が、がんと診断確定された場合やがんによる所定の治療を受けた場合等に、給付金をお支払いします。ご契約時に保険契約の型を選択することで、保障範囲を設定できます。

■ 選択できる型および保険契約の型に応じた保障範囲は次のとおりです。

型の種類	選択できる型	しくみ			
保険契約の型 (保障範囲の種類)	<table border="1"> <tr><td>I 型</td></tr> <tr><td>II 型</td></tr> <tr><td>III 型</td></tr> </table>	I 型	II 型	III 型	<ul style="list-style-type: none"> 3種類の型から保障範囲を選択できます。 選択した型に応じた保障範囲について、所定の事由に該当したときに、給付金のお支払いや保険料の払込みを免除します。(支払事由等の詳細は、次ページ以降のそれぞれの該当箇所をご確認ください。)
I 型					
II 型					
III 型					

保険契約の型に応じた保障範囲

給付金等名称		保障範囲（「●」記載が対象）		
		I 型	II 型	III 型
がん一時給付金	初回	●	●	●
	2回目以後	—	—	●
がん治療給付金		—	●	●
がんによる保険料の払込みの免除		— (※)	●	●
高度障害状態や身体障害状態による保険料の払込みの免除		●	●	●

(※) 保険契約の型が I 型の場合は、責任開始時以後に初めてがんと診断確定されたときにがん一時給付金が支払われ、ご契約は消滅します。



- がんに対する保障は、責任開始日から90日間は不担保期間となるため、不担保期間が経過した後開始します。
- 死亡保険金や保険料払込期間中の解約払戻金^①はありません。
保険料払込期間経過後において被保険者が死亡した際に、解約払戻金がある場合は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を死亡時支払金受取人^②にお支払いします。
- ご契約時に選択した型をご契約後に変更することはできません。

① 解約払戻金 「15. 解約と解約払戻金」参照

② 死亡時支払金受取人 死亡時支払金受取人は契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定ください。

がん一時給付金の保障

(Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型)

お支払いできる場合

→「13. 給付金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が、がんにより所定の事由に該当した場合、給付金をお支払いします。

■ご選択いただいた保険契約の型に応じて、被保険者が保険期間中に次の支払事由^①に該当した場合、給付金をお支払いします。

<Ⅰ型・Ⅱ型の場合>

	支払事由	支払額	支払限度	受取人
がん一時給付金	責任開始時前にがん ^② と診断確定されていない被保険者が、責任開始時以後に初めてがんと病理組織学的所見(生検)により診断確定 ^③ されたとき	がん一時給付金額	1回	被保険者

<Ⅲ型の場合>

	支払事由	支払額	支払限度	受取人
がん一時給付金	初回 責任開始時前にがん ^② と診断確定されていない被保険者が、責任開始時以後に初めてがんと病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき	(1回につき) がん一時給付金額	支払回数無制限 (ただし、1年の間に1回)	被保険者
	2回目以後 直前に支払われたがん一時給付金の支払事由該当日の1年後の応当日以後に、責任開始時以後に病理組織学的所見(生検)により診断確定されたがんの治療のため、1日以上 ^④ の入院 ^⑤ または次のいずれかの通院 ^⑥ をしたとき (1) 所定の手術 ^⑦ のための通院 (2) 所定の放射線治療 ^⑦ のための通院 (3) 所定の抗がん剤治療 ^⑧ のための通院*			

*抗がん剤治療のための通院は、**公的医療保険制度^⑦**にもとづく**医科診療報酬点数表^⑦**または**歯科診療報酬点数表^⑦**によって**抗がん剤^⑧**にかかる薬剤料または処方せん料が算定される通院をいいます。

- ① 支払事由の詳細は、約款をご確認ください。
- ② **がん** 所定の上皮内がんを含みます。詳細は、約款別表2-4をご確認ください。
- ③ がんの病理組織学的所見(生検)による診断確定について、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ④ **1日以上^④の入院** 入院日数が1日(日帰り入院)とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払の有無等を参考にして判断します。
- ⑤ **入院、通院** 約款別表3-1参照。通院には、往診や訪問診療等、医師が治療のために被保険者の自宅等に訪問したときを含みます。
- ⑥ **手術、放射線治療、抗がん剤治療** 約款別表5-3参照
- ⑦ 「**公的医療保険制度**」は約款別表5、「**医科診療報酬点数表**」は約款別表5-0、「**歯科診療報酬点数表**」は約款別表5-1参照
- ⑧ **抗がん剤** 約款別表5-2参照



- がん一時給付金の2回目以後の支払事由は、初回と異なり、がんによる1日以上入院または所定の通院をしたことを要します。
- がん以外の疾病または傷害による入院中に、がんを併発したときは、そのがんの治療の開始日から終了日までの期間について、がんの治療のための入院をしたものとみなします。
- 直前に支払われたがん一時給付金の支払事由該当日の1年後の応当日に、がんによる入院をしているときは、その日に入院を開始したものとみなします。
- 次の入院または通院は支払対象となりません。
 - ・ 病院または診療所^①以外への入院または通院
 - ・ 血液照射^②による放射線治療のための通院
 - ・ 処方せん料が算定される通院をし、その処方せんにもとづく抗がん剤の支給を実際には受けていない場合
 - ・ ホルモン剤治療のための通院
- 公的医療保険制度等の改正または医療技術の変化が支払事由に関する規定に影響する場合には、主務官庁の認可を得て、支払事由に関する規定を変更することがあります。この場合、変更する2カ月前までに契約者あてに連絡します。
- 保険契約の型がI型の場合、がん一時給付金をお支払いしたときには、がん一時給付金の支払事由に該当した時から、ご契約は消滅します。

① 病院または診療所 約款別表1.6参照

② 血液照射 被保険者が受ける放射線治療ではなく、輸血用血液に対して放射線照射を行うものであるため、支払対象となりません。

がん治療給付金の保障 (Ⅱ型・Ⅲ型)

お支払いできる場合

→ 「13. 給付金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が、がんによる入院または所定の通院をした場合、給付金をお支払いします。

■被保険者が保険期間中に次の支払事由^①に該当した場合、給付金をお支払いします。

	支払事由	支払額	支払限度	受取人
がん治療給付金	責任開始時にがん ^② と診断確定されていない被保険者が、責任開始時以後に病理組織学的所見（生検）により診断確定 ^③ されたがんの治療のため、 1日以上^④の入院^⑤ または次のいずれかの 通院^⑥ をしたとき (1) 所定の 手術^⑦ のための通院 (2) 所定の 放射線治療^⑧ のための通院 (3) 所定の 抗がん剤治療・ホルモン剤治療^⑨ のための通院*	(支払事由に該当した日の属する月ごとに)がん治療給付金額	支払回数無制限 (ただし、同一月に1回)	被保険者

* 抗がん剤治療・ホルモン剤治療のための通院は、**公的医療保険制度^⑩**にもとづく**医科診療報酬点数表^⑦**または**歯科診療報酬点数表^⑧**によって**抗がん剤・ホルモン剤^⑨**にかかる薬剤料または処方せん料が算定される通院をいいます。



- がん以外の疾病または傷害による入院中に、がんを併発したときは、そのがんの治療の開始日から終了日までの期間について、がんの治療のための入院をしたものとみなします。**
- 通院により抗がん剤・ホルモン剤の処方を複数月分まとめて受けた場合には、その投薬期間にかかわらず、その処方せん料の算定対象となる処方せんが発行された日を、支払事由に該当する通院をした日とします。**
- 次の入院または通院は支払対象となりません。**
 - ・病院または診療所^⑨以外への入院または通院
 - ・血液照射^⑩による放射線治療のための通院
 - ・処方せん料が算定される通院をし、その処方せんにもとづく抗がん剤・ホルモン剤の支給を実際には受けていない場合
- 公的医療保険制度等の改正または医療技術の変化が支払事由に関する規定に影響する場合には、主務官庁の認可を得て、支払事由に関する規定を変更することがあります。この場合、変更する2カ月前までに契約者あてに連絡します。**

① 支払事由の詳細は、約款をご確認ください。

② **がん** 所定の上皮内がんを含みます。詳細は、約款別表2-4をご確認ください。

③ がんの病理組織学的所見（生検）による診断確定について、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

④ **1日以上^④の入院** 入院日数が1日（日帰り入院）とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払の有無等を参考にして判断します。

⑤ **入院、通院** 約款別表3-1参照。通院には、往診や訪問診療等、医師が治療のために被保険者の自宅等に訪問したときを含みます。

⑥ **手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン剤治療** 約款別表5-8参照

⑦ 「**公的医療保険制度**」は約款別表5、「**医科診療報酬点数表**」は約款別表5-0、「**歯科診療報酬点数表**」は約款別表5-1参照

⑧ **抗がん剤・ホルモン剤** 約款別表3-9参照

⑨ **病院または診療所** 約款別表1-6参照

⑩ **血液照射** 被保険者が受ける放射線治療ではなく、輸血用血液に対して放射線照射を行うものであるため、支払対象となりません。

がんによる保険料の払込みの免除 (Ⅱ型・Ⅲ型)

保険料の払込みを免除 できる場合

→保険料の払込みを免除できない場合については、「13. 給付金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が、**がんと診断確定された場合、以後の保険料の払込みを免除します。**

- 被保険者が保険料払込期間中に次の保険料の払込みの免除事由^①に該当した場合、以後の保険料（主契約および主契約に付加されている特約すべての保険料）の払込みを免除します。

保険料の払込みの免除事由

がん	責任開始時前に がん ^② と診断確定されていない被保険者が、責任開始時以後に初めてがんと病理組織学的所見（生検）により診断確定 ^③ されたとき
----	--



- 保険料の払込みの免除事由に該当した場合、その時までに来ている保険料期間の未払込保険料が払込まなければ、当社は保険料の払込みを免除できません。

① 保険料の払込みの免除事由の詳細は、約款をご確認ください。

② **がん** 所定の上皮内がんを含みます。詳細は、約款別表2-4をご確認ください。

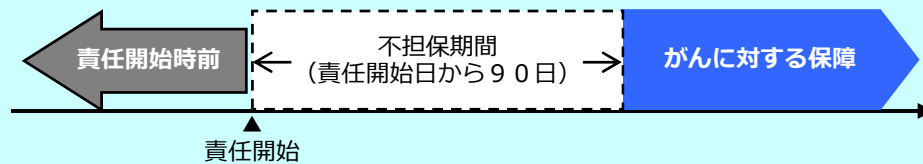
③ がんの病理組織学的所見（生検）による診断確定について、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

給付金をお支払いできない場合・保険料の払込みを免除できない場合

がんと診断確定される時期によっては、給付金のお支払いやがんによる保険料の払込みの免除ができない場合があります。

《がんに対する保障のイメージ》

- がんに対する保障については、責任開始日から90日間は不担保期間となり、不担保期間が経過した後に保障を開始します。



- 被保険者が責任開始時前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約は無効となり、がん一時給付金、がん治療給付金のお支払いやがんによる保険料の払込みの免除はできません。

この場合、契約者および被保険者が、保険契約の締結の際に、責任開始時前にがんと診断確定されていた事実を知らなかったときは、すでに払込まれた保険契約の保険料を契約者に払戻します。

契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでに払込まれた保険契約の保険料は払戻さず、解約払戻金がある場合は、解約払戻金を契約者に払戻します。

- 被保険者が不担保期間中にがんと診断確定された場合には、保険契約は無効となり、がん一時給付金、がん治療給付金のお支払いやがんによる保険料の払込みの免除はできません。この場合、すでに払込まれた保険契約の保険料を契約者に払戻します。

高度障害状態・身体障害状態による保険料の払込みの免除 (Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型)

保険料の払込みを免除 できる場合

→保険料の払込みを免除できない場合については、「13. 給付金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が所定の高度障害状態または身体障害状態になった場合、以後の保険料の払込みを免除します。

- 被保険者が保険料払込期間中に次のいずれかの保険料の払込みの免除事由^①に該当した場合、以後の保険料（主契約および主契約に付加されている特約すべての保険料）の払込みを免除します。

保険料の払込みの免除事由

高度障害状態	責任開始時以後の疾病または傷害で、 高度障害状態^② に該当したとき
身体障害状態	責任開始時以後に生じた 不慮の事故^③ による傷害で、その事故の日から180日以内に 身体障害状態^④ に該当したとき



- 所定の高度障害状態や身体障害状態は、公的な身体障害認定基準等とは要件が異なります。
- 保険料の払込みの免除事由に該当した場合、その時まで到来している保険料期間の未払込保険料が払込まれなければ、当社は保険料の払込みを免除できません。

① 保険料の払込みの免除事由の詳細は、約款をご確認ください。
 ② 高度障害状態 約款別表10参照
 ③ 不慮の事故 約款別表2参照
 ④ 身体障害状態 約款別表11参照

②女性がん早期発見サポート特約

保障内容

被保険者が、女性特定がんと診断確定された場合や、2年ごとの検診対象期間中に乳がん検診または子宮頸がん検診を受け、所定の条件を満たした場合に、給付金をお支払いします。

	給付金の名称	保障の対象
女性特定がん診断	女性特定がん診断一時給付金	女性特定がんと診断確定されたとき
女性がん検診支援	女性がん検診支援給付金	2年ごとの検診対象期間中に乳がん検診または子宮頸がん検診を受け、その結果に異常指摘がなく、かつ、その検診対象期間満了日の翌日（最終の検診対象期間の場合、保険期間満了時）に生存しているとき ^①



■ 次のいずれかに該当したときには、女性がん早期発見サポート特約は消滅します。

- ・ 主契約が消滅したとき
- ・ 女性特定がん診断一時給付金をお支払いしたとき

■ 同一の被保険者において、女性がん早期発見サポート特約を重複して付加することはできません。

■ 女性がん早期発見サポート特約の保険期間は80歳で満了し、更新の取扱いはありません。

^① 「検診対象期間」や「異常指摘なし」の詳細は、「6. 保障内容」の「②女性がん早期発見サポート特約」の「女性がん検診支援の保障」をご確認ください。

女性特定がん診断の保障

お支払いできる場合

→「13. 給付金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が女性特定がんと診断確定された場合、給付金をお支払いします。

■被保険者が保険期間中に次の支払事由^①に該当した場合、給付金をお支払いします。

	支払事由	支払額	支払限度	受取人
女性特定がん診断一時給付金	責任開始時前にがん ^② と診断確定されていない被保険者が、責任開始時以後に初めて女性特定がん ^③ と病理組織学的所見（生検）により診断確定 ^④ されたとき	給付金額	1回	被保険者

《女性特定がんの例》

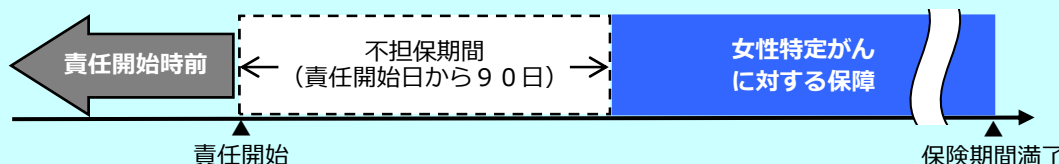
乳がん、子宮がん（子宮体がん、子宮頸がん等）、外陰（部）のがん、卵巣がん、卵管がん、膣がん、胎盤のがん

お支払いできない場合

女性特定がんと診断確定される時期によっては、給付金をお支払いできない場合があります。

《女性特定がんに対する保障のイメージ》

■女性特定がんに対する保障については、責任開始日から90日間は不担保期間となり、不担保期間が経過した後には保障を開始します。



■被保険者が責任開始時前にがんと診断確定されていた場合には、女性がん早期発見サポート特約は無効となり、女性特定がん診断一時給付金はお支払いできません。

この場合、契約者および被保険者が、女性がん早期発見サポート特約の付加の際に、責任開始時前にがんと診断確定されていた事実を知らなかったときは、すでに払込まれた女性がん早期発見サポート特約の保険料を契約者に払戻します。

契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでに払込まれた女性がん早期発見サポート特約の保険料を払戻しません。

■被保険者が不担保期間中にがんと診断確定された場合には、女性がん早期発見サポート特約は無効となり、女性特定がん診断一時給付金はお支払いできません。

この場合、すでに払込まれた女性がん早期発見サポート特約の保険料を契約者に払戻します。

① 支払事由の詳細は、約款をご確認ください。

② がん 所定の上皮内がんを含みます。詳細は、約款別表24をご確認ください。

③ 女性特定がん 所定の上皮内がんを含みます。詳細は、約款別表55をご確認ください。

④ がんの病理組織学的所見（生検）による診断確定について、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

女性がん検診支援の保障

お支払いできる場合

→ 「13. 給付金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が2年ごとの検診対象期間中に乳がん検診または子宮頸がん検診を受け、その結果に異常指摘がなく、かつ、その検診対象期間満了日の翌日（最終の検診対象期間の場合、保険期間満了時）に生存している場合、給付金をお支払いします。

■ 被保険者が保険期間中に次の支払事由^①に該当した場合、給付金をお支払いします。

	支払事由	支払額	支払限度	受取人
女性がん検診支援給付金	2年ごとの検診対象期間満了日の翌日または保険期間満了時に生存し、かつ、次の(1)および(2)をともに満たすとき (1) 直前の検診対象期間中（保険期間満了時の生存の場合は、保険期間満了時を含む検診対象期間中）に、 乳がん検診または子宮頸がん検診^② を受けていること (2) (1)の検診の結果のいずれかについて、異常指摘がないこと	1万円	2年ごとの検診対象期間*につき1回	契約者

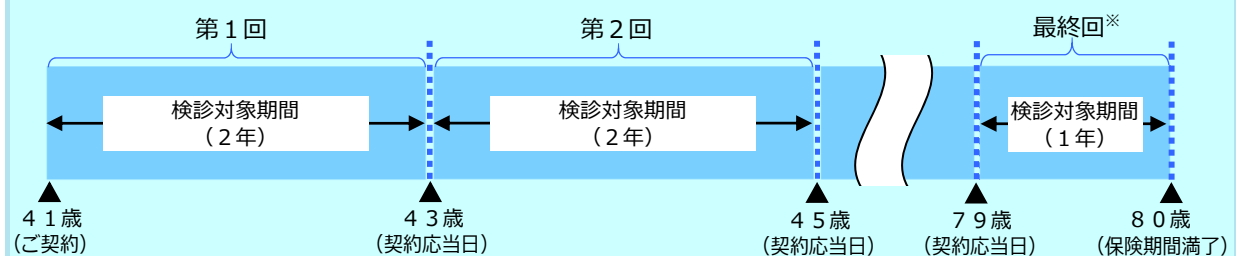
* 契約年齢によっては、最終の検診対象期間が1年となる場合があります。

検診対象期間

● 検診対象期間とは、次の期間のことをいいます。

第1回の検診対象期間	「責任開始日」から「契約日以後初めて到来する2年ごとの年単位の契約応当日の前日」までの期間
第2回以後の検診対象期間	「2年ごとの年単位の契約応当日」から「その直後に到来する2年ごとの年単位の契約応当日の前日」までの各期間 ※ただし、最終の検診対象期間は、「保険期間満了日の直前の2年ごとの年単位の契約応当日」から「保険期間満了日」までの期間

《検診対象期間のイメージ（41歳でご契約した場合）》



※ 契約年齢により、最終回の検診対象期間が1年となる場合があります。

① 支払事由の詳細は、約款をご確認ください。

② 乳がん検診または子宮頸がん検診 病院、診療所や検診専門施設で受けた検診・検査等を行い、精密検査のための検査を含みます。（約款別表56参照）

■ 支払対象となる「異常指摘なし」

- 「異常指摘なし」とは、医師によって判定された検診の結果が、次のいずれかに該当する場合をいいます。
 - ①異常なし（再検査・精密検査や治療の指示なし）
 - ②要経過観察
 - ③6カ月より先の再検査・精密検査の指示^①
 - ④がんの疑いなし
 - ⑤異常指摘があったものの再検査・精密検査^②の結果が①～④のいずれかに該当する場合

○ 「異常指摘なし」 に該当する例	
・ 乳がん検診の結果、 異常なし と判定された	【上記①に該当】
・ 乳がん検診の結果、その時点での検査や治療は不要なものの 要経過観察 と判定された	【上記②に該当】
・ 乳がん検診の結果、 1年後に要再検査 と判定された	【上記③に該当】
・ 自覚症状があり病院で精密検査を受けた結果、異常が認められたものの がんではない病気* と診断された *子宮頸部中等度異形成・乳腺症 等	【上記④に該当】
・ 乳がん検診の結果、要精密検査と判定されたが、同一の検診対象期間中に精密検査を受けた結果、 要経過観察 と判定された	【上記⑤に該当】
✕ 「異常指摘なし」 に該当しない例	
・ 乳がん検診の結果、 6カ月後に要再検査 と判定された	
・ 乳がん検診の結果、 要精密検査（時期の指定なし） と判定された	
・ 自覚症状があり病院で精密検査を受けた結果、 子宮頸がん と診断された	

- ① 例えば、「1年後の再検査の指示」等が該当し、「6カ月後の再検査の指示」や「時期の指定のない精密検査の指示」等は該当しません。
- ② 次のいずれかに該当する再検査・精密検査であることを要します。
 - ・ 異常指摘があった検診日と同一の検診対象期間中に受けた再検査・精密検査
 - ・ 異常指摘があった検診日が属する検診対象期間満了後に受けた再検査・精密検査の場合、異常指摘があった検診日から180日以内に受けた再検査・精密検査

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

給付金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

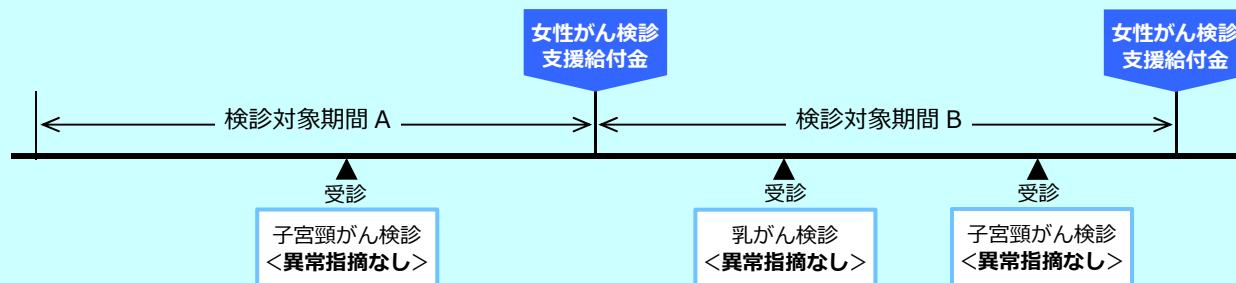
その他
お知らせ

■ 給付金のお支払い事例

※次の事例1～事例3は、検診対象期間中に女性特定がん診断一時給付金が支払われていないこと、かつ、検診対象期間満了日の翌日に被保険者が生存していることを前提に記載しています。

《事例1：検診の結果が「異常指摘なし」と判定されたケース》

■ 検診対象期間 A で子宮頸がん検診を受け「異常指摘なし」と判定、検診対象期間 B では乳がん検診と子宮頸がん検診を1回ずつ受け、いずれも「異常指摘なし」と判定された場合

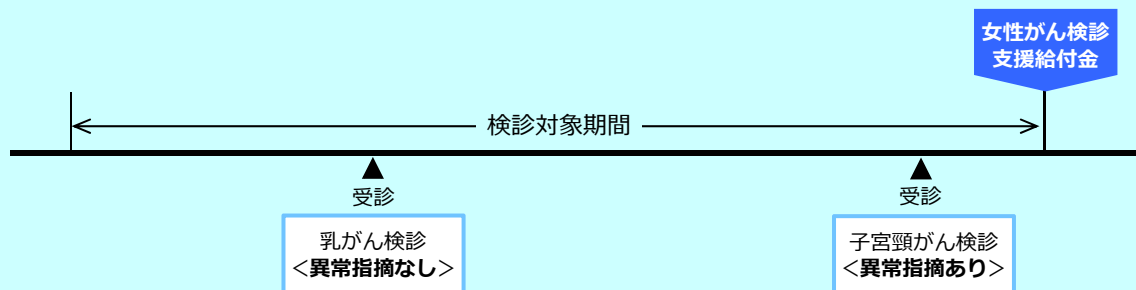


検診対象期間中に受けた乳がん検診または子宮頸がん検診の結果が「異常指摘なし」と判定された場合は、検診対象期間ごとに女性がん検診支援給付金の支払対象となります。

女性がん検診支援給付金のお支払いは検診対象期間につき1回限りとなるため、検診対象期間 B のように同一の検診対象期間中に複数回の検診を受けた場合でも、給付金のお支払いは検診対象期間につき1回となります。

《事例2：複数の検診のうち、いずれか1つが「異常指摘なし」と判定されたケース》

■ 同一の検診対象期間中に乳がん検診と子宮頸がん検診をそれぞれ1回ずつ受け、乳がん検診では「異常指摘なし」、子宮頸がん検診では「異常指摘あり」と判定された場合

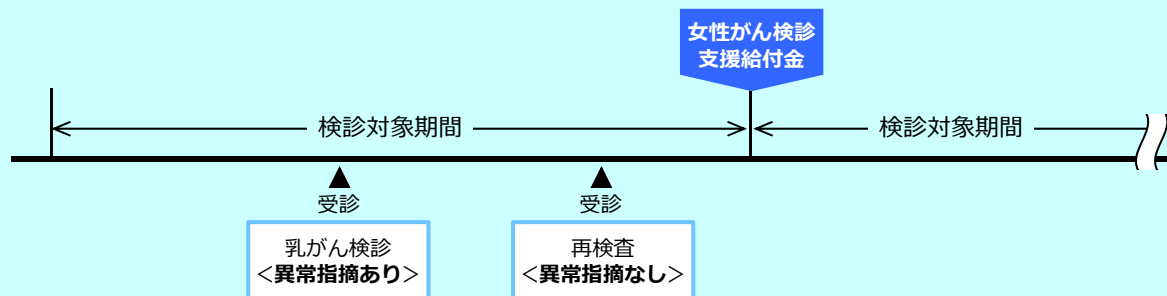


同一の検診対象期間中に受けた複数の検診（乳がん検診と子宮頸がん検診）のうち、いずれか1つが「異常指摘なし」と判定された場合は、女性がん検診支援給付金の支払対象となります。

《事例3：異常指摘があったものの、再検査で「異常指摘なし」と判定されたケース》

＜同一の検診対象期間中に再検査を受けた場合＞

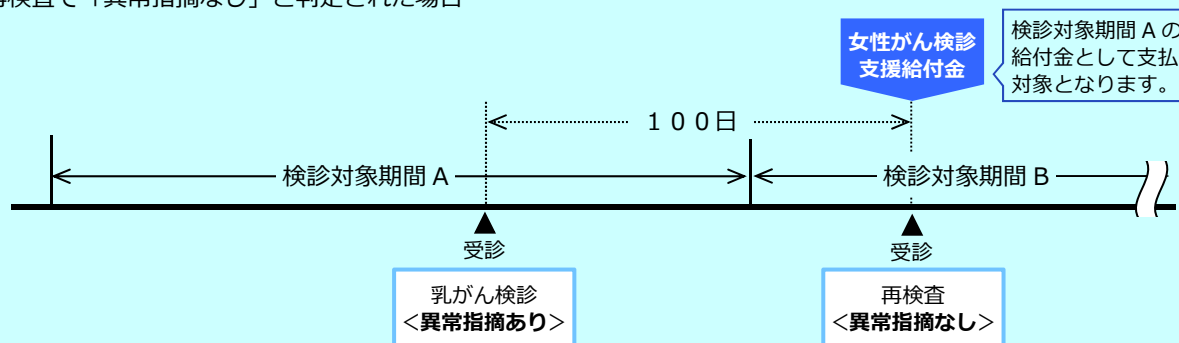
- 乳がん検診で「異常指摘あり」と判定されたものの、同一の検診対象期間中に受けた再検査で「異常指摘なし」と判定された場合



検診の結果「異常指摘あり」と判定された場合でも、同一の検診対象期間中に再検査を受け、その結果が「異常指摘なし」と判定された場合は、女性がん検診支援給付金の支払対象となります。

＜検診対象期間満了後に再検査を受けた場合＞

- 乳がん検診で「異常指摘あり」と判定され、その検診対象期間満了後、かつ、乳がん検診の日から100日後に受けた再検査で「異常指摘なし」と判定された場合



検診の結果「異常指摘あり」と判定され、その検診対象期間満了後に再検査を受け「異常指摘なし」と判定された場合、異常指摘があった検診日から180日以内に受けた再検査であるときは、検診対象期間 A の女性がん検診支援給付金の支払対象となります。（この場合、再検査は検診対象期間 B に受診した検診とはみなしません。）

- 女性がん検診支援給付金のご請求については、2年ごとの検診対象期間満了後に契約者から行う必要があります。被保険者が検診対象期間中に受けた乳がん検診または子宮頸がん検診の検診結果は、ご請求時まで大切に保管してください。
- 女性がん検診支援給付金のお支払いは検診対象期間につき1回限りです。
同一の検診対象期間中に複数回の検診（例：乳がん検診1回と子宮頸がん検診1回）を受けても、女性がん検診支援給付金は各検診対象期間につき1回のお支払いとなります。
- 乳がん検診または子宮頸がん検診の結果、異常指摘なしと判定されたものの、同一の検診対象期間中に女性特定がん診断確定された場合、女性がん検診支援給付金のお支払いはできません。
- 女性がん検診支援給付金をお支払いした後に、その検診対象期間中に支払事由が生じた女性特定がん診断一時給付金をお支払いすることとなった場合、女性特定がん診断一時給付金の給付金額から、すでにお支払いした女性がん検診支援給付金の給付金額を差し引いた金額を被保険者にお支払いします。



ご契約のしおり

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

給付金等のお支払い

ご契約後の取扱い

その他お知らせ

③がん先進医療特約

お支払いできる場合

→「13. 給付金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が、がんにより所定の先進医療による療養を受けた場合、給付金をお支払いします。

■被保険者が保険期間中に次の支払事由^①に該当した場合、給付金をお支払いします。

	支払事由	支払額	支払限度	受取人
がん先進医療給付金	責任開始時前にがん ^② と診断確定されていない被保険者が、責任開始時以後に病理組織学的所見（生検）により診断確定 ^③ されたがんで、先進医療 ^④ による療養 ^⑤ を受けたとき	先進医療にかかる技術料 ^⑥ と同額	支払額を通算して 2,000万円	被保険者

■先進医療については、次の制限があります。

- ・療養を受けた時点で先進医療に該当するものに限り、^⑦
- ・先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、
- ・先進医療に該当する技術には、それぞれ適応症（対象となる疾患・症状等）が定められており、医療技術・適応症・実施する医療機関によっては、がん先進医療給付金のお支払いの対象にならないことがあります。^⑧

■先進医療として厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。

■同一の療養を複数回にわたって受けた場合でも、一連の療養^⑨に該当するときは、その一連の療養を1回の先進医療による療養とみなしてがん先進医療給付金をお支払いします。

■公的医療保険制度等の改正または医療技術の変化が支払事由に関する規定に影響する場合には、主務官庁の認可を得て、支払事由に関する規定を変更することがあります。この場合、変更する2カ月前までに契約者あてに連絡します。

■次のいずれかに該当したときには、がん先進医療特約は消滅します。

- ・主契約が消滅したとき
- ・がん先進医療給付金を支払限度までお支払いしたとき

■同一の被保険者において、先進医療給付のある当社の特約を重複して付加することはできません。



① 支払事由の詳細は、約款をご確認ください。

② がん 所定の上皮内がんを含みます。詳細は、約款別表2-4をご確認ください。

③ がんの病理組織学的所見（生検）による診断確定について、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

④ 先進医療 約款別表2-7参照

⑤ 療養 約款別表2-6参照

⑥ 先進医療にかかる技術料 被保険者が受けた先進医療技術に対する被保険者の支払額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた金額をいいます。（約款別表2-8参照）

⑦ ご契約時点ではお支払いの対象となる先進医療に該当した療養でも、その後に医療技術・適応症・実施する医療機関が見直され、療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合は、がん先進医療給付金のお支払いはできません。

⑧ 医療技術名が、厚生労働大臣が先進医療として認めるものと同じでも、適応症または実施する医療機関が先進医療として認められるものに該当しない場合は、お支払いの対象となる先進医療にはあたらないため、がん先進医療給付金のお支払いはできません。例えば、患者申出療養として身近な医療機関で先進的な医療を受けられた場合でも、がん先進医療給付金のお支払いはできません。

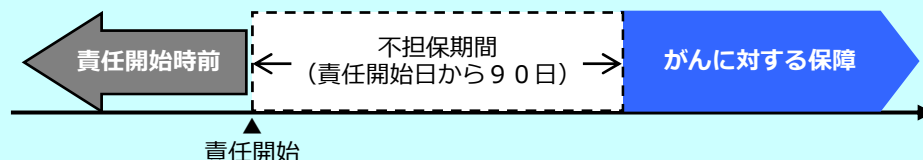
⑨ 一連の療養 約款別表2-9参照

お支払いできない場合

がんと診断確定される時期によっては、給付金をお支払いできない場合があります。

《がんに対する保障のイメージ》

- がんに対する保障については、責任開始日から90日間は不担保期間となり、不担保期間が経過した後に保障を開始します。



- 被保険者が責任開始時前にがんと診断確定されていた場合には、がん先進医療特約は無効となり、がん先進医療給付金はお支払いできません。

この場合、契約者および被保険者が、がん先進医療特約の付加の際に、責任開始時前にがんと診断確定されていた事実を知らなかったときは、すでに払込まれたがん先進医療特約の保険料を契約者に払戻します。契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでに払込まれたがん先進医療特約の保険料を払戻しません。

- 被保険者が不担保期間中にがんと診断確定された場合には、がん先進医療特約は無効となり、がん先進医療給付金はお支払いできません。
この場合、すでに払込まれたがん先進医療特約の保険料を契約者に払戻します。

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

給付金等
のお支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

④がん特定自費診療特約

保障内容

被保険者が、がんにより所定の自由診療・評価療養（先進医療を除く）・患者申出療養による療養を受けた場合に、給付金をお支払いします。

	給付金の名称	保障の対象
がん自由診療 ・ がん評価療養	がん自由診療等給付金	がんにより所定の自由診療・評価療養（先進医療を除く）による療養を受けたとき
がん 患者申出療養	がん患者申出療養給付金	がんにより所定の患者申出療養による療養を受けたとき



- 公的医療保険制度等の改正または医療技術の変化が支払事由に関する規定に影響する場合には、主務官庁の認可を得て、支払事由に関する規定を変更することがあります。この場合、変更する2カ月前までに契約者あてに連絡します。
- がん特定自費診療特約の保険期間は5年で、最長90歳まで自動的に更新^①します。
- 次のいずれかに該当したときには、がん特定自費診療特約は消滅します。（この場合、以後の特約の更新の取扱いはありません。）
 - ・ 主契約が消滅したとき
 - ・ がん自由診療等給付金およびがん患者申出療養給付金をいずれも支払限度までお支払いしたとき
- 同一の被保険者において、がん自由診療等給付および患者申出療養給付のある当社の特約を重複して付加することはできません。

がん自由診療によるがん自由診療等給付金については、療養の内容によって支払対象にならない場合等があるため、療養を受ける前に必ず当社にご連絡ください。

① 更新 「14. 特約の更新（がん特定自費診療特約）」参照

がん自由診療・がん評価療養の保障

お支払いできる場合

→「13. 給付金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が、**がんにより所定の自由診療・評価療養（先進医療を除く）**による療養を受けた場合、給付金をお支払いします。

■被保険者が保険期間中に次の支払事由^①に該当した場合、給付金をお支払いします。

	支払事由	支払額	支払限度	受取人
がん自由診療等給付金	責任開始時前に がん ^② と診断確定されていない被保険者が、次の（1）および（2）をともに満たす 療養 ^③ を受けたとき （1）責任開始時以後に病理組織学的所見（生検）により診断確定 ^④ されたがんによる療養 （2） がん診療連携拠点病院等 ^⑤ において受けた がん自由診療 ^⑥ による療養	次の①および②の合計額と同額 ① がん自由診療による療養に対する費用 ^⑦ ② ①以外のがんの治療のための療養で、①の療養と 一連の療養 ^⑧ として被保険者が受けた療養に対する費用 ^{（*1）}	支払額を通算して 1億円 ^{（*2）}	被保険者
	責任開始時前にがんと診断確定されていない被保険者が、次の（1）および（2）をともに満たす療養を受けたとき （1）責任開始時以後に病理組織学的所見（生検）により診断確定されたがんによる療養 （2） 評価療養 ^⑨ （ 先進医療 ^⑩ を除く）による療養	評価療養にかかる技術料 ^⑨ と同額		

（*1）食事療養および生活療養に要する費用のうち、**公的医療保険制度**^⑩における入院時食事療養費および入院時生活療養費（食事療養標準負担額および生活療養標準負担額を含みます。）に相当する費用を含みます。

（*2）この特約の保険期間（5年）で通算します。特約が更新された場合、更新前後では通算せず、次の保険期間で新たに通算します。

① 支払事由の詳細は、約款をご確認ください。

② **がん** 所定の上皮内がんを含みます。詳細は、約款別表2-4をご確認ください。

③ **療養** 約款別表2-6参照

④ がんの病理組織学的所見（生検）による診断確定について、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

⑤ 「**がん診療連携拠点病院等**」は約款別表6-0参照、「**がん自由診療**」は約款別表6-1参照

⑥ がん診療連携拠点病院等において受けたがん自由診療による療養に対する費用をいいます。

⑦ **一連の療養** 約款別表2-9参照

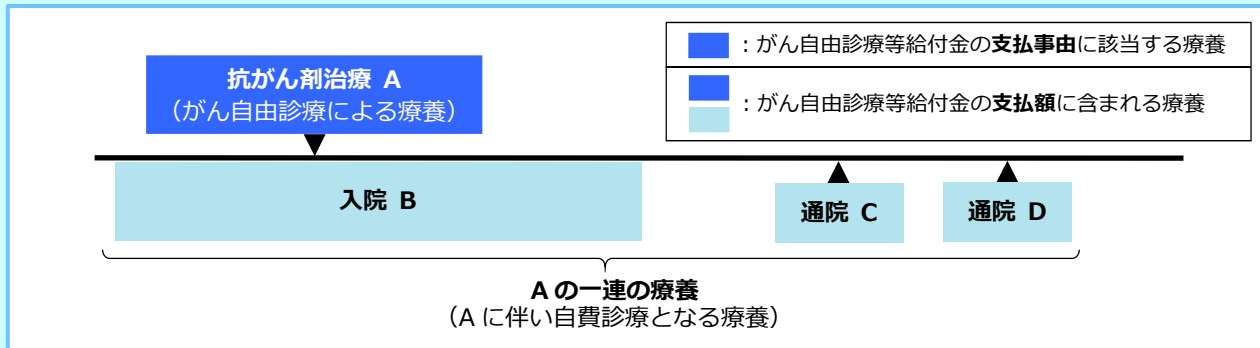
⑧ 「**評価療養**」は約款別表6-2参照、「**先進医療**」は約款別表2-7参照

⑨ **評価療養にかかる技術料** 被保険者が評価療養（先進医療を除く）として受けた医療技術に対する被保険者の支払額として、その評価療養を受けた病院または診療所等によって定められた金額をいいます。（約款別表6-3参照）

⑩ **公的医療保険制度** 約款別表5参照

《がん自由診療によるがん自由診療等給付金の保障のイメージ》

がん自由診療に該当する抗がん剤治療のため入院し、退院後も継続してがんの治療のための通院による療養を受けた場合（がん自由診療等給付金の支払事由や支払額における要件を満たしていることを前提に記載しています。）



- がん自由診療等給付金の支払事由に該当するのは、がん自由診療による療養「抗がん剤治療 A」を受けたときです。
 - がん自由診療等給付金の支払額には、支払事由に該当する「抗がん剤治療 A」に対する費用に加え、抗がん剤治療 Aに伴い自費診療となる*「Aの一連の療養（入院 B、通院 C、通院 D）」に対する費用も含まれます。
- *自由診療は保険診療との併用が認められていないため、自由診療が行われた場合は本来であれば保険診療であった療養も含めて自費診療となります。

支払事由におけるがん診療連携拠点病院等

- がん診療連携拠点病院等とは、次のいずれかに該当する病院等をいいます。^①

- | | | |
|------------------|----------------|----------------------|
| ・ 都道府県がん診療連携拠点病院 | ・ 地域がん診療連携拠点病院 | ・ 国立研究開発法人国立がん研究センター |
| ・ 特定領域がん診療連携拠点病院 | ・ 地域がん診療病院 | ・ 小児がん拠点病院 |
| ・ 小児がん中央機関 | ・ 特定機能病院 | ・ がんゲノム医療中核拠点病院 |
| ・ がんゲノム医療拠点病院 | ・ がんゲノム医療連携病院 | ・ 日本臨床腫瘍学会認定研修施設 |

※上記の病院等は、療養を受けた時点で、厚生労働大臣による指定もしくは承認（がんゲノム医療連携病院については、がんゲノム医療中核拠点病院またはがんゲノム医療拠点病院による指定）を受けている病院等、または公益社団法人日本臨床腫瘍学会によって認定研修施設と認められている施設をいいます。

※上記に該当する病院等については、厚生労働省または日本臨床腫瘍学会のホームページをご確認ください。

支払事由の対象となるがん自由診療

- がん自由診療とは、療養を受けた時点で、次の（1）および（2）をともに満たす療養をいい、評価療養および患者申出療養^②は含みません。

- （1）がんに対する治療効果（腫瘍縮小効果をいい、腫瘍縮小効果以外の評価方法で医学的に治療効果を判定できる場合は、その評価方法による効果を含みます。）が医学的に認められた療養

例えば次の治療等については、上記の療養の条件を満たさないため支払事由の対象となるがん自由診療に該当しません。

- ・ 乳房等の形成再建手術
- ・ 妊孕性温存療法
- ・ がん遺伝子パネル検査や PET 検査等のがんの検査
- ・ がんに伴う合併症、後遺症の治療

- （2）公的医療保険制度において保険給付がなされるべき療養以外の療養

例えば次のような、本来は公的医療保険制度の保険給付の対象となる療養であるにもかかわらず、公的医療保険制度の保険給付の対象外となった療養については、支払事由の対象となるがん自由診療に該当しません。

- ・ 保険外診療と併用されたことにより、公的医療保険制度の保険給付の対象外となった療養
- ・ マイナ保険証^③の不携帯により、公的医療保険制度の保険給付の対象外となった療養
- ・ 公的医療保険制度の保険給付の対象となる療養について、故意に自費診療で行った療養

① これらの病院等と同等と当社が認めた医療法に定める日本国内にある病院を含みます。

② 患者申出療養 約款別表 6 4 参照

③ マイナ保険証 健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードのことをいいます。

がん自由診療によるがん自由診療等給付金の支払額

- がん自由診療によるがん自由診療等給付金の支払額は、被保険者がその療養を受けたがん診療連携拠点病院等に支払う次の金額の合計額と同額となります。
 - ① がん自由診療による療養に対する費用
 - ② ①以外のがんの治療のための療養で、①の療養と一連の療養として被保険者が保険期間中に受けた療養に対する費用（食事療養および生活療養に要する費用のうち、公的医療保険制度における入院時食事療養費および入院時生活療養費（食事療養標準負担額および生活療養標準負担額を含みます。）に相当する費用を含みます。）

ただし、次の費用は支払額に含まれません。

- ・ 公的医療保険制度において保険給付がなされる療養に対する費用
- ・ 評価療養または患者申出療養として行われる療養に対する費用
- ・ 公的医療保険制度における選定療養のうち、特別の療養の環境の提供に関する費用（差額ベッド代等）に相当する費用
- ・ 妊孕性温存療法^①に対する費用
- ・ がん遺伝子パネル検査^②に対する費用
- ・ セカンドオピニオン（主治医以外の医師による助言をいいます。）を取得するための費用
- ・ 日常生活上のサービスにかかる費用（パジャマ・タオルのレンタル代、テレビ代等）および文書の発行にかかる費用（診断書代等）

- 上記「①がん自由診療による療養に対する費用」のうち、未承認薬^③にかかる費用は、販売単価と被保険者のがんの治療を目的として使用される量に応じて計算した金額の2.5倍を上限とします。^④



- がん自由診療による療養を複数回受けた場合でも、それらの療養が一連の療養に該当するときは、それらの療養を1回のがん自由診療による療養とみなします。この場合、それらの療養のうち最初に療養を受けた時に、支払事由に定めるがん自由診療による療養を受けたものとして扱います。
- 支払事由に該当するがん自由診療による療養を受けた場合で、当該療養が含まれる一連の療養中に特約の保険期間が満了したときは、その一連の療養のうち、保険期間満了後に行われる療養についても、保険期間中の療養とみなします。
- 評価療養については、次の制限があります。
 - ・ 療養を受けた時点で評価療養に該当するものに限り、^⑤
 - ・ 厚生労働大臣が定める施設基準・期間等の条件を満たすものに限り、
- 同一の評価療養による療養を複数回にわたって受けた場合でも、それらの療養が一連の療養に該当するときは、それらの療養を1回の評価療養による療養とみなします。この場合、それらの療養のうち最初に療養を受けた時に、支払事由に定める評価療養による療養を受けたものとして扱います。

① 妊孕性温存療法 将来の妊娠の可能性を残すために、がんの治療を行う前に卵子や精子、受精卵、卵巣組織の凍結保存を行う療養をいいます。（約款別表6 6参照）

② がん遺伝子パネル検査 複数の遺伝子における変異を同時に検出可能な解析装置等を使用することにより、がんに関係する遺伝子における変異を複数同時に測定する検査をいいます。（約款別表6 7参照）

③ 未承認薬 厚生労働大臣による製造販売の承認を受けていない医薬品をいい、厚生労働大臣による製造販売の承認を受けているものの、厚生労働省告示に定める薬価基準に記載されていない医薬品を含みます。なお、承認を受けた医薬品の適応外使用は含みません。（約款別表6 8参照）

④ 未承認薬の販売単価は、給付金請求の必要書類が当社に到達した日（必要事項が完備された書類が当社に到達した日をいいます。）における合理的に参照可能な当社の指定する日本国外の市場流通価格がある場合は、その価格によります。未承認薬の販売単価が外国通貨建の場合は、当社の指定する金融機関が公示する、必要書類が当社に到達した日（その日とその金融機関の休業日の場合は、その日の直前のその金融機関の営業日とします。）における対顧客電信相場仲値（TTM）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最終の公示値とします。）を用いて円建に換算します。

⑤ ご契約時点ではお支払いの対象となる評価療養に該当した療養でも、療養を受けた時点で評価療養に該当しない場合は、評価療養によるがん自由診療等給付金のお支払いはできません。

がん患者申出療養の保障

お支払いできる場合

➔「13. 給付金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が、がんにより所定の患者申出療養による療養を受けた場合、給付金をお支払いします。

■被保険者が保険期間中に次の支払事由^①に該当した場合、給付金をお支払いします。

	支払事由	支払額	支払限度	受取人
がん患者申出療養給付金	責任開始時前にがん ^② と診断確定されていない被保険者が、次の（１）および（２）をともに満たす療養 ^③ を受けたとき （１）責任開始時以後に病理組織学的所見（生検）により診断確定 ^④ されたがんによる療養 （２）患者申出療養 ^⑤ による療養	患者申出療養にかかる技術料 ^⑥ と同額	支払額を通算して 2,000万円*	被保険者

*この特約の保険期間（5年）で通算します。特約が更新された場合、更新前後では通算せず、次の保険期間で新たに通算します。



■患者申出療養については、次の制限があります。

- ・療養を受けた時点で患者申出療養に該当するものに限り、^⑦
- ・厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行われるものに限り、

■同一の患者申出療養による療養を複数回にわたって受けた場合でも、それらの療養が一連の療養^⑧に該当するときは、それらの療養を1回の患者申出療養による療養とみなします。この場合、それらの療養のうち最初に療養を受けた時に、支払事由に定める患者申出療養による療養を受けたものとして扱います。

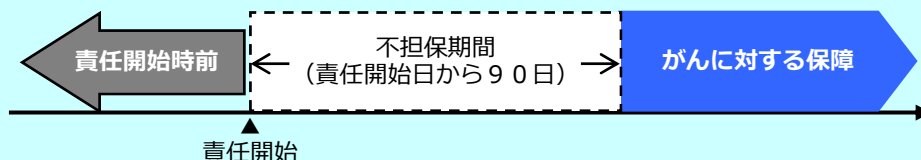
① 支払事由の詳細は、約款をご確認ください。
 ② がん 所定の上皮内がんを含みます。詳細は、約款別表2-4をご確認ください。
 ③ 療養 約款別表2-6参照
 ④ がんの病理組織学的所見（生検）による診断確定について、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
 ⑤ 患者申出療養 約款別表6-4参照
 ⑥ 患者申出療養にかかる技術料 被保険者が患者申出療養として受けた医療技術に対する被保険者の支払額として、その患者申出療養を受けた病院または診療所によって定められた金額をいいます。（約款別表6-5参照）
 ⑦ ご契約時点ではお支払いの対象となる患者申出療養に該当した療養でも、療養を受けた時点で患者申出療養に該当しない場合は、がん患者申出療養給付金のお支払いはできません。
 ⑧ 一連の療養 約款別表2-9参照

お支払いできない場合

がんと診断確定される時期によっては、給付金をお支払いできない場合があります。

《がんに対する保障のイメージ》

- がんに対する保障については、責任開始日から90日間は不担保期間となり、不担保期間が経過した後に保障を開始します。



- 被保険者が責任開始時前にがんと診断確定されていた場合には、がん特定自費診療特約は無効となり、がん自由診療等給付金またはがん患者申出療養給付金はお支払いできません。

この場合、契約者および被保険者が、がん特定自費診療特約の付加の際に、責任開始時前にがんと診断確定されていた事実を知らなかったときは、すでに払込まれたがん特定自費診療特約の保険料を契約者に払戻します。

契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでに払込まれたがん特定自費診療特約の保険料を払戻しません。

- 被保険者が不担保期間中にがんと診断確定された場合には、がん特定自費診療特約は無効となり、がん自由診療等給付金またはがん患者申出療養給付金はお支払いできません。この場合、すでに払込まれたがん特定自費診療特約の保険料を契約者に払戻します。

ご契約のしおり

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

給付金等のお支払い

ご契約後の取扱い

その他お知らせ

各種診療等の概要とがん特定自費診療特約の保障範囲

- がん特定自費診療特約は、がん自由診療、がん評価療養（先進医療を除く）およびがん患者申出療養による療養を保障の対象としています。各種診療等の概要（2025年11月現在）と、この特約の保障の範囲については、以下をご参照ください。

診療等の種類	概要	保障範囲 (「●」記載が対象)	
		がん特定 自費診療 特約	(参考) がん先進 医療特約 ^①
保険診療	病院での受診等のうち、もっとも一般的なもので、公的医療保険の保険給付の対象となる診療のことをいいます。マイナ保険証 ^② 等を医療機関等に提示することにより自己負担額は治療費全体の1～3割となります。	—	—
保険外併用療養費制度の対象となる療養	公的医療保険の保険給付の対象とならない診療（保険外診療）のうち、例外的に保険診療と併用することが認められている療養のことをいい、併用した場合、保険診療部分は1～3割の自己負担、保険外診療部分は全額自己負担となります。		
選定療養	将来的に保険給付の対象とすることを前提としない療養で、特別の病室の利用（いわゆる「差額ベッド代」を要する個室への入院等）や紹介状なしの大病院への初診・再診等、患者が自ら希望して利用する療養のことをいいます。	—	—
評価療養	将来的に保険給付の対象とすべきものであるか否かについて「評価」が行われる療養のことをいい、医薬品の治験にかかるものや、保険適用前の医療機器の使用等が対象となります。	● (がんのみ)	—
先進医療	評価療養のうち、大学病院等で研究・開発された新しい治療等として認められたものをいいます。	—	● (がんのみ)
患者申出療養	評価療養に該当しない保険外診療となる治療等について、患者自らが申出て承認を受けることにより、保険診療との併用が可能となる療養のことをいいます。	● (がんのみ)	—
自由診療	公的医療保険の保険給付の対象とならない診療のことをいい、治療費は全額自己負担となります。保険外併用療養費制度の対象となる療養を除き、保険診療との併用は認められていないため、併用した場合、本来であれば1～3割の自己負担となる診察や入院費等の保険適用部分も合わせて全額自己負担となります。未承認薬の使用や最先端の医療を受けるために行われることがあります。	● (がんのみ)	—

[制作・監修] 株式会社セールス手帖社保険 FPS 研究所

① 支払事由の詳細は、「6. 保障内容」の「③がん先進医療特約」をご確認ください。

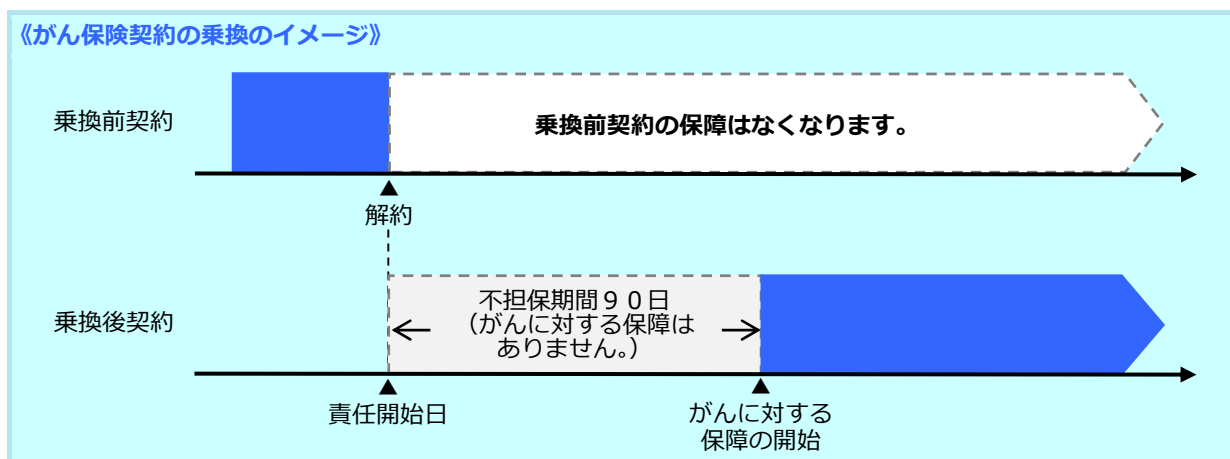
② マイナ保険証 健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードのことをいいます。

7 がん保険契約の乗換

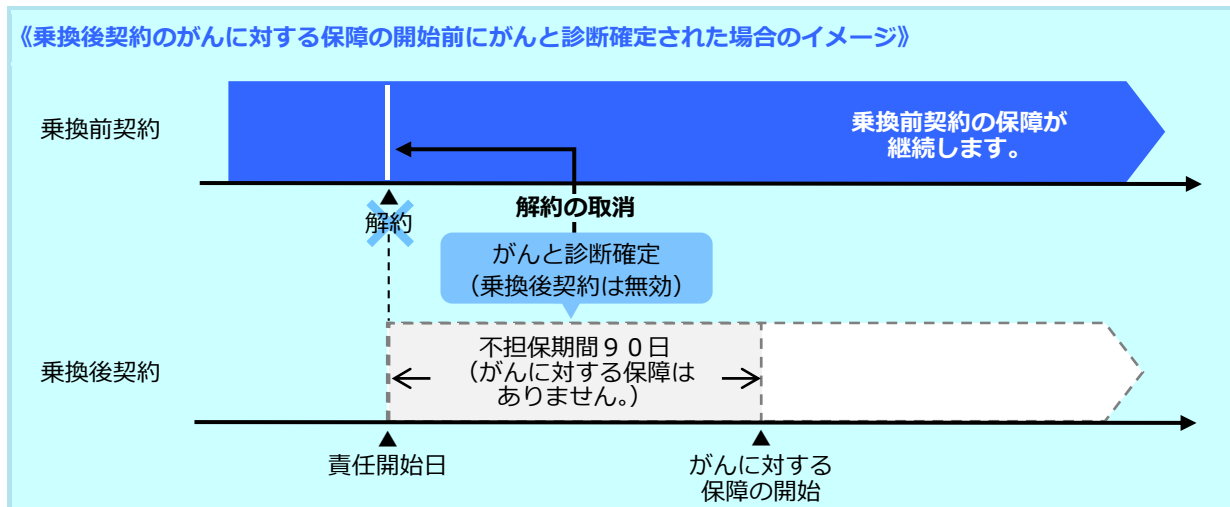
がん保険契約の乗換（がん保険契約の乗換に関する特則）

所定の当社のがん保険契約を解約して新たな当社のがん保険契約の申込みを行う際、「がん保険契約の乗換に関する特則」を適用することにより、保障期間を途切れさせることなく保険契約を乗換えることができます。

- 乗換とは、新たな保険契約（乗換後契約^①）を締結することにより、現在加入している保険契約（乗換前契約^①）を解約することをいいます。
- 乗換後契約の申込みを当社が承諾した場合、乗換後契約の責任開始日の前日の終了をもって乗換前契約の解約の効力が生じます。



- 乗換後契約のがんに対する保障は、責任開始日から90日経過後に開始します。乗換後契約のがんに対する保障の開始前にかんがんと診断確定された場合、乗換後契約は無効となりますが、所定の条件を満たすときは、乗換前契約の解約は取消され、乗換前契約の給付金のお支払いや保険料の払込みの免除の対象となります。



① 乗換後契約、乗換前契約 乗換によって成立する新たな保険契約のことを乗換後契約といい、乗換によって解約される現在加入中の保険契約のことを乗換前契約といいます。

乗換前契約の解約の取消にあたっての取扱い

- 乗換前契約の解約の取消にあたっては、契約者は、以下の金額（①と②の合計額）を当社にお払込みいただく必要があります。

- ① 乗換前契約について払込期月が到来している保険料のうち、当社に払込みがなされていない保険料
- ② 乗換前契約の解約の際に当社がお支払いした解約払戻金^①

乗換後契約について、すでに払込まれた保険料（乗換後契約の既払込保険料）がある場合は、お払込みいただくべき上記の金額（①と②の合計額）に充当します。充当の結果、余りが生じる場合はその差額を契約者に払戻し、不足が生じる場合はその不足分をお払込みいただく必要があります。ただし、乗換前契約でお支払いすべき給付金等があり、かつ、その金額が上記の金額（①と②の合計額）から乗換後契約の既払込保険料を差引いた金額以上の場合は、その差額を給付金等の金額から差引くことにより、お払込みがあったものとして扱います。

- 上記にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、乗換前契約の解約を取消することはできません。
 - ・ がんと診断確定された日が、乗換前契約の責任開始時前または責任開始日から90日以内の場合
 - ・ 乗換後契約について詐欺による取消、不法取得目的による無効、重大事由による解除に該当した場合
- 乗換後の変更等により、乗換後契約が無効となった時点の契約者または給付金等の受取人^②が乗換前契約と異なる場合は、次のとおりとします。

契約者が異なるとき	乗換前契約の契約者が乗換後契約の契約者に変更され、乗換前契約の契約者が有する一切の権利義務が乗換後契約の契約者に承継されたものとみなします。
給付金等の受取人が異なるとき	乗換後契約の給付金等の受取人が乗換前契約と異なることとなった時に、乗換前契約の給付金等の受取人が乗換後契約の給付金等の受取人に変更されたものとみなします。

- 乗換後に乗換前契約と被保険者を同一とする他の保険契約に加入されたことで、乗換前契約の解約の取消により乗換前契約と他の保険契約を合算した給付金額等が当社の定める限度をこえる場合、その限度をこえないように乗換前契約の給付金額等を減額または一部を消滅させたうえで、乗換前契約の解約を取消します。



- 乗換の取扱いにあたっては、乗換前契約が当社の「がん保険（無解約払戻金型）」であることや、乗換前契約と乗換後契約の契約者・被保険者が同一であること等の条件があります。
- 乗換の際には、あらためて健康状態等の告知が必要となり、告知等の内容によっては、乗換後契約をお引受けできない場合があります。この場合、乗換前契約の解約の効力は生じません。
- 現在加入している保険契約を解約して新しい保険契約に加入する場合、お客様にとって不利益となる場合があります。詳細は「3. 申込みに際して現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約に加入する場合」をご確認ください。

① 乗換前契約の解約の際に、当社がお支払いした保険料相当額（すでに払込まれた保険料のうち、払込みが不要となった保険料の一部に相当する額）がある場合は、この金額を含みます。

② 給付金等の受取人 指定代理請求人を含みます。



保険料の払込み

8 保険料払込方法・保険料の払込期月等

保険料払込方法

保険料の払込経路には、口座振替扱、クレジットカード扱があります。
保険料の払込回数には、月払（年12回払込み）、年払（年1回払込み）があります。^①

払込経路（払込回数）	取扱内容
口座振替扱（月払、年払）	銀行等の金融機関 ^② の口座から、自動的に保険料が振替えられます。
クレジットカード扱（月払、年払）	クレジットカード ^② により、保険料をお払込みいただきます。

■各経路に応じて口座振替扱特約、クレジットカード扱特約を付加していただきます。当社が特約の付加を取扱っていない場合は、その経路への変更はできません。

保険料の払込期月

毎回の保険料をお払込みいただく期間のことを、払込期月といいます。
保険料は払込期月中にお払込みください。

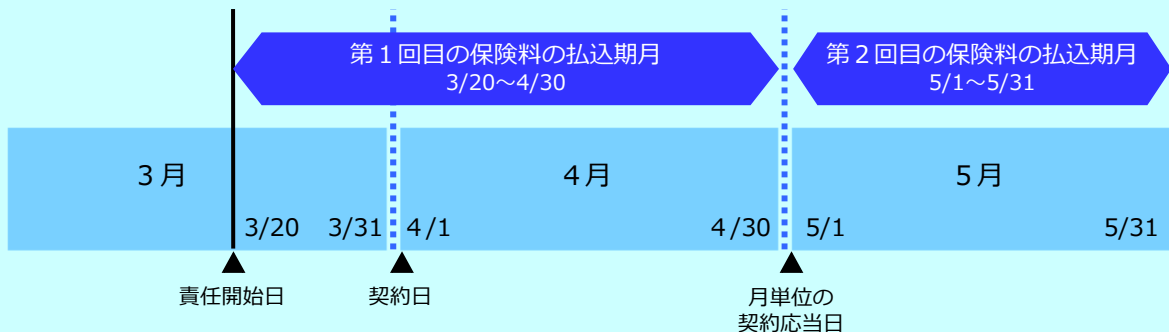
■保険料の払込期月は次のとおりです。

	払込期月
第1回目の保険料	責任開始日から翌月の末日まで
第2回目以後の保険料	月単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで (年払の場合は、年単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで)

《保険料の払込期月の例》

【月払契約】 責任開始日：3月20日 / 契約日：4月1日 / 月単位の契約応当日：各月1日

- 第1回目の保険料：3月20日から4月30日の間にお払込みください。
- 第2回目の保険料：5月1日から5月31日の間にお払込みください。



① 保険料払込回数は相互に変更することができます。この場合、所定の年単位の契約応当日から保険料払込回数を変更します。なお、保険料の払込みが免除されたときは変更できません。

② 銀行等の金融機関、クレジットカード 当社が指定した銀行等の金融機関、クレジットカード発行会社に限ります。

ご契約のしおり

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

給付金等のお支払い

ご契約後の取扱い

その他お知らせ

保険料期間

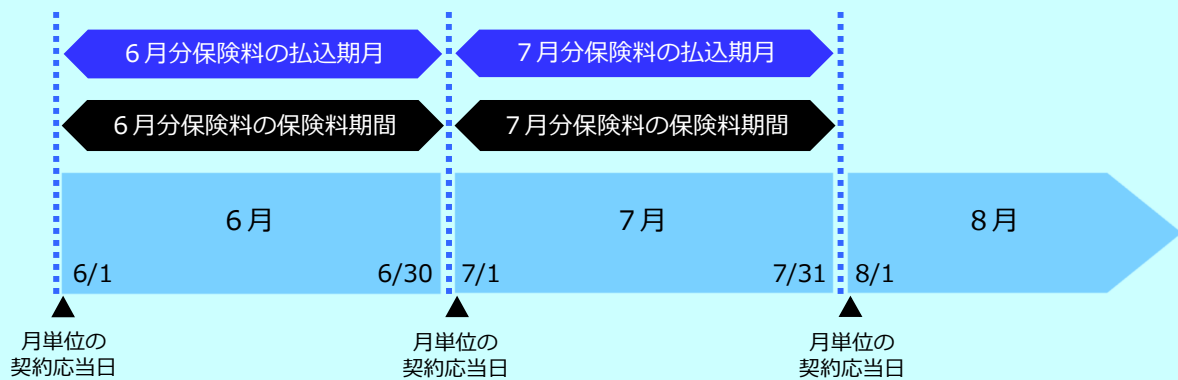
払込まれた保険料が充当される期間を、保険料期間といいます。

■ 保険料期間は次のとおりです。

	保険料期間
第1回目の保険料	契約日から翌月の月単位の契約応当日の前日まで (年払の場合は、契約日からその翌年の年単位の契約応当日の前日まで)
第2回目以後の保険料	月単位の契約応当日からその翌月の月単位の契約応当日の前日まで (年払の場合は、年単位の契約応当日からその翌年の年単位の契約応当日の前日まで)

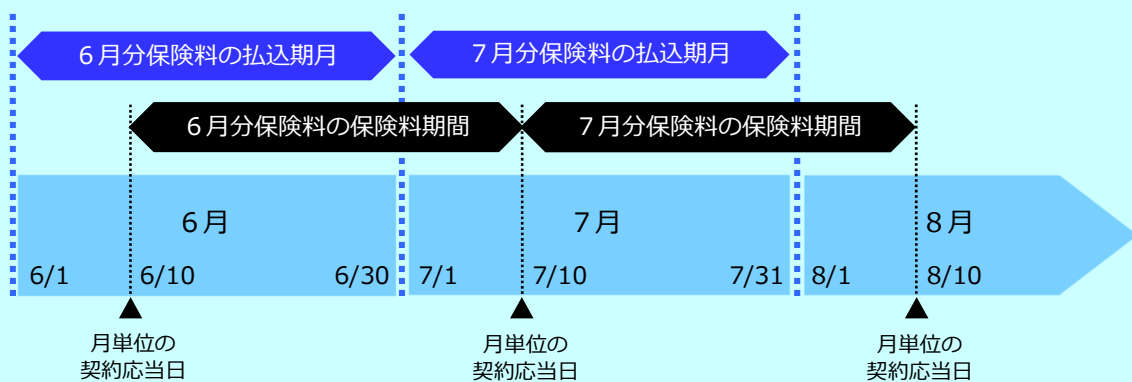
《保険料期間の例1》

【月払契約】 契約日：4月1日 / 月単位の契約応当日：各月1日



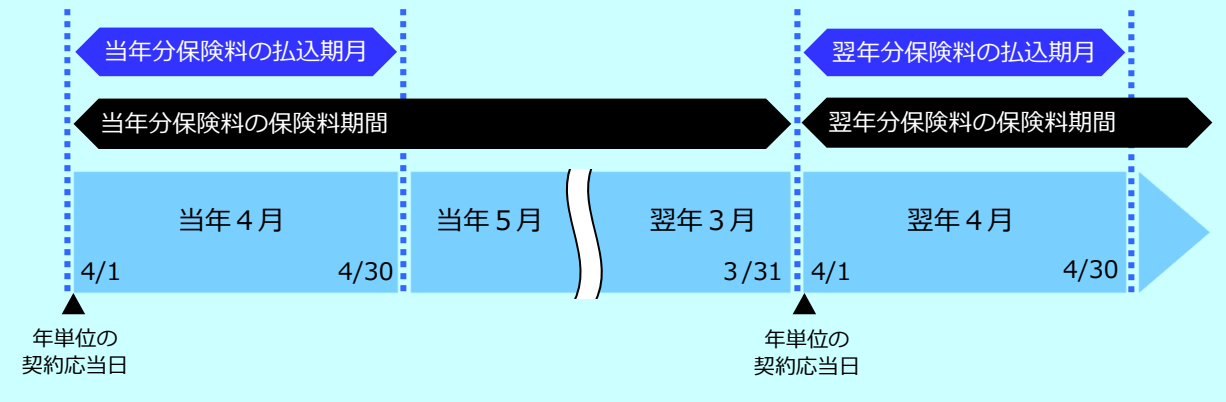
《保険料期間の例2》

【月払契約】 契約日：4月10日 / 月単位の契約応当日：各月10日
(契約日に関する特則を適用)



《保険料期間の例3》

【年払契約】 契約日：4月1日 / 年単位の契約応当日：毎年4月1日



ご契約のしおり

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

給付金等のお支払い

ご契約後の取扱い

その他お知らせ

保険契約の消滅等による払戻し（年払契約の場合）

保険契約の消滅等^①により保険料の払込みが不要となった場合、払込まれた保険料の一部に相当する額を契約者に払戻します。

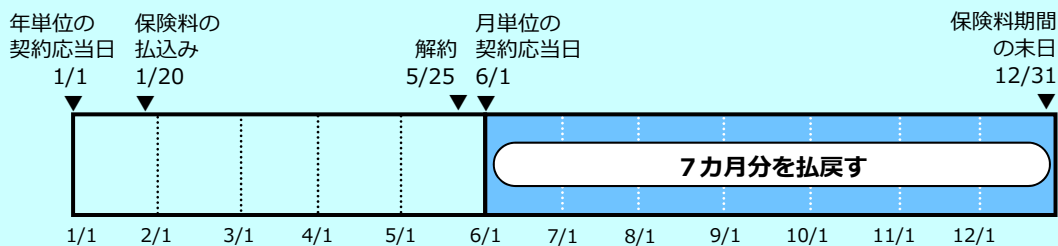
保険料相当額を払戻す場合	年払契約で、保険料が払込まれた後に、保険契約の消滅等により保険料の払込みが不要になった場合
払戻す金額	すでに払込まれた保険料のうち、次の期間に対応する保険料相当額 期間：保険料の払込みが不要となった日の翌日以後、最初に到来する月単位の契約応当日から、その保険料期間の末日までの月数

《保険契約の消滅等による払戻しの例》

【年払契約】 年単位の契約応当日：1月1日 月単位の契約応当日：各月1日
保険料の払込み：1月20日 解約：5月25日

保険料の払込みが不要となった日は保険契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日となります。

この場合、6月1日から12月31日までの7カ月分の保険料相当額を払戻します。



- 保険料の払込回数が月払の保険契約については、上記「保険契約の消滅等による払戻し」の取扱いはありません。
- 給付金のお支払いにより保険契約または特約が消滅する場合、保険料相当額は、給付金の受取人にお支払いします。
- 被保険者の死亡により保険契約が消滅する場合、保険料相当額は、死亡時支払金受取人にお支払いします。

① 消滅等 保険契約の減額や保険料の払込みの免除等を含みます。

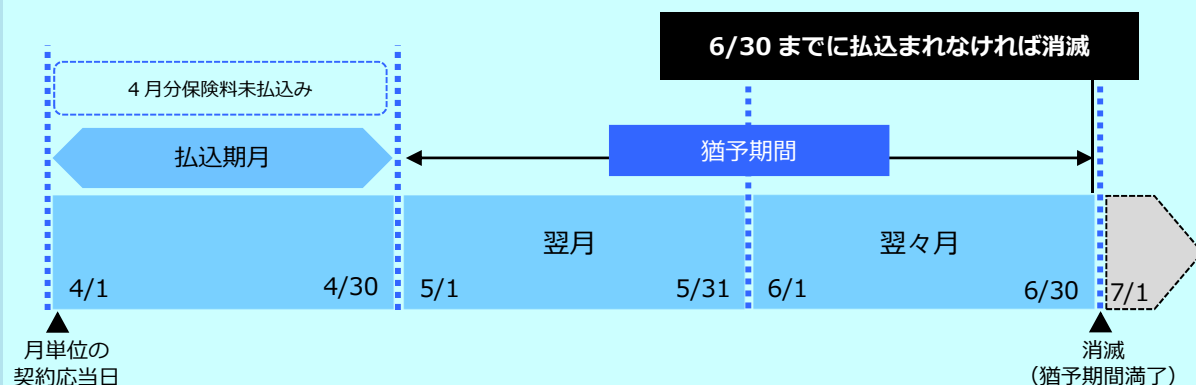
9 保険料の払込みの猶予期間と保険契約の消滅

保険料の払込みについては、払込期月の翌月の1日から翌々月末日までの猶予期間があります。

- 払込期月内に保険料の払込みがない場合でも、すぐに保険契約が消滅しないように保険料の払込みの猶予期間を設けていますが、猶予期間内に保険料が払込まれないときは、保険契約は猶予期間の満了をもって消滅します。

《保険料の払込みの猶予期間と保険契約の消滅の例》

【月払契約】 契約日：1月1日 / 月単位の契約応当日：各月1日



- この保険には、保険契約の復活の取扱い（消滅した保険契約を元に戻す取扱い）はありません。
- この保険には、保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。
- 払込期月内に保険料の払込みがない場合、保険料の払込みについて携帯電話番号を宛先とするメッセージサービスや郵送等によりお知らせします。そのため、当社にご登録いただいた通信先（携帯電話番号等）・住所について変更がある場合、必ずご連絡ください。^①
- 猶予期間満了日が**営業日**^②でない場合であっても、消滅日は変更されません。

① 詳細は、「18. 住所等の変更にもなう手続き」をご確認ください。

② **営業日** 営業日とは、次の日を除く日をいいます。（2026年2月現在の取扱いです。）
 ・土曜日、日曜日
 ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 ・12月31日から翌年1月3日



給付金等のお支払い

10 給付金等の請求

給付金の支払事由等に該当した場合には、すみやかに当社にご連絡ください。^①

■ 給付金の請求は次の請求手続の流れに沿って給付金の受取人から行ってください。^②

1 確認 事前にご確認ください。

- ご連絡いただいた際には、右記の事項についてお伺いしますので、事前にご確認ください。
※ご契約内容や請求内容によっては、右記以外の事項をお伺いすることがあります。
- | | |
|--------------------------|-------------|
| ・証券番号 | ・契約者名、被保険者名 |
| ・事故や病気等、請求の原因 | |
| ・請求内容 [入院、手術 (名称) 等] | |
| ・請求に関する日付 (入院日と退院日、受傷日等) | |

2 連絡 当社にご連絡ください。

- はなさく生命までご連絡ください。(お問合せ先は裏表紙をご確認ください)^③
- 被保険者が受取人の場合で、受取人が請求できない事情によっては、あらかじめ指定した指定代理請求人、または所定の法定相続人から請求できます。(詳細は、「11. 指定代理請求人・法定相続人による請求」をご確認ください。)

当社

請求方法をご案内します。

○お客様にご準備いただく書類等の詳しいご案内と、ご請求に必要な書類をお送りします。

3 提出 必要書類をご提出ください。

- 当社へご提出いただく書類に、必要事項を記入・押印してください。
※公的書類や診断書をご用意される際の費用は、お客様ご自身のご負担となります。^④
- すべての書類の準備が整いましたら、当社へご提出ください。

当社

ご提出いただいた書類の内容を確認し、給付金を送金します。

- ご提出いただいた書類の内容を当社にて確認します。
※確認の結果によっては、給付金をお支払いできない場合があります。
- ご提出いただいた書類の他に事実の確認を必要としない場合は、必要事項が完備された書類が当社に到達した日の翌日から5営業日以内に給付金をお支払いします。
※被保険者を診療した医師への照会等、事実の確認のため日数を要する場合は、5営業日以内のお支払いができません。^⑤
- 給付金は、請求時にご指定いただいた金融機関の口座に送金します。

4 受取 受取内容 (金額) をご確認ください。

- 支払額の明細書が届きましたら、受取内容 (金額) をご確認ください。

■ お客様情報、申込内容、告知内容または給付金等の請求内容等の確認のため、当社の確認担当者^⑥が、契約者・被保険者・受取人に訪問や電話をすることがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認することがあります。

① がん特定自費診療特約のがん自由診療による給付金については、療養の内容によって支払対象にならない場合等があるため、療養を受ける前に必ず当社にご連絡ください。
② 保険料の払込みの免除の請求は契約者から行ってください。
③ 所定の要件を満たしている場合、マイページ (ご契約成立後に開設されるお客様専用 WEB サイト) からのご請求が可能です。詳細は当社ホームページをご確認ください。
④ 当社所定の診断書 (原本) を提出されたものの、給付金等がまったく受取れない場合、所定の要件を満たしているときには診断書取得費用相当額 (一律5,000円およびその金額に対する消費税) をお支払いします。(2026年2月現在の取扱いです。)
⑤ 確認担当者 当社が委託した確認担当者を含みます。

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

給付金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

給付金等のお支払いの時期

給付金等の請求があった場合、当社は**必要書類が当社に到達した日^①**の翌日から5営業日以内に給付金等をお支払いします。

ただし、当社にご提出いただいた書類だけではお支払いするための確認ができない場合、5営業日以内にお支払いできないことがあります。

- 当社にご提出いただいた書類だけでは確認ができず、5営業日^②以内にお支払いできない場合は、次の取扱いとなります。

	給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
(1)	給付金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ^③ ア. 給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 イ. 給付金等のお支払いの免責事由に該当する可能性がある場合 ウ. 告知義務違反に該当する可能性がある場合 エ. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	書類が当社に到達した日の翌日から45日以内
(2)	上記(1)の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 ア. 弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 イ. 刑事手続の結果についての捜査機関または裁判所への照会が必要な場合 ^④ ウ. 日本国外における確認が必要な場合	書類が当社に到達した日の翌日から180日以内

- 支払期限を超えて給付金等をお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。



- 給付金等をお支払いするための確認等に際し、契約者、被保険者または給付金等の受取人が**正当な理由なくその確認等を妨げ、またはその確認等に応じなかった場合^⑤**は、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等をお支払いできません。

給付金等の請求権の時効

給付金等を請求できる期間は、その請求ができるようになった時から3年間となります。

- 給付金等を請求できるようになった時から3年を超えると「時効」となり、その権利を失いますのでご注意ください。

① 必要書類が当社に到達した日 必要事項が完備された書類が当社に到達した日をいいます。

② 営業日 営業日とは、次の日を除く日をいいます。(2026年2月現在の取扱いです。)

- ・土曜日、日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から翌年1月3日

③ (2)に該当しない場合に限りです。

④ (1)の「イ」または「エ」の確認を行う場合に限りです。

⑤ 当社の指定した医師による必要な診断に応じなかった場合を含みます。

11 指定代理請求人・法定相続人による請求

被保険者が受取人の場合で、受取人が給付金等を請求できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求を行うことができます。

- 契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ1名を指定代理請求人にご指定ください。
- 指定代理請求の内容は、次のとおりです。

代理請求できる 場合	<p>受取人が給付金等を請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合 ・当社が認める傷病名を知らされていない場合 ・その他給付金等を請求できない特別な事情があると当社が認めた場合
指定代理請求人の 範囲	<p>給付金等の請求時において、次の範囲内であることを要します。</p> <p>(1) 被保険者と次の関係にある人</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 戸籍上の配偶者 (イ) 直系血族 (ウ) 兄弟姉妹 (エ) 同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 <p>(2) 上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人</p> <ul style="list-style-type: none"> (オ) 同居または生計を一にしている人 (カ) 財産管理を行っている人 (キ) 死亡時支払金受取人 (ク) 上記(オ)～(キ)と同等の関係にある人
代理請求できる 給付金等	<ul style="list-style-type: none"> ● がん一時給付金 ● 女性特定がん診断一時給付金 ● がん先進医療給付金 ● がん患者申出療養給付金 ● がん治療給付金 ● 女性がん検診支援給付金^① ● がん自由診療等給付金 ● 保険料の払込みの免除^①

- 契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、支払事由、保険料の払込みの免除事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。

ご注意

■ **指定代理請求人として給付金等を請求できない場合があります。**

故意に給付金の支払事由等を生じさせた人、または故意に受取人を請求できない状態にした人は、指定代理請求人として給付金等を請求できません。

■ **給付金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその給付金をご請求いただいてもお支払いできません。**

^① 契約者と被保険者が同一人である場合に限りです。

法定相続人による給付金の請求

被保険者が死亡した場合、被保険者が受取人となっている給付金については、被保険者の法定相続人のうち、他の法定相続人を代理する1人からご請求ください。

■被保険者の法定相続人のうち、他の法定相続人を代理する1人は、次の順位で定まります。

- ①死亡時支払金受取人
- ②指定代理請求人
- ③配偶者
- ④法定相続人の協議により定めた人

■請求できる給付金は次のとおりです。

- がん一時給付金
- 女性特定がん診断一時給付金
- がん先進医療給付金
- がん患者申出療養給付金
- がん治療給付金
- 女性がん検診支援給付金^①
- がん自由診療等給付金



- 故意に給付金の支払事由を生じさせた人、または故意に被保険者を死亡させた人は、給付金を請求できません。
- 給付金をお支払いした場合、その後、他の法定相続人から重複してその給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

^① 契約者と被保険者が同一人である場合に限りです。

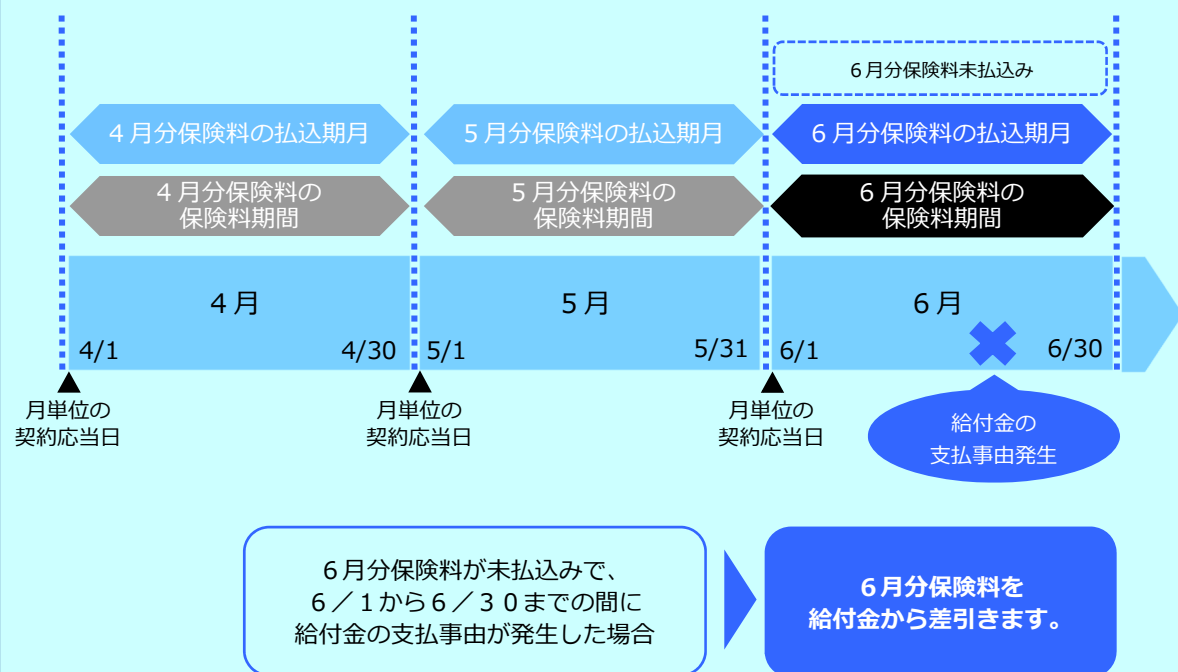
12 給付金のお支払い時の保険料の精算

給付金をお支払いする際、未払込保険料がある場合は、給付金から未払込保険料を差引いてお支払いします。

- 給付金の支払事由に該当した場合で、その時まで到来している保険料期間の未払込保険料がある場合は、当社はお支払いする給付金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。

《未払込保険料がある場合の給付金のお支払い例①》

【月払契約】 契約日：2月1日 月単位の契約応当日：各月1日



ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

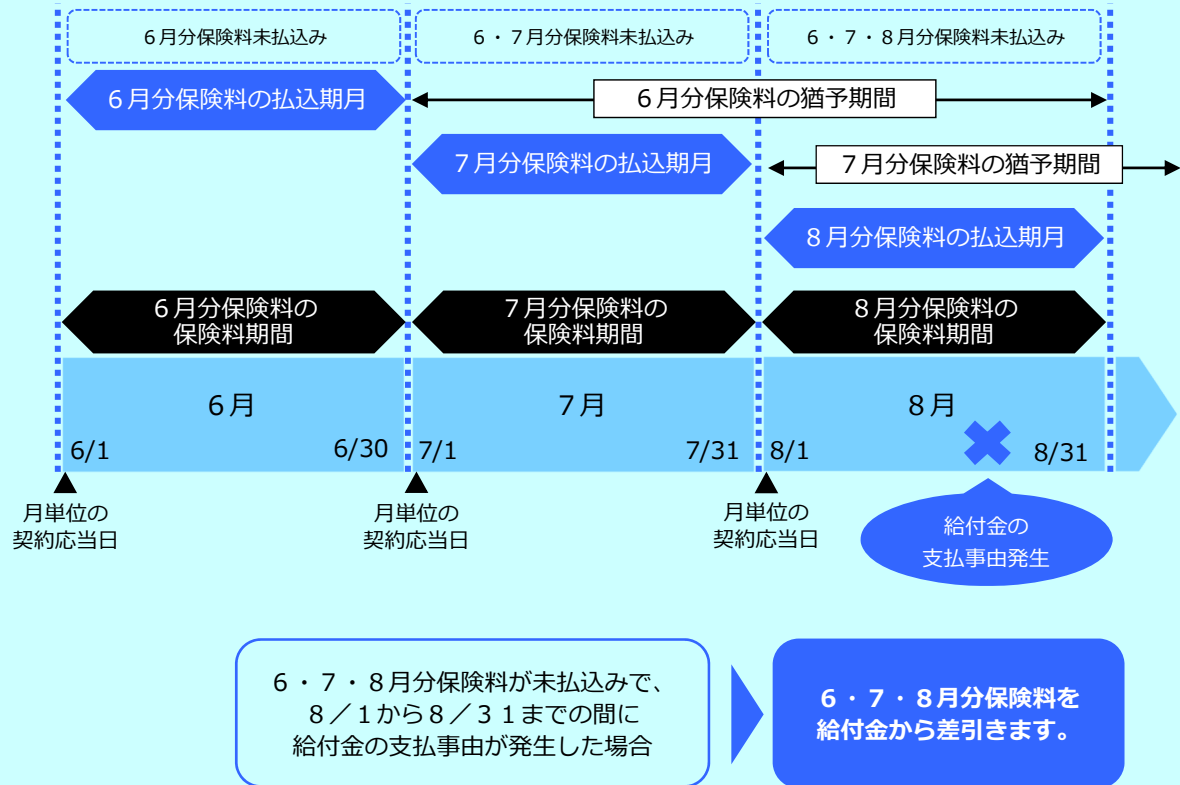
給付金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

《未払込保険料がある場合の給付金のお支払い例②》

【月払契約】 契約日：2月1日 月単位の契約応当日：各月1日



- お支払いする給付金から未払込保険料を差引くことができない場合は、未払込保険料を全額お払込みください。
未払込保険料の払込みがない場合には、給付金をお支払いできません。

13 給付金等をお支払いできない場合

お支払いできない場合

支払事由や保険料の払込みの免除事由に該当しない場合等は、当社は給付金のお支払いや保険料の払込みの免除をすることができません。^①

がん一時給付金、がん治療給付金、女性特定がん診断一時給付金、がん先進医療給付金、がん自由診療等給付金、がん患者申出療養給付金のお支払いができない場合や、がんによる保険料の払込みの免除ができない場合については、「6. 保障内容」のそれぞれのページもあわせてご確認ください。

(1) 支払事由に該当しない場合

- 給付金は、約款に定める支払事由に該当しない場合等はお支払いできません。
また、保険料の払込みの免除事由に該当しない場合等は保険料の払込みを免除できません。

例えば、がんの保障の開始前（責任開始^②時前または責任開始日から90日以内）にがんと診断確定された場合は、がんによる給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができません。

また、責任開始時前に生じた傷病や不慮の事故等を原因とする場合は、所定の高度障害状態・身体障害状態による保険料の払込みの免除ができません。



■ 傷病や不慮の事故等が責任開始時前に生じている場合でも、次の場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなし、所定の高度障害状態・身体障害状態による保険料の払込みの免除の対象となります。

- ・ 責任開始時前に生じた疾病を原因とする場合で、ご契約時に、その疾病について告知があった場合
- ・ 責任開始時前に生じた疾病を原因とする場合で、責任開始時前に医師の診療や検査等の結果で異常指摘を受けたことがなく、その疾病による症状について契約者および被保険者に認識や自覚がない場合

(2) 所定の高度障害状態・身体障害状態による保険料の払込みを免除できない場合

- 次のいずれかにより、所定の高度障害状態・身体障害状態による保険料の払込みの免除事由に該当しても、保険料の払込みの免除をすることはできません。

保険料の払込みの免除	保険料の払込みを免除できない場合
所定の高度障害状態による保険料の払込みの免除	契約者または被保険者の故意 ^③
所定の身体障害状態による保険料の払込みの免除	(ア) 契約者または被保険者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の犯罪行為 (ウ) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 (エ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (オ) 被保険者が無免許で運転 ^④ している間に生じた事故 (カ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

① お支払いできない場合や保険料の払込みを免除できない場合の詳細は、約款をご確認ください。

② 責任開始 「5. 責任開始（保障の開始）と契約日」の「責任開始（保障の開始）」参照

③ 「被保険者の故意」には自殺行為、自傷行為を含みます。

④ 無免許で運転 法令に定める運転資格を持たない運転をいいます。したがって、運転免許の効力停止中も含まれます。

(3) 告知義務違反^①による解除の場合

- 契約者や被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知したりした場合、当社は保険契約または特約を解除することがあります。
この場合、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、解約払戻金があるときはこれを契約者にお支払いします。また、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
ただし、給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発生が、告知義務違反の原因と直接関係のない場合には、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除を行います。

(4) 詐欺による取消の場合

- 契約者、被保険者または給付金の受取人の詐欺により保険契約の締結が行われたものと認められる場合、当社は保険契約または特約を取消することがあります。この場合、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(5) 不法取得目的による無効の場合

- 契約者が給付金（保険料の払込みの免除を含みます。）を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的で保険契約の締結が行われたものと認められる場合、保険契約または特約は無効となります。この場合、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(6) 重大事由による解除の場合

- 次の(A)～(E)のいずれかの事項に該当した場合、当社は保険契約または特約を解除することがあります。
この場合、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、解約払戻金があるときはこれを契約者にお支払いします。また、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
(A) 契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（保険料の払込みの免除を含みます。）を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で故意に保険事故を発生させたとき^②
(B) 給付金（保険料の払込みの免除を含みます。）の請求に関して、その受取人に詐欺があったとき^③
(C) 保険契約の重複により給付金額等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(D) 契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡時支払金受取人が、**反社会的勢力**^④に該当すると認められるとき、またはこれらの**反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係**^④を有していると認められるとき
(E) 上記(A)～(D)のほか、当社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、当社が保険契約または特約の存続が困難と判断する、上記(A)～(D)と同等の重大な事由があるとき

(7) 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱の場合の特例

- 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱が原因で所定の高度障害状態・身体障害状態による保険料の払込みの免除事由に該当した場合で、該当する被保険者の数の増加が保険契約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の一部または全部についてその払込みを免除しない場合があります。

① 告知義務違反 「4. 健康状態等の告知義務」の「告知義務違反」参照

② 未遂の場合を含みます。

③ 反社会的勢力 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

④ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者、給付金の受取人もしくは死亡時支払金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

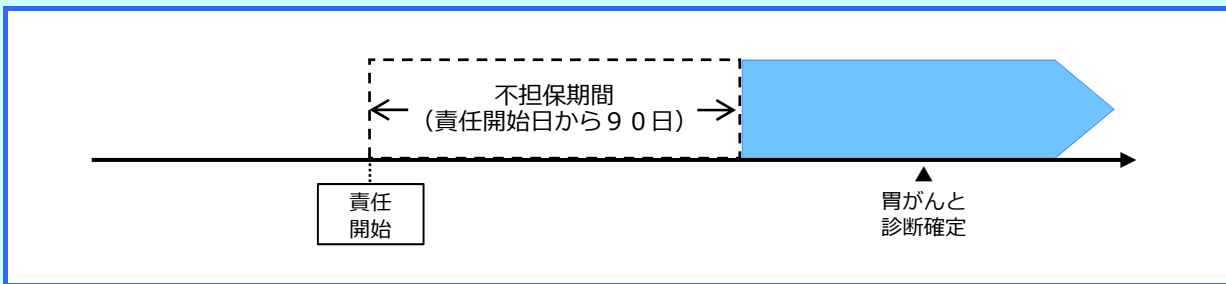
給付金をお支払いできる場合・お支払いできない場合の事例

※給付金をお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。なお、次の事例に記載の内容以外に他の事実関係が認められる場合には、異なる取扱いとなることがあります。

(1) がんに対する保障の開始前のがんの診断確定

○ お支払いできる場合

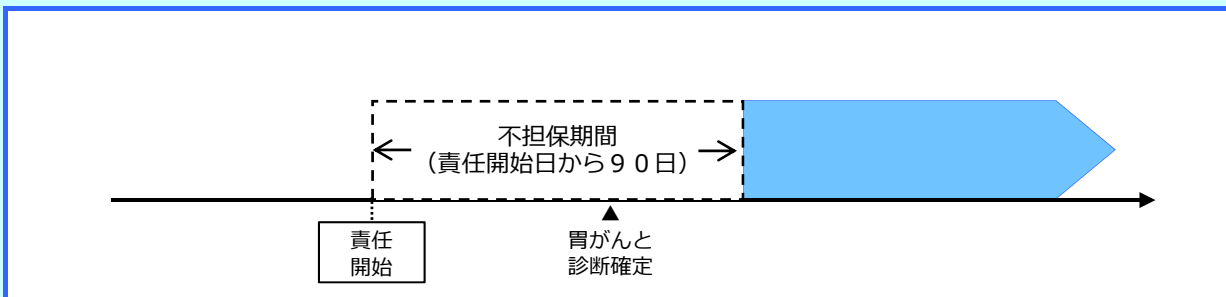
責任開始日から90日経過後に初めて「胃がん」と診断確定された場合



責任開始時前にかんがんと診断確定されたことがなく、責任開始日から90日の不担保期間経過後に初めてがんがんと診断確定されたため、給付金をお支払いします。

× お支払いできない場合

責任開始日から90日以内に初めて「胃がん」と診断確定された場合



責任開始日から90日の不担保期間中にがんがんと診断確定されたため、給付金をお支払いできません。

解説

- がんによる給付金のお支払いは、責任開始日から90日経過後に初めてがんがんと診断確定された場合に限りです。したがって、責任開始時前または責任開始日から90日以内の不担保期間中にがんがんと診断確定された場合は、がんによる給付金をお支払いできません。この場合、ご契約は無効となります。なお、がんによる保険料の払込みの免除についても同様の取扱いとなります。

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

給付金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

(2) 告知義務違反

○ お支払いできる場合

「胃かいよう」について通院治療により完治後、併せて指摘された「ピロリ菌」について治療をおこなったことを**正しく告知して**加入し、責任開始日から1年後に初めて、「ピロリ菌」と因果関係のある「胃がん」と診断確定された場合

告知義務違反に該当しないため、**給付金をお支払いします**。

× お支払いできない場合

「慢性C型肝炎」での通院について、**告知せず**に加入し、責任開始日から1年後に初めて、「慢性C型肝炎」と因果関係のある「肝臓がん」と診断確定された場合

告知義務違反に該当し、保険契約は解除となるため、**給付金をお支払いできません**。

解説

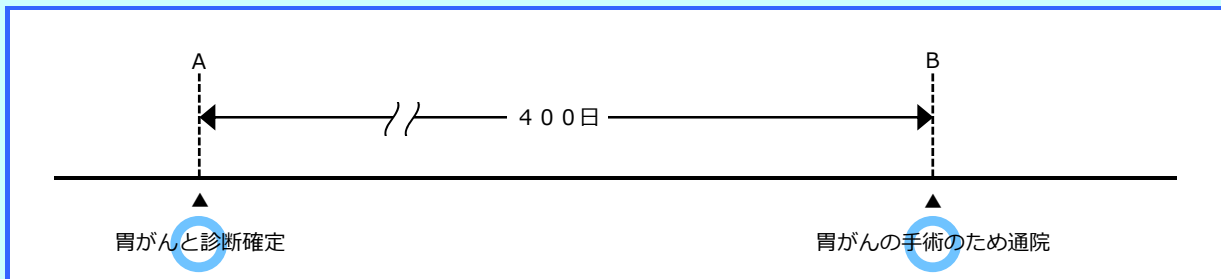
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障害状態等について事実を正確に間違いなく告知いただく必要があります。^①
- 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知したりした場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。
ただし、責任開始日から2年を経過していても、責任開始日から2年以内に解除の原因となる事実により、給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由が発生していた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。
この場合、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。
- 保険契約または特約を解除した場合でも、給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときには、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。

^① 詳細は、「4. 健康状態等の告知義務」をご確認ください。

(3) がん一時給付金（主契約：Ⅲ型の場合）

○ お支払いできる場合

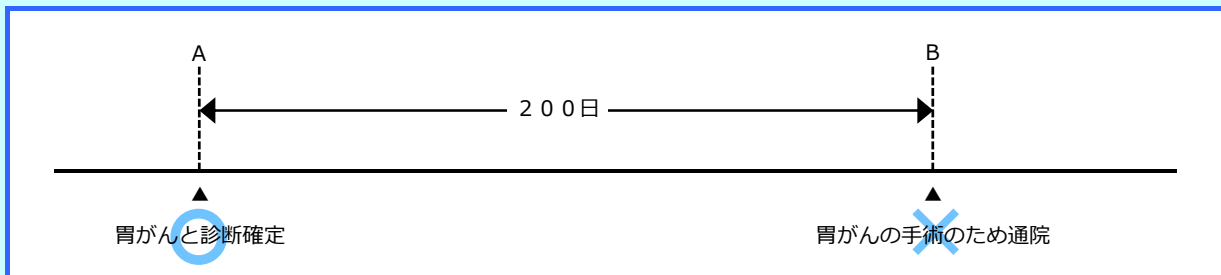
「胃がん」と診断確定され（下図の A）、がん一時給付金のお支払いを受けた後、**400日**後に、再発した「胃がん」の手術のための通院をした（下図の B）場合



「胃がん」と診断確定され、がん一時給付金のお支払いを受けた後、1年経過後に「胃がん」の手術のための通院をしたため、**がん一時給付金をお支払いします。**

✕ お支払いできない場合

「胃がん」と診断確定され（下図の A）、がん一時給付金のお支払いを受けた後、**200日**後に、再発した「胃がん」の手術のための通院をした（下図の B）場合



「胃がん」と診断確定され、がん一時給付金のお支払いを受けた後、1年未満に「胃がん」の手術のための通院をしたため、**がん一時給付金をお支払いできません。**

解説

- 2回目以後のがん一時給付金は、直前に支払われたがん一時給付金の支払事由該当日から1年経過後に、がんによる1日以上入院または所定の通院（所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療のための通院）をしたときにお支払いします。

ご契約のしおり

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

給付金等のお支払い

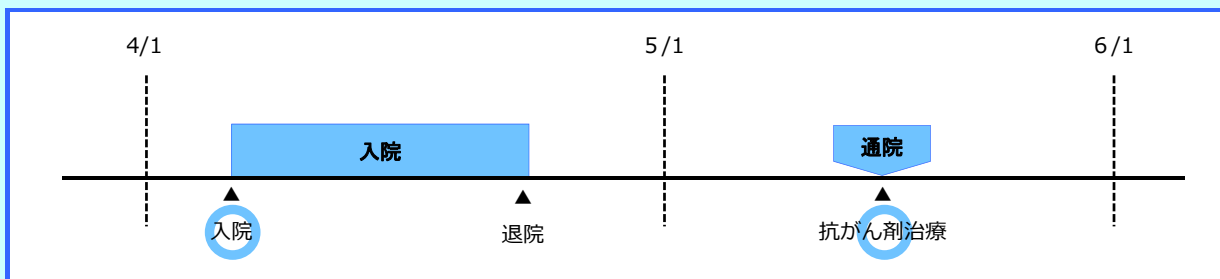
ご契約後の取扱い

その他お知らせ

(4) がん治療給付金（主契約：Ⅱ型もしくはⅢ型の場合）

○ お支払いできる場合

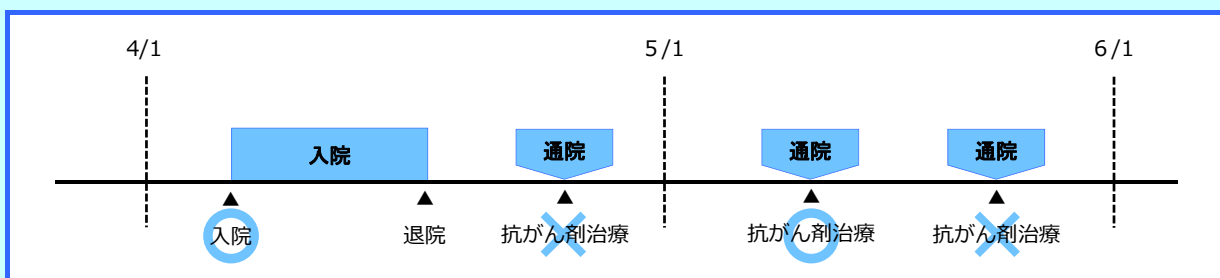
がんの治療のため入院をし、退院した月の翌月に、抗がん剤治療のための通院をした場合



がんの治療のため入院をし、その翌月に、抗がん剤治療のための通院をしたため、それぞれの月ごとにがん治療給付金をお支払いします。

✕ お支払いできない場合

がんの治療のための入院や抗がん剤治療のための通院をし、その同一の月に、抗がん剤治療のための通院をした場合



がんの治療のための入院や抗がん剤治療のための通院をし、がん治療給付金をお支払いした場合、それらと同一の月にした抗がん剤治療のための通院については、がん治療給付金をお支払いできません。

解説

- がん治療給付金のお支払いは同一の月で1回を限度とします。
- 通院により抗がん剤・ホルモン剤の処方を複数月分まとめて受けた場合には、その投薬期間にかかわらず、その処方せん料の算定対象となる処方せんが発行された日を、支払事由に該当する通院をした日とします。
- 処方せん料が算定される通院をし、その処方せんにもとづく抗がん剤・ホルモン剤の支給を実際には受けていない場合の通院は支払対象となりません。

(5) がん自由診療等給付金（がん特定自費診療特約）

○ お支払いできる場合 <がん特定自費診療特約を付加している場合>

がん診療連携拠点病院等に該当する病院で、がん自由診療に該当する抗がん剤（未承認薬）による治療を受けた場合

がん自由診療による療養を受けた病院が、がん診療連携拠点病院等に該当する病院であるため、**がん自由診療等給付金をお支払いします。**

✕ お支払いできない場合 <がん特定自費診療特約を付加している場合>

がん診療連携拠点病院等に該当しない病院で、がん自由診療に該当する抗がん剤（未承認薬）による治療を受けた場合

がん自由診療による療養を受けた病院が、がん診療連携拠点病院等に該当しない病院であるため、**がん自由診療等給付金をお支払いできません。**

解説

- がん自由診療によるがん自由診療等給付金のお支払いは、がん診療連携拠点病院等において療養を受けた場合に限りです。
- がん診療連携拠点病院等とは、次のいずれかに該当する病院等をいいます。^①
 - ・ 都道府県がん診療連携拠点病院
 - ・ 地域がん診療病院
 - ・ 小児がん中央機関
 - ・ がんゲノム医療中核拠点病院
 - ・ がんゲノム医療連携病院
 - ・ 地域がん診療連携拠点病院
 - ・ 特定領域がん診療連携拠点病院
 - ・ 小児がん拠点病院
 - ・ 特定機能病院
 - ・ がんゲノム医療拠点病院
 - ・ 日本臨床腫瘍学会認定研修施設
- がん診療連携拠点病院等は、療養を受けた時点で、厚生労働大臣による指定もしくは承認（がんゲノム医療連携病院については、がんゲノム医療中核拠点病院またはがんゲノム医療拠点病院による指定）を受けている病院等、または公益社団法人日本臨床腫瘍学会によって認定研修施設と認められている施設をいいます。
- 上記に該当する病院等については、厚生労働省または日本臨床腫瘍学会のホームページをご確認ください。
- がん自由診療によるがん自由診療等給付金のお支払いについては、がん診療連携拠点病院等において受けた療養であることの他、所定の要件^②があるため、療養を受ける前に必ず当社にご連絡ください。

^① これらの病院等と同等と当社が認めた医療法に定める日本国内にある病院を含みます。

^② 支払事由等の詳細は、「6. 保障内容」の「④がん特定自費診療特約」をご確認ください。



ご契約後の取扱い

14 特約の更新（がん特定自費診療特約）

特約の更新

特約の保険期間満了日の1カ月前までに保障を継続しない旨の申出がない限り、被保険者の健康状態にかかわらず、特約の保険期間満了日の翌日に自動的に更新します。更新により最長90歳まで保障を継続できます。

■更新後の取扱いは、次のとおりとなります。

(1) 特約の保険期間の取扱い

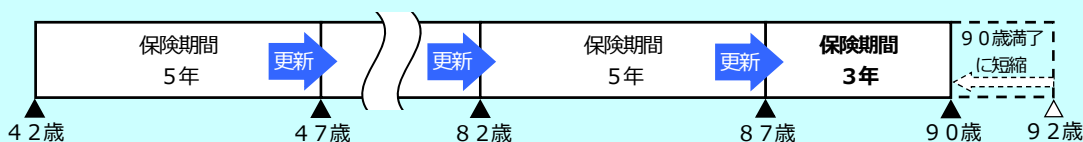
■更新後の特約の保険期間は5年です。ただし、保険期間を5年で更新すると次の場合に該当するときは、更新後の特約の保険期間を短縮して更新します。

保険期間を短縮する場合	短縮後の保険期間
更新後の特約の保険期間満了日における被保険者の年齢が90歳を超える場合	90歳満了
更新後の特約の保険期間中に主契約の保険料払込期間満了日が到来する場合	主契約の保険料払込期間満了日まで

《更新のイメージ1 更新後の特約の保険期間満了日における被保険者の年齢が90歳を超える場合》

【契約例】 契約年齢：42歳 / 主契約の保険料払込期間：終身

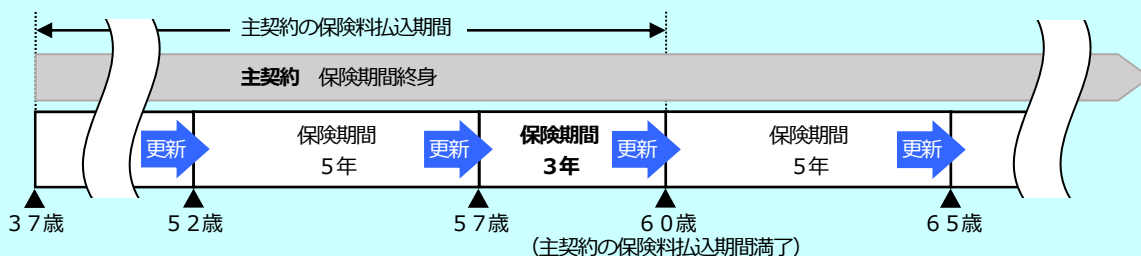
■87歳の更新時、保険期間を5年で更新すると、更新後の特約の保険期間満了日における被保険者の年齢が92歳となり、保険期間の上限である90歳を超えるため、90歳満了に保険期間を短縮して更新します。



《更新のイメージ2 更新後の特約の保険期間中に主契約の保険料払込期間満了日が到来する場合》

【契約例】 契約年齢：37歳 / 主契約の保険料払込期間：60歳満了

■57歳の更新時、保険期間を5年で更新すると、更新後の特約の保険期間中に主契約の保険料払込期間満了（60歳）が到来するため、主契約の保険料払込期間満了の60歳まで保険期間を短縮して更新します。なお、次の更新では、保険期間は5年となります。



※主契約の保険料払込期間満了後も、特約の保険料については継続して払込むことを要します。

(2) 特約の保険料の取扱い

- 更新後の特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢、保険料率により計算します。同一の保障内容で更新する場合でも、更新後の保険料は変更となることがあります。
- 主契約の保険料払込期間が有期の場合、主契約の保険料払込期間満了後に特約が更新されるときは、主契約の保険料払込期間満了後も、特約の保険料については継続して払込むことを要します。

(3) その他

- 特約の保険料の払込みが免除されている場合でも、特約は自動的に更新されます。また、更新後の特約についても保険料の払込みは免除されます。
- 更新後の特約には、更新日の約款を適用します。
- 更新時に特約の付加を取扱っていない場合には、特約は更新されません。この場合、更新の取扱いに準じて当社が定める他の特約に変更されることがあります。



■更新日の前日までの特約の保険料が当社の定める期間内に払込まれていない場合は、更新できません。

15 解約と解約払戻金

解約と解約払戻金

契約者は保険契約または特約の解約を請求することができます。^①

解約した場合、解約払戻金があるときは、当社はこれをお支払いします。

■解約の請求にあたっては、所定の手続きが必要となります。手続き方法をご案内しますので、はなさく生命お客様コンタクトセンター^②にご連絡ください。

■解約した時点で保険契約または特約は消滅し、以後の保障はなくなります。

■解約払戻金額は次のとおりです。

		主契約	特約
保険料払込期間が終身の場合		(解約払戻金はありません)	(解約払戻金はありません)
保険料払込期間が有期の場合	保険料払込期間中	(解約払戻金はありません)	
	保険料払込期間満了後	がん一時給付金額の10%と同額	



■主契約を解約した場合、付加されている特約も同時に消滅します。

■解約払戻金は、保険料払込期間満了の日までの保険料が払込まれていない場合、お支払いできません。

① 保険契約または特約を解約せず保険料の負担を軽減する方法については、「16. ご契約後の保障内容の見直し」をご確認ください。

② 電話番号等は、当冊子の裏表紙をご確認ください。

被保険者による契約者への解約請求

被保険者は契約者に対し、保険契約の解約を請求することができます。

- 被保険者と契約者が異なる保険契約の場合、**一定の条件^①**に該当するときには、被保険者は契約者に対して、保険法（第58条、第87条）にもとづき保険契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、保険契約の解約を行う必要があります。



- 被保険者は当社に対し、直接保険契約の解約を請求することはできません。**
解約の請求は、契約者が当社に行う必要があります。

債権者等による解約

契約者の**債権者等^②**から解約の請求があっても、給付金等の受取人は所定の手続きを行うことで、保険契約を存続させることができます。

- 債権者等による保険契約の解約^③は、解約の請求書が当社に到達した日の翌日から1カ月を経過した日に効力を生じます。
- 解約の請求書が当社に到達した日において、次のすべてを満たす給付金等の受取人は保険契約を存続させる権利があります。
 - ・契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ・契約者でないこと
- 給付金等の受取人が保険契約を存続させるためには、解約の請求書が当社に到達した日の翌日から1カ月以内に、次のすべての手続きを行う必要があります。
 - (A) 契約者の同意を得ること
 - (B) 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば、当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - (C) 上記(B)について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること

① **一定の条件** 被保険者が保険契約の申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変更した場合等をいいます。
例) 契約者と被保険者との間の親族関係の終了

② **債権者等** 差押債権者、破産管財人 等

③ 減額や特約の解約を含みます。

16 ご契約後の保障内容の見直し

給付金額の減額

給付金額を減額することにより、保険料の負担を軽減することができます。

- 減額した場合、当社は、以後の保険料を改めます。減額分に対応する**解約払戻金^①**があるときは、これを契約者にお支払いします。



- 次に該当する場合、減額はできません。
 - ・減額後の給付金額が当社の定める限度を下回る場合
 - ・保険料の払込みが免除された場合
- がん先進医療特約、がん特定自費診療特約についての減額の取扱いはありません。
- 解約払戻金は、保険料払込期間満了の日までの保険料が払込まれていない場合、お支払いしません。

給付金額の増額・特約の途中付加

- 主契約および特約の給付金額を増額することはできません。
- 次の特約については、途中付加はできません。

- 女性がん早期発見サポート特約
- がん先進医療特約
- がん特定自費診療特約

① 解約払戻金 「15. 解約と解約払戻金」参照

17 死亡時支払金受取人の変更

死亡時支払金受取人を変更する場合の取扱い

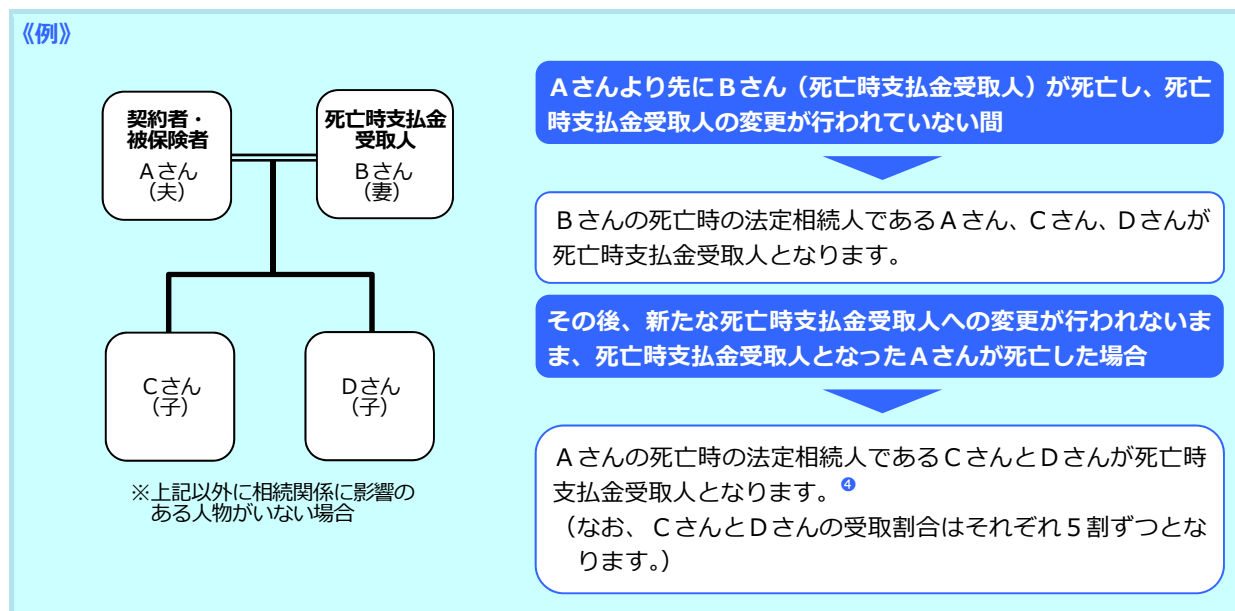
契約者は、死亡時支払金受取人を変更することができます。
また、死亡時支払金受取人の変更は契約者の遺言^①によって行うこともできます。

- 死亡時支払金受取人の変更にあたっては、被保険者の同意を得たうえで、当社に必要書類^②をご提出ください。ただし、変更できるのは、被保険者が死亡するまでの期間です。
- 遺言による死亡時支払金受取人の変更にあたっては、契約者が死亡した後、契約者の相続人が当社に必要書類をすみやかにご提出ください。
なお、遺言による死亡時支払金受取人の変更は、被保険者の同意がなければその効力を生じません。

死亡時支払金受取人が死亡した場合の取扱い

死亡時支払金受取人が死亡した場合は、すみやかに死亡時支払金受取人をご変更ください。

- 新たな死亡時支払金受取人への変更が行われるまでの間は、死亡時支払金受取人が死亡した時の法定相続人が死亡時支払金受取人となります。^③



- 死亡時支払金受取人の変更の通知が当社に到達する前に変更前の死亡時支払金受取人に死亡時支払金をお支払いしたときは、その後、変更後の死亡時支払金受取人から請求を受けても、当社は死亡時支払金を変更後の死亡時支払金受取人にお支払いできません。

① 遺言 法律上有効な遺言に限ります。
② 必要書類 詳細は、巻末の「主なお手続きの際の提出書類一覧表」をご確認ください。
③ 死亡時支払金受取人となった人が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
④ 被保険者であるAさんの死亡時支払金受取人としての地位は、Aさんの死亡時の法定相続人であるCさん、Dさんに移行するため、Aさんは実際に受取人にはなれません。

18 住所等の変更にもなう手続き

当社にご登録いただいた通信先（携帯電話番号等）・住所等の情報について、変更がある場合には、すみやかに当社にご連絡ください。手続きをご案内します。
変更のご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせをお届けできなくなることがあります。

■ 次のような場合は、はなさく生命お客様コンタクトセンター^①にご連絡ください。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・通信先（携帯電話番号等）の変更 | ・住所の変更 |
| ・死亡時支払金受取人の変更 | ・指定代理請求人の変更 |
| ・契約者の変更 | ・保険料払込方法の変更 |
| ・改姓・改名 | ・生命保険料控除証明書の再発行 |
- 等

■ 当社のホームページ（マイページ^②）でも、次の手続きができます。

- ・通信先（携帯電話番号等）の変更
 - ・住所の変更
 - ・生命保険料控除証明書の再発行
- 等

（2026年2月現在）



- 当社からののお知らせは、携帯電話番号を宛先とするメッセージサービスまたは郵送等により行います。通信先（携帯電話番号等）・住所等の変更について当社へご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせ等の通知をお届けできなくなるため、必ずご連絡ください。
- 当社からののお知らせのお届け先は、国内の通信先（携帯電話番号等）・住所のみとなります。海外渡航時には国内の通信先（携帯電話番号等）・住所をお申出ください。

① 電話番号等は、当冊子の裏表紙をご確認ください。

② マイページ ご契約成立後に開設されるお客様専用WEBサイトのことをいいます。

19 生命保険と税金

※税務の取扱いについては2025年11月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しています。

今後、税務の取扱いが変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務の取扱いについては、(顧問) 税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生命保険料控除

お払込みいただいた保険料に応じて、一定額がその年の所得から控除されるため、所得税と住民税が少なくなります。

(1) 生命保険料控除の具体内容

■ 生命保険料控除の対象となるご契約・保険料

- ・控除の対象となるご契約 ⇒ 納税する人が保険料を支払い、保険金・給付金等の受取人が自己または配偶者その他の親族であるご契約
- ・控除の対象となる保険料 ⇒ 1月から12月までに払込まれた保険料の合計額から、その期間に支払われた配当金を差引いた額^①

■ 生命保険料控除の種類

この保険に適用される生命保険料控除は次のとおりです。

主契約・特約	適用される生命保険料控除
がん保険（無解約払戻金型）【主契約】、がん先進医療特約、がん特定自費診療特約	介護医療保険料控除
女性がん早期発見サポート特約	一般生命保険料控除

※上記のほか、生命保険料控除の種類には個人年金保険料控除があります。

■ 生命保険料控除額

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除それぞれについて、控除額が所得から控除されます。控除額の詳細については当社ホームページにてご確認ください。

(2) 生命保険料控除の手続き

- 生命保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」(以下、「控除証明書」といいます。)を発行しますので、次の要領でご申告ください。

給与所得者	毎年12月の給与が支払われる前日までに、「給与所得者の保険料控除申告書」に「控除証明書」を添付して勤務先に提出し、年末調整を受けてください。
申告納税者	事業所得者等の申告納税者の方は、確定申告の際「確定申告書」に生命保険料控除対象額を記入し、「控除証明書」を添付のうえ税務署に提出し、控除を受けてください。

《「控除証明書」の送付時期》

毎年10月頃より順次、契約者あてに発送します。

① がん保険（無解約払戻金型）【主契約】とその特約には、配当金はありません。

給付金の税法上の取扱い

給付金の受取りにあたっては、非課税となることがあります。

■ 次の給付金について、受取人が被保険者の場合には全額非課税となります。

- がん一時給付金
- 女性特定がん診断一時給付金
- がん自由診療等給付金
- がん治療給付金
- がん先進医療給付金
- がん患者申出療養給付金



その他お知らせ

20 その他お知らせ

■ はなさく生命の組織運営

- 保険会社の会社形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者とは異なり、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

■ 個人情報の取扱い

当社では、お客様からいただいた個人情報を以下の目的の範囲内で利用いたします。

- ◆各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ◆日本生命グループ会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ◆当社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ◆再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
- ◆その他保険に関連・付随する業務

なお、当社ウェブサイト等の閲覧履歴、お客様の取引履歴等の情報を分析して、お客様のニーズにあった各種商品・サービスのご案内・提供（広告等の配信を含む）をさせていただく場合があります。

■ お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報

お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報は、ご本人の同意なしに取得せず、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。また、当該情報は、保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務遂行上必要な範囲内で、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発等の目的のために取得・利用いたします。

なお、保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

■ お申込みいただいたご契約が不成立となった場合の情報管理

お申込みいただいたご契約が不成立となった場合においても、お客様からいただいた個人情報は、ご契約が成立しなかった理由にかかわらず、当社における個人情報の利用目的の範囲内で利用いたします。なお、ご提出いただいた申込書・告知書等の書類につきましては、ご契約の成立・不成立にかかわらず返却いたしませんのでご了解ください。

■ 再保険会社への情報提供

当社は、お引受けする保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、再保険会社における当該保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

給付金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

■被保険者・受取人・指定代理請求人への個人情報の提供

当社は、お客様との間の保険契約について、保険契約のご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いを目的に、契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報を、契約者を同一とする契約の被保険者・受取人（後継年金受取人・死亡時支払金受取人を含む）・指定代理請求人に提供する場合があります。

■個人情報保護方針（お客様の個人情報の取扱い）

- 当社では、お客様から信頼いただける保険会社を目指すため、個人情報の取扱いに関する方針を定め、お客様からお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護に努めています。また、適正な個人情報保護を実現するため、この方針を継続的に維持・改善してまいります。

「個人情報保護方針」は当社ホームページ（<https://www.life8739.co.jp/>）をご確認ください。

当社は生命保険契約者保護機構に加入しています

- 当社は、お客様への保険金等のお支払いを確実に行うため、リスク管理と健全性の確保に努めています。
- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構

- 「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）の概要は以下のとおりです。
 - 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（*1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（*2）を除き、責任準備金等（*3）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（*4））
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

*1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）

*2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（※1）を超えていた契約を指します（※2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$

（※1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（※2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

*3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立している準備金等をいいます。

*4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

給付金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

■ 契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度 (他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用)

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

■ 契約内容登録制度・契約内容照会制度

お客様のご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が満15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が満15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

給付金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

【登録事項】

2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付を有する契約の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.life8739.co.jp/>) をご確認ください。

■支払査定時照会制度

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会を行い、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会

を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または死亡保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.life8739.co.jp/>) をご確認ください。

※上記の「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」は、各生命保険会社等が共同で利用する制度についての記載であり、当社において取扱いのない商品・手続き等に関する記載が含まれている場合があります。

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

給付金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

約款

“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載しています。

約款条項の基本的な構成

■約款中では、基本的に条・項・号を用いて規定しています。

〔例〕がん保険（無解約払戻金型）普通保険約款 第10条（保険料の払込）の規定の場合
（第3項以下は省略）

第10条

第10条（保険料の払込）

第1項

1 保険契約者は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料払込方法（経路））第1項に定める保険料払込方法（経路）にしたがい、保険料を、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

第1号

(1) 第1回保険料の払込期月
責任開始日から、その日を含めて、責任開始日の属する月の翌月末日まで

第2号

(2) 第2回以後の保険料の払込期月
(ア) 月払契約の場合
月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
(イ) 年払契約の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

この前項とは、「第1項」をさします。

第2項

2 **前項**で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

第1号

(1) 第1回保険料の保険料期間
(ア) 月払契約の場合
契約日からその翌月の月単位の契約応当日の前日までの期間
(イ) 年払契約の場合
契約日からその翌年の年単位の契約応当日の前日までの期間

第2号

(2) 第2回以後の保険料の保険料期間
(ア) 月払契約の場合
月単位の契約応当日からその翌月の月単位の契約応当日の前日までの期間
(イ) 年払契約の場合
年単位の契約応当日からその翌年の年単位の契約応当日の前日までの期間

がん保険（無解約払戻金型）普通保険約款目次

第1編 総則

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 総則

第2条 総則

第2編 主契約の給付に関する規定

3. 主契約の型

第3条 保険契約の型

4. 給付金

第4条 給付金の支払

第5条 法令等の改正等に伴う支払事由に関する規定の変更

第6条 給付金の受取人

5. 保険料の払込の免除

第7条 保険料の払込の免除

第8条 保険料の払込の免除に関する地震、噴火、津波、戦争その他の変乱の場合の特例

第3編 保険契約の取扱いに関する規定

6. 会社の責任開始

第9条 会社の責任開始

7. 保険料の払込

第10条 保険料の払込

第11条 保険料払込方法（経路）

8. 猶予期間および保険料の未払込による保険契約の消滅

第12条 猶予期間および保険料の未払込による保険契約の消滅

第13条 猶予期間中に保険事故が発生した場合

9. 請求、給付金の支払時期および支払場所

第14条 請求の手続き

第15条 指定代理請求人による請求

第16条 給付金の支払時期および支払場所

10. がん一時給付金の支払による保険契約の消滅

第17条 がん一時給付金の支払による保険契約の消滅

11. 保険契約者

第18条 保険契約者

第19条 保険契約者の住所または通信先の変更

12. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第20条 詐欺による取消

第21条 不法取得目的による無効

13. 告知義務、告知義務違反による解除および重大事由による解除

第22条 告知義務

第23条 告知義務違反による解除

第24条 告知義務違反による解除ができない場合

第25条 重大事由による解除

14. 責任開始時前にがんと診断確定されていた場合の取扱

第26条 責任開始時前にがんと診断確定されていた場合の取扱

15. 給付金額の減額

第27条 給付金額の減額

16. 解約および解約払戻金

第28条 解約

第29条 解約払戻金

第30条 債権者等による解約の効力等

17. 被保険者の死亡等

第31条 被保険者の死亡

第32条 死亡時支払金受取人

第33条 遺言による死亡時支払金受取人の変更

第34条 保険料等の払戻に関する取扱

18. 契約者配当金

第35条 契約者配当金

19. 特別条件

第36条 特別条件

20. その他

第37条 契約年齢の計算

第38条 契約年齢または性別の誤りの処理

第39条 時効

第40条 管轄裁判所

第4編 特則（保険契約の取扱いに関する規定）

21. 契約日に関する特則

第41条 契約日に関する特則

22. がん保険契約の乗換に関する特則

第42条 がん保険契約の乗換に関する特則

がん保険（無解約払戻金型）普通保険約款

第1編 総則

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用される用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

用語	意義
主契約	がん保険（無解約払戻金型）普通保険約款によって定められたこの保険契約のことをいい、付加している特約は含まれません。
主約款	がん保険（無解約払戻金型）普通保険約款のことをいいます。
責任開始時	保険契約の締結の際、会社の保険契約上の責任が開始される時のことをいいます。
責任開始日	責任開始時の属する日のことをいいます。
契約応当日	毎月または毎年の契約日に対応する日のことをいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日のことをいうものとします。
月払契約	保険料払込方法（回数）が月払の保険契約のことをいいます。
年払契約	保険料払込方法（回数）が年払の保険契約のことをいいます。
契約年齢	契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

2. 総則

第2条（総則）

- 主約款は、主契約の給付に関する規定および保険契約の取扱に関する規定を定めるものです。
- 主契約に付加している特約があるときは、主約款または付加している特約の約款にとくに規定のない限り、本編の規定および保険契約の取扱いに関する規定（第3編および第4編）は、その特約を含んだ保険契約についての規定とします。

第2編 主契約の給付に関する規定

3. 主契約の型

第3条（保険契約の型）

- 保険契約者は、主契約の締結の際、保険契約の型について、つぎのいずれかを指定するものとします。

保険契約の型	給付金の種類	給付金の支払回数の限度
I型	がん一時給付金	1回
II型	がん一時給付金	1回
	がん治療給付金	なし
III型	がん一時給付金	なし
	がん治療給付金	なし

- 前項により指定された保険契約の型の変更は取り扱いません。

4. 給付金

第4条（給付金の支払）

1 主契約における給付金の支払は、つぎのとおりです。

（1）保険契約の型がⅠ型の場合

名称	支払事由	支払額	受取人
がん一時給付金	責任開始時前に別表24に定めるがん（以下、「がん」といいます。）と医師によって診断確定されたことのない被保険者が、責任開始時以後保険期間中に初めてがんと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）による診断確定については、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下、同じ。）	がん一時給付金額	被保険者

（2）保険契約の型がⅡ型の場合

名称	支払事由	支払額	受取人
がん一時給付金	責任開始時前にがんと医師によって診断確定されたことのない被保険者が、責任開始時以後保険期間中に初めてがんと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき	がん一時給付金額	被保険者
がん治療給付金	責任開始時前にがんと医師によって診断確定されたことのない被保険者が、保険期間中につぎのいずれかに該当したとき a つぎの①および②をともに満たす入院（別表31）をしたとき ① 責任開始時以後に医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたがんを直接の原因とする入院であること ② そのがんの治療を目的とした、病院または診療所（別表16）への入院であり、かつ、入院日数が1日 ¹ 以上であること b つぎの①および②をともに満たす通院（別表31）（往診や訪問診療等、医師が治療のために被保険者の自宅等を訪問したときを含みます。以下、同じ。）をしたとき ① 責任開始時以後に医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたがんを直接の原因とする通院であること ② そのがんの治療を目的とした、病院または診療所（別表16）への通院であり、かつ、つぎのいずれかに該当する通院であること （ア）手術（別表58）のための通院 （イ）放射線治療（別表58）のための通院 （ウ）抗がん剤治療・ホルモン剤治療（別表58）のための、公的医療保険制度（別表5）にもとづく医科診療報酬点数表（別表50）（以下、「医科診療報酬点数表」といいます。）または歯科診療報酬点数表（別表51）（以下、「歯科診療報酬点数表」といいます。）によって抗がん剤・ホルモン剤（別表39）にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象となる通院	がん治療給付金の支払事由に該当した日の属する月ごとに、がん治療給付金額	

備考

1. 入院日数が1日

「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

(3) 保険契約の型がⅢ型の場合

名称	支払事由	支払額	受取人
がん一時給付金	<p>責任開始時前にかんと医師によって診断確定されたことのない被保険者が、保険期間中につきのいずれかに該当したとき</p> <p>a 第1回の給付金 責任開始時以後に初めてがんと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき</p> <p>b 第2回以後の給付金 直前に支払われることとなったがん一時給付金の支払事由に該当した日の1年後の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）以後に、つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>① つぎの（ア）および（イ）をともに満たす入院（別表31）をしたとき （ア）責任開始時以後に医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたがんを直接の原因とする入院であること （イ）そのがんの治療を目的とした、病院または診療所（別表16）への入院であり、かつ、入院日数が1日¹以上であること</p> <p>② つぎの（ア）および（イ）をともに満たす通院（別表31）をしたとき （ア）責任開始時以後に医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたがんを直接の原因とする通院であること （イ）そのがんの治療を目的とした、病院または診療所（別表16）への通院であり、かつ、つぎのいずれかに該当する通院であること （i）手術（別表53）のための通院 （ii）放射線治療（別表53）のための通院 （iii）抗がん剤治療（別表53）のための、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって抗がん剤（別表52）にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象となる通院</p>	1回につき、 がん一時給付金額	被保険者
がん治療給付金	<p>責任開始時前にかんと医師によって診断確定されたことのない被保険者が、保険期間中につきのいずれかに該当したとき</p> <p>a つぎの①および②をともに満たす入院（別表31）をしたとき ① 責任開始時以後に医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたがんを直接の原因とする入院であること ② そのがんの治療を目的とした、病院または診療所（別表16）への入院であり、かつ、入院日数が1日¹以上であること</p> <p>b つぎの①および②をともに満たす通院（別表31）をしたとき ① 責任開始時以後に医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたがんを直接の原因とする通院であること ② そのがんの治療を目的とした、病院または診療所（別表16）への通院であり、かつ、つぎのいずれかに該当する通院であること （ア）手術（別表58）のための通院 （イ）放射線治療（別表58）のための通院 （ウ）抗がん剤治療・ホルモン剤治療（別表58）のための、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって抗がん剤・ホルモン剤（別表39）にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象となる通院</p>	がん治療給付金の支払事由に該当した日の属する月ごとに、がん治療給付金額	被保険者

2 前項の規定にかかわらず、責任開始時前にかんと医師によって診断確定されたことのない被保険者が、責任開始時以後、責任開始日からその日を含めて90日以内にかんと医師によって診断確定された場合には、給付金は支払いません。この場合、第23条（告知義務違反による解除）および第25条（重大事由による解除）の規定は適用せず、主契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた主契約の保険料を被保険者に払い戻します。

3 疾病（がんを除きます。）または傷害を直接の原因とする入院中に、被保険者ががんを併発したときは、そのがんの治療を開始した日から終了した日までの入院について、がんを直接の原因とする入院をしたものとみなして取り扱います。

4 第1項第2号および第3号の規定にかかわらず、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって抗がん剤・ホルモン剤（別表39）にかかる処方せん料の算定対象となる通院をした場合で、その処方せんにもとづく抗がん剤・ホルモン剤（別表39）の支給を受けていないときは、会社は、がん治療給付金を支払いません。

備考

1. 入院日数が1日

「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

- 5 第1項第3号の規定にかかわらず、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって抗がん剤（別表52）にかかる処方せん料の算定対象となる通院をした場合で、その処方せんにもとづく抗がん剤（別表52）の支給を受けていないときは、会社は、がん一時給付金を支払いません。
- 6 被保険者が、直前に支払われることとなったがん一時給付金の支払事由に該当した日の1年後の応当日に、第1項第3号のがん一時給付金の支払事由のうちのb①に定める入院を継続しているときは、その日に入院を開始したものとみなして同号のがん一時給付金の規定を適用します。
- 7 被保険者が、入院中がんと診断確定された場合、その入院中の診断確定された日より前の入院のうち、がんの治療を目的とした入院と認められるものについては、診断確定されたがんの治療を目的とした入院に含みます。
- 8 がん治療給付金の支払事由に該当する入院または通院を同一の月に2回以上した場合は、その月の最初に入院または通院をした日をがん治療給付金の支払事由に該当した日とみなして取り扱います。
- 9 がん治療給付金額の減額があった月のがん治療給付金の支払額は、その月の最初に被保険者ががん治療給付金の支払事由に該当する入院または通院をした日のがん治療給付金額とします。

第5条（法令等の改正等に伴う支払事由に関する規定の変更）

- 1 会社は、主契約の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が主契約の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、主契約の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- 2 会社は、前項の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、「契約条項変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由に関する規定を変更します。
- 3 本条の規定により主契約の支払事由に関する規定を変更する場合には、契約条項変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第6条（給付金の受取人）

- 1 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡時支払金受取人（死亡払戻金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第4条（給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、保険契約者を給付金の受取人とします。
- 2 給付金の受取人は、被保険者（前項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。
- 3 被保険者が死亡した場合、給付金については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者が、被保険者の他の法定相続人を代理して請求するものとします。ただし、給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - （1）死亡時支払金受取人（法定相続人である死亡時支払金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - （2）前号に該当する者がいない場合
指定代理請求人（被保険者の死亡時において第15条（指定代理請求人による請求）第3項各号に定める範囲内であることを要します。）
 - （3）第1号および前号に該当する者がいない場合
配偶者
 - （4）第1号から前号までに該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- 4 前項の規定により、会社が給付金を支払った場合には、その後重複してその給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 故意に給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第3項に定める請求を行うことができません。

5. 保険料の払込の免除

第7条（保険料の払込の免除）

- 1 被保険者がつぎの各号に定める保険料の払込の免除事由のいずれかに該当したときは、会社は、その直後に到来する第10条（保険料の払込）第2項に定める保険料期間（以下、本条において「保険料期間」といいます。）以降の保険料の払込を免除します。

保険料の払込の免除事由	保険料の払込を免除しない場合
(1) 被保険者が責任開始時以後の疾病または傷害を原因として保険料払込期間中に高度障害状態（別表10）に該当したとき。この場合、責任開始時にすでにあった障害状態に責任開始時以後の疾病または傷害（責任開始時にすでにあった障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限りま）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表10）に該当したときを含みます。	保険契約者または被保険者の故意により被保険者が高度障害状態（別表10）に該当したとき
(2) 被保険者が責任開始時以後に生じた不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表11）に該当したとき。この場合、責任開始時にすでにあった障害状態に責任開始時以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（別表11）に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより被保険者が身体障害の状態（別表11）に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 保険契約者または被保険者の重大な過失 ③ 被保険者の犯罪行為 ④ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- 2 保険契約の型がⅡ型またはⅢ型の場合は、前項のほか、被保険者がつぎに定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、会社は、その直後に到来する保険料期間以降の保険料の払込を免除します。

保険料の払込の免除事由	保険料の払込を免除しない場合
責任開始時前にかんと医師によって診断確定されたことのない被保険者が、責任開始時以後保険料払込期間中に初めてかんと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき	—

- 3 被保険者が責任開始時に生じた疾病を原因として責任開始時以後に高度障害状態（別表10）に該当した場合でも、つぎの各号のいずれかに該当するときは、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

- (1) 保険契約の締結の際にその疾病の告知があった場合
(2) その疾病に関して、責任開始時に、被保険者が医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、検査（人間ドック、健康診断を含みます。）の結果で異常指摘を受けたことがない場合。ただし、その疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 4 第2項の規定にかかわらず、責任開始時前にかんと医師によって診断確定されたことのない被保険者が、責任開始時以後、責任開始日からその日を含めて90日以内にかんと医師によって診断確定された場合には、保険料の払込の免除は行いません。この場合、第23条（告知義務違反による解除）および第25条（重大事由による解除）の規定は適用せず、主契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- 5 第1項または第2項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後第10条第1項に定めるそれぞれの契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
- 6 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、第10条第3項に定める保険料払込方法（回数）の変更に関する規定および第27条（給付金額の減額）の規定は適用しません。

第8条（保険料の払込の免除に関する地震、噴火、津波、戦争その他の変乱の場合の特例）

前条（保険料の払込の免除）の規定にかかわらず、被保険者がつぎの第2号により高度障害状態（別表10）に該当した場合または第1号もしくは第2号により身体障害の状態（別表11）に該当した場合で、その原因により前条第1項に定める保険料の払込の免除事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の一部または全部についてその払込を免除しないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
(2) 戦争その他の変乱

第3編 保険契約の取扱いに関する規定

6. 会社の責任開始

第9条（会社の責任開始）

- 1 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込または第22条（告知義務）に定める告知のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。
- 2 契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 3 責任開始日から契約日の前日までの間に、保険料の払込を免除すべき事由が発生したときには、会社は、責任開始日から契約日の前日までの間についても、保険期間、保険料払込期間および次条（保険料の払込）第2項第1号に定める第1回保険料の保険料期間とみなして、主約款および付加している特約の約款の規定を適用します。
- 4 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）を発行します。
 - （1）当会社名
 - （2）保険契約者の氏名または名称
 - （3）被保険者の氏名
 - （4）給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - （5）支払事由（付加する特約については特約の名称で代えることがあります。）
 - （6）保険期間
 - （7）給付金の額
 - （8）保険料およびその払込方法（回数）
 - （9）契約日
 - （10）保険証券を作成した年月日

7. 保険料の払込

第10条（保険料の払込）

- 1 保険契約者は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料払込方法（経路））第1項に定める保険料払込方法（経路）にしたがい、保険料を、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - （1）第1回保険料の払込期月
責任開始日から、その日を含めて、責任開始日の属する月の翌月末日まで
 - （2）第2回以後の保険料の払込期月
 - （ア）月払契約の場合
月単位の契約当日の属する月の初日から末日まで
 - （イ）年払契約の場合
年単位の契約当日の属する月の初日から末日まで
- 2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
 - （1）第1回保険料の保険料期間
 - （ア）月払契約の場合
契約日からその翌月の月単位の契約当日の前日までの期間
 - （イ）年払契約の場合
契約日からその翌年の年単位の契約当日の前日までの期間
 - （2）第2回以後の保険料の保険料期間
 - （ア）月払契約の場合
月単位の契約当日からその翌月の月単位の契約当日の前日までの期間
 - （イ）年払契約の場合
年単位の契約当日からその翌年の年単位の契約当日の前日までの期間
- 3 保険契約者は、会社の定める基準にもとづき、月払または年払の保険料払込方法（回数）を相互に変更することができません。
- 4 第1項第2号の保険料が、それぞれの契約当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。ただし、第1号において給付金を支払うときは、給付金とともに給付金の受取人に払い戻します。
 - （1）保険契約または付加している特約の消滅（第20条（詐欺による取消）または第21条（不法取得目的による無効）に

備考

1. 電磁的方法

第9条（会社の責任開始）、第22条（告知義務）および第38条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

該当する場合は除きます。)

(2) 主契約または付加している特約の給付金額の減額

(3) 保険料の払込の免除事由の発生

- 5 年払契約の場合で、すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、前項各号に定めるいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。また、保険料の払込が免除された後に、払込があったものとして取り扱う保険料を除きます。）のうち、保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日の翌日以後、最初に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数（月単位の契約応当日から翌月の月単位の契約応当日の前日までの期間を1か月として計算します。）に対応する保険料相当額を、保険契約者に支払います。ただし、前項第1号において給付金を支払うときは、給付金とともに給付金の受取人に支払います。
- 6 月払契約の場合で、すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、第4項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合であっても、会社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。
- 7 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの契約応当日以後それぞれの払込期月の末日まで（第1回保険料については責任開始日以後第1回保険料の払込期月の末日まで。第9項において同じ。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。
- 8 前項の支払うべき金額が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、給付金を支払いません。
- 9 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの契約応当日以後それぞれの払込期月の末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

第11条（保険料払込方法（経路））

- 1 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料払込方法（経路）を選択することができます。
 - (1) 口座振替扱 会社の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法
 - (2) クレジットカード扱 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
- 2 前項の規定にかかわらず、前項各号に定める保険料払込方法（経路）を選択する場合には、それぞれつぎの特約の付加を要し、会社がこれらの特約の付加を取り扱っていない場合には、その保険料払込方法（経路）を選択することはできません。
 - (1) 口座振替扱の場合 口座振替扱特約
 - (2) クレジットカード扱の場合 クレジットカード扱特約
- 3 保険契約者は、第1項各号の保険料払込方法（経路）を相互に変更することができます。この場合、前項の規定を適用します。

8. 猶予期間および保険料の未払込による保険契約の消滅

第12条（猶予期間および保険料の未払込による保険契約の消滅）

- 1 保険料の払込については、払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
- 2 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間の満了をもって消滅します。

第13条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

- 1 猶予期間中に給付金または死亡払戻金を支払うべき事由が生じたときには、会社は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。
- 2 前項の支払うべき金額が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料をその猶予期間の満了する日までに払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、給付金または死亡払戻金を支払いません。
- 3 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じたときには、保険契約者は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料をその猶予期間の満了する日までに払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

9. 請求、給付金の支払時期および支払場所

第14条（請求の手続き）

- 1 給付金の支払事由が生じたときまたは保険料の払込の免除事由が生じたときは、支払事由が生じた給付金の受取人または保険契約者は、ただちに会社に通知してください。
- 2 支払事由が生じた給付金の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに給付金（または保険料の払込の免除）を請求してください。この場合、第4項に定める必要書類を会社に提出してください。
- 3 前項のほか、主約款または付加している特約の約款に定めるつぎの各号の取扱を行う場合は、次項に定める必要書類を会社に提出してください。
 - (1) 保険契約にもとづく支払金の支払（給付金の支払を除きます。）の請求
 - (2) 被保険者の死亡の通知
 - (3) 保険契約の内容の変更等の請求
- 4 第2項および前項の必要書類は、つぎの各号に定める書類のうち会社が提出を求めるもの（書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。）とします。

- (1) 第2項の必要書類
 - ① 会社所定の請求書
 - ② 請求権者であることを証する会社所定の書類
 - ③ 給付金の支払事由が生じたことを証する会社所定の書類
 - ④ 保険料の払込の免除事由が生じたことを証する会社所定の書類
 - ⑤ その他の請求の手続きに必要な会社所定の書類

- (2) 前項の必要書類
 - ① 会社所定の請求書
 - ② 請求権者であることを証する会社所定の書類
 - ③ その他の請求の手続きに必要な会社所定の書類

- 5 保険契約の型がⅡ型またはⅢ型の場合で、第7条(保険料の払込の免除)第2項に定める保険料の払込の免除事由に該当し、かつ、がん一時給付金の請求があったときは、第2項の規定にかかわらず、保険契約者から第7条第2項に定める保険料の払込の免除について請求があったものとして取り扱います。

第15条(指定代理請求人による請求)

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめ指定代理請求人を1人指定することができます。ただし、給付金の受取人が法人である場合を除きます。

- 2 前条(請求の手続き)第2項の規定にかかわらず、給付金の受取人(保険料の払込の免除については、保険契約者。以下、本条において同じ。)が、つぎの各号に定める給付金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めるときその他の給付金等を請求できない特別な事情があると会社が認めるときは、保険契約者が指定した指定代理請求人が、給付金の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。

- (1) がん一時給付金

- (2) がん治療給付金

- (3) 保険契約者と被保険者が同一人である場合の第7条(保険料の払込の免除)に定める保険料の払込の免除(あわせて保険契約者に支払うべき支払金を含みます。)

- (4) 付加している特約の約款に定める指定代理請求人による請求の対象となる給付金

- 3 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時においてつぎの各号に定める者であることを要します。

- (1) つぎの範囲内の者

- (ア) 被保険者の戸籍上の配偶者

- (イ) 被保険者の直系血族

- (ウ) 被保険者の兄弟姉妹

- (エ) 前(イ)(ウ)のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、給付金の受取人のために給付金等を請求すべき適当な関係があると会社が認められた者

- (ア) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者

- (イ) 被保険者の財産管理を行っている者

- (ウ) 死亡時支払金受取人

- (エ) その他前(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等の関係にある者

- 4 第2項の規定により、会社が給付金等を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその給付金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- 5 本条の規定にかかわらず、故意に給付金の支払事由(保険料の払込の免除事由を含みます。)を生じさせた者または故意に給付金の受取人を第2項に定める給付金等を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

- 6 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、指定代理請求人を変更することができます。

- 7 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、保険契約または付加している特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、第23条(告知義務違反による解除)第4項に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または死亡時支払金受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第16条(給付金の支払時期および支払場所)

- 1 給付金は、第14条(請求の手続き)第4項に定める必要書類(必要事項が完備されていることを要します。以下、本条において「必要書類」といいます。)が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

- 2 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から給付金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

- (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

主約款および付加している特約の約款に定める支払事由に該当する事実の有無

- (2) 給付金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合

給付金の支払事由が発生した原因

- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因

(4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号および前号に定める事項、第25条（重大事由による解除）第1項第4号（ア）から（オ）までに該当する事実（同条第4項の規定により同条第1項第4号の規定を読み替えて適用する場合を含みます。）の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金の請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、第1項および前項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

(2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

(3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日

4 第2項および前項の規定を適用する場合には、会社は、給付金を請求した者に通知します。

5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

6 第1項から前項までの規定は、保険料の払込の免除について準用します。

7 第1項から第5項までの規定は、第14条第3項第1号の支払金について準用します。ただし、第30条（債権者等による解約の効力等）に定める債権者等による保険契約の解約の場合の支払金の支払時期については、第30条第1項に定める解約の効力発生日を、本条に定める必要書類が会社に到達した日とみなして準用します。

10. がん一時給付金の支払による保険契約の消滅

第17条（がん一時給付金の支払による保険契約の消滅）

保険契約の型がI型の場合で、がん一時給付金が支払われたときには、被保険者が第4条（給付金の支払）第1項第1号に定めるがん一時給付金の支払事由に該当した時から保険契約は消滅したものとします。

11. 保険契約者

第18条（保険契約者）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が死亡したときは、保険契約者の相続人を保険契約者とします。この場合、保険契約者が2人以上いるときは、当該保険契約者の中から他の保険契約者を代理する1人の者を定めてください。
- 3 前項の者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 4 第2項の規定により保険契約者が2人以上いる場合は、その責任は連帯とします。

第19条（保険契約者の住所または通信先の変更）

- 1 保険契約者が住所または通信先を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 保険契約者が前項の通知をしなかった場合は、保険契約者からの通知により会社の知った最後の住所または通信先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなして取り扱います。

12. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第20条（詐欺による取消）

保険契約者、被保険者または給付金の受取人の詐欺により保険契約の締結が行われたときは、会社は保険契約または付加している特約の取消を行うことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第21条（不法取得目的による無効）

保険契約者が給付金（保険料の払込の免除を含みます。以下、本条において同じ。）を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行ったときは、保険契約または付加している特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

13. 告知義務、告知義務違反による解除および重大事由による解除

第22条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際、給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性

に関する重要な事項のうち、会社所定の告知書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）で質問した事項については、その告知書により告知することを要し、また、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第23条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、前条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約または付加している特約を解除することができます。
- 2 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約または付加している特約を解除することができます。この場合、会社は給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。またすでに給付金を支払っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めすることができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- 4 本条の規定による保険契約または付加している特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡時支払金受取人に解除の通知をします。
- 5 前項の保険契約者に対する通知を行う場合は、第18条（保険契約者）第2項および同条第3項の規定を準用します。死亡時支払金受取人が2人以上いる場合も同様とします。
- 6 本条の規定により保険契約または付加している特約が解除された場合には、会社は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第24条（告知義務違反による解除ができない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条（告知義務違反による解除）の規定による解除をすることができません。
 - (1) 会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第22条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第22条に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じているとき（責任開始時に原因が生じていたことにより、給付金の支払または保険料の払込の免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
- 2 前項第2号および第3号の規定は、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第22条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第25条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約または付加している特約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が主契約もしくは付加している特約の給付金（保険料の払込の免除を含みます。以下、本項において同じ。）を詐取する目的または第三者に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 主契約または付加している特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 第1号から前号までのほか、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、保険契約または付加している特約の存続を困難とする第1号から前号までに定める事由と同等の重大な事由がある場合

備考

1. 電磁的方法

第9条（会社の責任開始）、第22条（告知義務）および第38条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

- 2 会社は、給付金の支払事由（以下、本項において「支払事由」といいます。）または保険料の払込の免除事由（以下、本項において「免除事由」といいます。）が生じた後でも、保険契約または付加している特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に、支払事由または免除事由が生じていたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 会社は、その支払事由または免除事由については、給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。
 - (2) 会社は、その支払事由により、すでに給付金を支払っていたときでもその返還を請求することができ、また、その免除事由により、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。
- 3 本条の規定による解除については、第23条（告知義務違反による解除）第4項から第6項までの規定を準用します。
- 4 死亡時支払金受取人がいるときは、第1項第4号中「保険契約者、被保険者または給付金の受取人」とあるのは「保険契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡時支払金受取人」と、「保険契約者または給付金の受取人」とあるのは「保険契約者、給付金の受取人または死亡時支払金受取人」と読み替えて、第1項第4号の規定を適用します。

14. 責任開始時前にかんと診断確定されていた場合の取扱

第26条（責任開始時前にかんと診断確定されていた場合の取扱）

被保険者が責任開始時前にかんと医師によって診断確定されていたときには、第23条（告知義務違反による解除）および前条（重大事由による解除）の規定は適用せず、主契約は無効とし、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者および被保険者が、主契約の締結の際に、被保険者が責任開始時前にかんと医師によって診断確定されていた事実を知らなかったとき
会社は、すでに払い込まれた主契約の保険料を保険契約者に払い戻します。
- (2) 保険契約者または被保険者が、主契約の締結の際に、被保険者が責任開始時前にかんと医師によって診断確定されていた事実を知っていたとき
会社は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

15. 給付金額の減額

第27条（給付金額の減額）

- 1 保険契約者は、主契約または付加している特約の給付金額の減額を請求することができます。
- 2 本条の請求により給付金額が減額された場合、会社は、将来の保険料を改め、減額分に対応する解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
- 3 会社は、第1項の規定にかかわらず、減額後の給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

16. 解約および解約払戻金

第28条（解約）

保険契約者は、将来に向かって保険契約または付加している特約を解約し、解約払戻金があるときはこれを請求することができます。

第29条（解約払戻金）

- 1 主契約の解約払戻金は、つぎのとおりです。
 - (1) 保険期間と保険料払込期間が同一の場合
解約払戻金はありません。
 - (2) 保険期間と保険料払込期間が異なる場合
保険料払込期間中は、解約払戻金はありません。保険料払込期間経過後は、がん一時給付金額の10%と同額の解約払戻金があります。ただし、保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれていない場合、解約払戻金は支払いません。
- 2 付加している特約の解約払戻金は、特約ごとに特約の約款に定めるところによります。

第30条（債権者等による解約の効力等）

- 1 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約または付加している特約の解約（給付金額が減額される場合を含みます。以下、本条において同じ。）をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約または付加している特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に つぎの各号のすべてを満たす給付金または死亡払戻金（以下、本条において「給付金等」といいます。）の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じたまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金等の支払事由が生じ、会社が給付金等を支払うべきときで、給付金等を支払うことにより保険契約または付加している特約が消滅する場合は、その支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、その給付金等の受取人に支払います。

17. 被保険者の死亡等

第31条（被保険者の死亡）

- 1 被保険者が死亡した場合は、保険契約は消滅します。
- 2 前項の場合、保険契約者（保険契約者と被保険者が同一人の場合は保険契約者の死亡時の法定相続人）は、ただちに会社に通知してください。
- 3 第1項の場合、解約払戻金があるときは、会社は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者と被保険者が同一人の場合、第6条（給付金の受取人）第3項および同条第4項の規定を準用して支払います。
- 4 第1項の場合、死亡時支払金受取人がいるときは、第2項および前項の規定にかかわらず、つぎの各号の規定により取り扱います。
 - （1）死亡時支払金受取人は、ただちに会社に通知してください。
 - （2）解約払戻金があるときは、会社は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を死亡時支払金受取人に支払います。ただし、死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、会社はこれを支払いません。この場合、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。
 - （3）死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡払戻金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡払戻金の残額をその他の死亡時支払金受取人に支払い、支払わない死亡払戻金に対応する部分については、前号ただし書きに該当する場合の取扱にもとづきその部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

第32条（死亡時支払金受取人）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめ死亡時支払金受取人を指定することができます。
- 2 保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡時支払金受取人を変更することができます。
- 3 死亡時支払金受取人の死亡時以後、死亡時支払金受取人の変更が行われていない間は、死亡時支払金受取人の死亡時の法定相続人を死亡時支払金受取人（本項の規定により死亡時支払金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡時支払金受取人となった者のうち生存している他の死亡時支払金受取人）とします。
- 4 前項により死亡時支払金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
- 5 第2項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡時支払金受取人に死亡払戻金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡時支払金受取人から死亡払戻金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 死亡時支払金受取人が2人以上いるときは、当該死亡時支払金受取人の中から他の死亡時支払金受取人を代理する1人の者を定めてください。

第33条（遺言による死亡時支払金受取人の変更）

- 1 前条（死亡時支払金受取人）第2項に定めるほか、保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、法律上有効な遺言により、死亡時支払金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡時支払金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 第1項および前項による死亡時支払金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条（保険料等の払戻に関する取扱）

- 1 保険契約者と被保険者が同一人の場合で、被保険者が死亡し、かつ、被保険者の死亡によりつぎの各号の金額を会社が支払うときは、第10条（保険料の払込）の規定にかかわらず、会社は、その支払うべき金額を第6条（給付金の受取人）第3項および第4項の規定を準用して支払います。
 - （1）第10条に定める、払込を要しなくなった場合に払い戻す、払い込まれた保険料
 - （2）第10条に定める、年払契約の場合の、すでに払い込まれた保険料のうち、払込を要しなくなった保険料相当額
- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者が死亡した場合に、死亡時支払金受取人がいるときは、前項に定める支払うべき金額は死亡時支払金受取人に支払います。

18. 契約者配当金

第35条（契約者配当金）

主契約および付加している特約には、契約者配当金はありません。

19. 特別条件

第36条（特別条件）

主契約の申込の際、被保険者となるべき者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合であっても、その適合しない内容および程度に応じて、特定高度障害状態不担保法により、会社は、主契約の責任を負うことがあります。この方法による場合には、被保険者が眼球または眼球附属器に生じた疾病（感染症（別表12）を除きます。）を直接の原因として、高度障害状態（別表10）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当したときでも、第7条（保険料の払込の免除）第1項の規定は適用せず、保険料の払込を免除しません。

20. その他

第37条（契約年齢の計算）

- 1 契約年齢は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第38条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、実際の年齢が保険契約締結の当時、会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約または付加している特約の取消を行うことができるものとし、その他のときは、会社の定める方法により実際の年齢にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行います。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法により実際の性別にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行います。

第39条（時効）

給付金、解約払戻金その他の保険契約にもとづく支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

第40条（管轄裁判所）

- 1 給付金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）の住所地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。
- 2 保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

第4編 特則（保険契約の取扱に関する規定）

21. 契約日に関する特則

第41条（契約日に関する特則）

保険契約の締結の際、保険契約者の申出を受け、会社が承諾した場合は、第9条（会社の責任開始）第2項の規定にかかわらず、責任開始日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。

22. がん保険契約の乗換に関する特則

第42条（がん保険契約の乗換に関する特則）

- 1 がん保険契約の乗換に関する特則は、次項に定める乗換を行う場合で、主契約の締結の際、保険契約者の申出を受け、会社が承諾したときに適用します。
- 2 本条において、「乗換」とはこの保険契約を締結することによりすでに成立しているがん保険契約を消滅させることをいい、乗換により成立するこの保険契約（付加している特約を含みます。）を「乗換後契約」と、乗換により消滅するがん保険契約（付加している特約を含みます。）を「乗換前契約」といいます。
- 3 この特則を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - （1）乗換前契約の解約は、乗換後契約の申出を会社が承諾した場合に、乗換後契約の責任開始日の前日の終了をもってその効力が生じるものとし、
 - （2）前号の規定は、乗換前契約の解約の効力が生じる前に、乗換前契約について消滅の原因となるその他の事由が生じた場合、その効力を妨げないものとし、
 - （3）乗換後契約の責任開始時前または責任開始日からその日を含めて90日以内に被保険者ががんと診断確定されたことにより乗換後契約が無効となる場合は、乗換前契約の解約の請求はなかったものとし、
 - （4）前号の場合、つぎのとおり取り扱います。
 - ① 保険契約者は、つぎに定める金額（以下、「乗換前契約の未払込保険料等」といいます。）がある場合、これを会社の定める期限までに会社に払い込むものとし、この払込がないときは前号に定める取扱は行いません。
 - （ア）乗換前契約について払込期が到来している保険料のうち、会社に対する払込がなされていない保険料
 - （イ）乗換前契約の解約の際に支払われた解約払戻金（乗換前契約の解約の際に、乗換前契約の普通保険約款（付加している特約の約款を含みます。）の保険料の払込に関する規定中すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合の取扱に関する規定により保険料相当額が支払われた場合、これを含みます。）
 - ② 乗換後契約の普通保険約款（付加している特約の約款を含みます。）の規定にかかわらず、会社は、乗換後契約についてすでに払い込まれた保険料がある場合、これを乗換前契約の未払込保険料等に充当します。
 - ③ ②の充当において余りが生じる場合は、会社はその余りを保険契約者に払い戻し、不足が生じる場合は、保険契約者はその不足分を会社に払い込むものとし、ただし、不足が生じる場合でも、前号に定める取扱により乗換前契

備考

1. 電磁的方法

第9条（会社の責任開始）、第22条（告知義務）および第38条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

約から支払うべき給付金等があり、かつ、その給付金等の金額がその不足分の金額以上のときは、給付金等から不足分を差し引くことにより払込があったものとします。

④ 乗換後契約の保険契約者または給付金等の受取人（指定代理請求人を含みます。以下、本④において同じ。）が乗換前契約の保険契約者または給付金等の受取人と異なる場合は、それぞれつぎのとおり取り扱います。

（ア）乗換後契約の保険契約者が乗換前契約の保険契約者と異なる場合

乗換前契約の保険契約者が乗換後契約の保険契約者に変更され、乗換前契約の保険契約者が有する権利および義務のすべてが乗換後契約の保険契約者に承継されたものとみなします。

（イ）乗換後契約の給付金等の受取人が乗換前契約の給付金等の受取人と異なる場合

その異なることとなった時に、乗換前契約の給付金等の受取人が乗換後契約の給付金等の受取人に変更されたものとみなします。

（5）つぎのいずれかに該当する場合は、第3号に定める取扱は行いません。

① 被保険者が医師によってがんと診断確定された日が、乗換前契約の責任開始時前または責任開始日からその日を含めて90日以内の日である場合

② 第20条（詐欺による取消）、第21条（不法取得目的による無効）または第25条（重大事由による解除）の規定により、乗換後契約について取消、無効または解除の原因となる事由が生じていた場合

（6）第3号に定める取扱により、乗換前契約および乗換前契約と被保険者を同一人とする他の保険契約（付加している特約を含みます。）とを合算した給付金額等（特約数を含みます。以下、本号において同じ。）が、会社の定める限度をこえることとなる場合は、その限度をこえないこととなるまで、乗換前契約の給付金額等を減額し、または乗換前契約の一部を消滅させたくえで、第3号の規定を適用します。

（7）この特則だけの解約はできません。

女性がん早期発見サポート特約目次

1. この特約の給付に関する規定

- 第1条 給付金の支払
- 第2条 給付金の受取人
- 第3条 特約の保険料の払込の免除

2. この特約の取扱に関する規定

- 第4条 特約の付加
- 第5条 指定代理請求人による請求
- 第6条 特約の解約払戻金
- 第7条 特約の消滅
- 第8条 主約款の規定の適用

3. 特則

- 第9条 主契約ががん保険契約の場合の取扱

女性がん早期発見サポート特約

1. この特約の給付に関する規定

第1条（給付金の支払）

- 1 この特約における給付金の支払は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
(1) 女性特定がん診断一時給付金	責任開始時前に別表 24 に定めるがん（以下、「がん」といいます。）と医師によって診断確定されたことのない被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始時以後に初めて別表 55 に定める女性特定がん（以下、「女性特定がん」といいます。）と医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）による診断確定については、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）	給付金額	被保険者
(2) 女性がん検診支援給付金	被保険者が、この特約の保険期間中の次項に定める支払基準日または保険期間満了時に生存し、かつ、つぎの①および②をともに満たすとき ① 被保険者が、その支払基準日の直前の第3項に定める検診対象期間中（この特約の保険期間満了時の生存の場合は、保険期間満了時を含む検診対象期間中）に別表 56 に定める乳がん検診または子宮頸がん検診（以下、「乳がん検診または子宮頸がん検診」といいます。）を受けていること ② ①の検診の結果のいずれかが、第4項に定める異常指摘なしに該当すること	1万円	保険契約者

- 2 女性がん検診支援給付金の支払基準日は、契約日から2年ごとの年単位の契約応当日とします。

- 3 第1項第2号①の検診対象期間は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 第1回の検診対象期間

責任開始日から第1回の支払基準日の前日までの期間

- (2) 第2回以後の検診対象期間

第1回以後の支払基準日からその直後に到来する支払基準日の前日までの各期間。ただし、最終の検診対象期間については、この特約の保険期間満了の日の直前の支払基準日からこの特約の保険期間満了の日までの期間。

- 4 第1項第2号②の異常指摘なしとは、医師によって判定された乳がん検診または子宮頸がん検診の結果、がんの疑いがないと判定された場合（異常はあるもののがんには該当しないと判定された場合を含みます。）や、再検査・精密検査や治療の指示を受けていない場合（要経過観察とされた場合を含みます。）をいいます。ただし、再検査・精密検査の指示を受けた場合でも、6か月より先の再検査・精密検査の指示¹であるときは、異常指摘がなかったものとみなします。

- 5 乳がん検診または子宮頸がん検診（以下、本項において「検診」といいます。）の結果、再検査・精密検査の指示を受けたことにより前項の異常指摘なしに該当しない場合でも、再検査・精密検査の結果が同項の異常指摘なしに該当するとき

備考

1. 6か月より先の再検査・精密検査の指示

「6か月より先の再検査・精密検査の指示」とは、たとえば、1年後の再検査の指示等を行い、6か月後の再検査の指示や時期に指定のない精密検査の指示は該当しません。

は、異常指摘がなかったものとみなします。ただし、検診日の属する検診対象期間満了後に再検査・精密検査（この特約の保険期間満了後の再検査・精密検査を含みます。以下、本項において同じ。）を受けた場合は、再検査・精密検査日が検診日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。この場合、その検診対象期間満了後の再検査・精密検査については、再検査・精密検査日が属する検診対象期間中の検診とみなしません。

- 6 会社が、女性がん検診支援給付金を支払った後に、その検診対象期間中に支払事由が生じた女性特定がん診断一時給付金を支払うこととなった場合は、既に支払った女性がん検診支援給付金の金額を会社が支払うべき金額から差し引きます。
- 7 被保険者が責任開始時前にかんと医師によって診断確定されていたときには、この特約について、主約款に定める告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定は適用せず、この特約は無効とし、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者および被保険者が、この特約を主契約に付加する際に、被保険者が責任開始時前にかんと医師によって診断確定されていた事実を知らなかったとき
会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。
 - (2) 保険契約者または被保険者が、この特約を主契約に付加する際に、被保険者が責任開始時前にかんと医師によって診断確定されていた事実を知っていたとき
会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
- 8 第1項第1号の規定にかかわらず、責任開始時前にかんと医師によって診断確定されたことのない被保険者が、責任開始時以後、責任開始日からその日を含めて90日以内に女性特定がんと医師によって診断確定された場合には、女性特定がん診断一時給付金は支払いません。この場合、この特約について、主約款に定める告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定は適用せず、この特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。

第2条（給付金の受取人）

- 1 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主約款に定める死亡時支払金受取人（主約款に定める死亡払戻金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、前条（給付金の支払）第1項第1号の規定にかかわらず、保険契約者を女性特定がん診断一時給付金の受取人とします。
- 2 女性特定がん診断一時給付金の受取人は、被保険者（前項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。
- 3 女性がん検診支援給付金の受取人は、保険契約者以外の者に変更することはできません。
- 4 第1項から前項までのほか、給付金の受取人（女性がん検診支援給付金の受取人については、保険契約者と被保険者が同一人である場合に限ります。）については、主約款の給付金の受取人に関する規定を準用します。

第3条（特約の保険料の払込の免除）

- 1 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、この特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項のほか、特約の保険料の払込の免除については、主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用します。

2. この特約の取扱に関する規定

第4条（特約の付加）

- 1 この特約は、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出を受け、会社が承諾した場合に、主契約に付加します。
- 2 この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。

第5条（指定代理請求人による請求）

この特約の女性特定がん診断一時給付金および女性がん検診支援給付金（保険契約者と被保険者が同一人である場合に限ります。）は、主約款に定める指定代理請求人による請求の対象とします。

第6条（特約の解約払戻金）

この特約の解約払戻金はありません。

第7条（特約の消滅）

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したこと
 - (2) 女性特定がん診断一時給付金が支払われたこと
- 2 前項第2号の規定によりこの特約が消滅する場合、被保険者が第1条（給付金の支払）第1項第1号に定める女性特定がん診断一時給付金の支払事由に該当した時からこの特約は消滅したものとします。

第8条（主約款の規定の適用）

この特約とくく規定のない事項については、主約款の規定（主契約の給付に関する規定は含まれません。）によるものとします。

3. 特則

第9条（主契約ががん保険契約の場合の取扱）

この特約をがん保険契約に付加した場合で、主契約の責任開始時以後、主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと医師によって診断確定されたことにより主契約が無効となるときは、この特約について、主約款に定める告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定は適用せず、この特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、第1条（給付金の支払）第7項または第8項の規定によりこの特約が無効となることを除きます。

がん先進医療特約目次

1. この特約の給付に関する規定

- 第1条 がん先進医療給付金の支払
- 第2条 給付限度
- 第3条 法令等の改正等に伴う支払事由に関する規定の変更
- 第4条 がん先進医療給付金の受取人
- 第5条 特約の保険料の払込の免除

2. この特約の取扱に関する規定

- 第6条 特約の付加
- 第7条 指定代理請求人による請求
- 第8条 減額
- 第9条 特約の解約払戻金
- 第10条 特約の消滅
- 第11条 主約款の規定の適用

がん先進医療特約

1. この特約の給付に関する規定

第1条（がん先進医療給付金の支払）

1 この特約におけるがん先進医療給付金の支払は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
がん先進医療給付金	責任開始時前に別表24に定めるがん（以下、「がん」といいます。）と医師によって診断確定されたことのない被保険者が、この特約の保険期間中につぎの①および②をともに満たす療養（別表26）を受けたとき ① 責任開始時以後に医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたがんを直接の原因とする療養であること（病理組織学的所見（生検）による診断確定については、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認められます。） ② 公的医療保険制度（別表5）に定める先進医療（別表27）による療養（以下、「先進医療による療養」といいます。）であること	先進医療にかかる技術料（別表28）と同額	被保険者

2 被保険者が責任開始時前にがんと医師によって診断確定されていたときには、この特約について、主約款に定める告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定は適用せず、この特約は無効とし、つぎの各号のとおり取り扱います。

（1）保険契約者および被保険者が、この特約を主契約に付加する際に、被保険者が責任開始時前にがんと医師によって診断確定されていた事実を知らなかったとき

会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。

（2）保険契約者または被保険者が、この特約を主契約に付加する際に、被保険者が責任開始時前にがんと医師によって診断確定されていた事実を知っていたとき

会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

3 第1項の規定にかかわらず、責任開始時前にがんと医師によって診断確定されたことのない被保険者が、責任開始時以後、責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと医師によって診断確定された場合には、がん先進医療給付金は支払いません。この場合、この特約について、主約款に定める告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定は適用せず、この特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。

4 被保険者が第1項に定める、同一の先進医療による療養を複数回にわたって受けた場合で、かつ、当該療養が一連の療養（別表29）に該当するときは、第1項の規定にかかわらず、それらの一連の療養を1回の先進医療による療養とみなして取り扱います。この場合、最初にその先進医療による療養を受けた時に支払事由に該当したものとみなして取り扱います。

5 がん先進医療給付金が支払われる場合で、その支払額とすでに支払ったがん先進医療給付金の支払額との合計額が次条（給付限度）に定める給付限度をこえるときは、その合計額がその給付限度をこえない範囲でがん先進医療給付金を支払います。

第2条（給付限度）

この特約の保険期間を通じてのがん先進医療給付金の給付限度は、支払額を通算して2000万円とします。

第3条（法令等の改正等に伴う支払事由に関する規定の変更）

1 会社は、この特約の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化がこの特約の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可

を得て、この特約の支払事由に関する規定を変更することがあります。

- 2 会社は、前項の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めの日（以下、「契約条項変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由に関する規定を変更します。
- 3 本条の規定によりこの特約の支払事由に関する規定を変更する場合には、契約条項変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第4条（がん先進医療給付金の受取人）

- 1 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主約款に定める死亡時支払金受取人（主約款に定める死亡払戻金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1条（がん先進医療給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、保険契約者をがん先進医療給付金の受取人とします。
- 2 がん先進医療給付金の受取人は、被保険者（前項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。
- 3 第1項および前項のほか、がん先進医療給付金の受取人については、主約款の給付金の受取人に関する規定を準用します。

第5条（特約の保険料の払込の免除）

- 1 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、この特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項のほか、特約の保険料の払込の免除については、主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用します。

2. この特約の取扱に関する規定

第6条（特約の付加）

- 1 この特約は、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出を受け、会社が承諾した場合に、主契約に付加します。
- 2 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約と同一とします。

第7条（指定代理請求人による請求）

この特約のがん先進医療給付金は、主約款に定める指定代理請求人による請求の対象とします。

第8条（減額）

この特約には、減額の取扱はありません。

第9条（特約の解約払戻金）

この特約の解約払戻金はありません。

第10条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したこと
- (2) がん先進医療給付金の支払額が第2条（給付限度）に定める給付限度に達したこと

第11条（主約款の規定の適用）

この特約にとくに規定のない事項については、主約款の規定（主契約の給付に関する規定は含まれません。）によるものとします。

がん特定自費診療特約目次

1. この特約の給付に関する規定

- 第1条 給付金の支払
- 第2条 給付限度
- 第3条 法令等の改正等に伴う支払事由に関する規定の変更
- 第4条 給付金の受取人
- 第5条 特約の保険料の払込の免除

2. この特約の取扱に関する規定

- 第6条 特約の付加
- 第7条 指定代理請求人による請求
- 第8条 減額
- 第9条 特約の解約払戻金
- 第10条 特約の消滅
- 第11条 主契約の保険料払込期間経過後の特約の保険料
- 第12条 特約の更新
- 第13条 主約款の規定の適用

がん特定自費診療特約

1. この特約の給付に関する規定

第1条（給付金の支払）

1 この特約における給付金の支払は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
(1) がん自由診療等給付金	a 責任開始時前に別表 24 に定めるがん（以下、「がん」といいます。）と医師によって診断確定されたことのない被保険者が、この特約の保険期間中につきの①および②をともに満たす療養（別表 26）を受けたとき ① 責任開始時以後に医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたがんを直接の原因とする療養であること（病理組織学的所見（生検）による診断確定については、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下、同じ。） ② がん診療連携拠点病院等（別表 60）において受けたがん自由診療（別表 61）による療養（以下、「がん自由診療による療養」といいます。）であること	がん自由診療による療養に伴う費用と同額	被保険者
	b 責任開始時前にがんと医師によって診断確定されたことのない被保険者が、この特約の保険期間中につきの①および②をともに満たす療養（別表 26）を受けたとき ① 責任開始時以後に医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたがんを直接の原因とする療養であること ② 公的医療保険制度（別表 5）に定める評価療養（別表 62）（先進医療（別表 27）を除きます。）による療養（以下、「評価療養による療養」といいます。）であること	評価療養にかかる技術料（別表63）と同額	
(2) がん患者申出療養給付金	責任開始時前にがんと医師によって診断確定されたことのない被保険者が、この特約の保険期間中につきの①および②をともに満たす療養（別表 26）を受けたとき ① 責任開始時以後に医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたがんを直接の原因とする療養であること ② 公的医療保険制度（別表 5）に定める患者申出療養（別表 64）による療養（以下、「患者申出療養による療養」といいます。）であること	患者申出療養にかかる技術料（別表65）と同額	

2 前項第1号 a の「がん自由診療による療養に伴う費用」は、つぎの各号に定める療養に対する費用として、被保険者がその療養を受けたがん診療連携拠点病院等（別表60）に支払うべき金額の合計額とします。

(1) がん自由診療による療養に対する費用

(2) 前号以外のがんの治療を直接の目的とした療養（別表26）で、前号の療養と一連の療養（別表29）として被保険者がこの特約の保険期間中に受けた療養に対する費用（食事療養および生活療養に要する費用のうち、公的医療保険制度

(別表5)における入院時食事療養費および入院時生活療養費(食事療養標準負担額および生活療養標準負担額を含みます。)に相当する費用を含みます。)

- 3 前項各号の費用には、つぎの各号に定める費用は含まれません。
 - (1) 公的医療保険制度(別表5)において保険給付がなされる療養(別表26)に対する費用
 - (2) 評価療養(別表62)または患者申出療養(別表64)として行われる療養(別表26)に対する費用
 - (3) 公的医療保険制度(別表5)における選定療養のうち、特別の療養の環境の提供に関する費用(いわゆる「差額ベッド代」等)に相当する費用
 - (4) 妊孕性温存療法(別表66)に対する費用
 - (5) がん遺伝子パネル検査(別表67)に対する費用
 - (6) セカンドオピニオン(主治医以外の医師による助言をいいます。)を取得するために要した費用
 - (7) 日常生活上のサービスにかかる費用および文書の発行にかかる費用
- 4 第2項第1号の費用のうち、未承認薬(別表68)にかかる費用については、その未承認薬の販売単価と被保険者のがんの治療を目的として使用される量に応じて計算した金額の2.5倍を上限とします。
- 5 前項の規定の適用にあたっては、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 未承認薬(別表68)の販売単価は、主約款の請求の手続きに関する規定に定める必要書類(必要事項が完備されていることを要します。以下、本項において「必要書類」といいます。)が会社に到達した日における合理的に参照可能な会社の指定する日本国外の市場流通価格がある場合は、その価格によります。
 - (2) 未承認薬(別表68)の販売単価が外国通貨建の場合は、会社の指定する金融機関が公示する、必要書類が会社に到達した日(その日がその金融機関の休業日の場合は、その日の直前のその金融機関の営業日とします。)における対顧客電信相場仲値(TTM)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最終の公示値とします。)を用いて円建に換算します。
- 6 被保険者が責任開始時前にがんと医師によって診断確定されていたときには、この特約について、主約款に定める告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定は適用せず、この特約は無効とし、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者および被保険者が、この特約を主契約に付加する際に、被保険者が責任開始時前にがんと医師によって診断確定されていた事実を知らなかったとき
会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。
 - (2) 保険契約者または被保険者が、この特約を主契約に付加する際に、被保険者が責任開始時前にがんと医師によって診断確定されていた事実を知っていたとき
会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
- 7 第1項の規定にかかわらず、責任開始時前にがんと医師によって診断確定されたことのない被保険者が、責任開始時以後、責任開始日からその日を含めて90日以内にかんがんと医師によって診断確定された場合には、給付金は支払いません。この場合、この特約について、主約款に定める告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定は適用せず、この特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。
- 8 被保険者が第1項第1号の支払事由a②に定めるがん自由診療による療養を複数回受けた場合で、かつ、それらの療養が一連の療養(別表29)に該当するときは、第1項第1号aの規定にかかわらず、それらの療養を1回のがん自由診療による療養とみなして取り扱います。この場合、それらの療養のうち最初にかんがんと医師によって診断確定された時に支払事由a②の療養を受けたものとみなして取り扱います。
- 9 被保険者が第1項第1号の支払事由aに該当する療養を受けた場合で、当該療養が含まれる一連の療養(別表29)中にこの特約の保険期間が満了したときは、その一連の療養のうち、保険期間満了後に行われる療養についても、この特約の保険期間中の療養とみなして、第2項から第5項までの規定を適用します。
- 10 被保険者が第1項第1号の支払事由b②に定める、同一の評価療養による療養を複数回にわたって受けた場合で、かつ、それらの療養が一連の療養(別表29)に該当するときは、第1項第1号bの規定にかかわらず、それらの療養を1回の評価療養による療養とみなして取り扱います。この場合、それらの療養のうち最初に評価療養による療養を受けた時に支払事由b②の療養を受けたものとみなして取り扱います。
- 11 がん自由診療等給付金が支払われる場合で、その支払額とすでに支払ったがん自由診療等給付金の支払額(この特約の更新が行われている場合は、更新前の保険期間における支払額は含みません。)との合計額が次条(給付限度)第1項に定める給付限度をこえるときは、その合計額がその給付限度をこえない範囲でがん自由診療等給付金を支払います。
- 12 被保険者が第1項第2号の支払事由②に定める、同一の患者申出療養による療養を複数回にわたって受けた場合で、かつ、それらの療養が一連の療養(別表29)に該当するときは、第1項第2号の規定にかかわらず、それらの療養を1回の患者申出療養による療養とみなして取り扱います。この場合、それらの療養のうち最初に患者申出療養による療養を受けた時に支払事由②の療養を受けたものとみなして取り扱います。
- 13 がん患者申出療養給付金が支払われる場合で、その支払額とすでに支払ったがん患者申出療養給付金の支払額(この特約の更新が行われている場合は、更新前の保険期間における支払額は含みません。)との合計額が次条(給付限度)第2項に定める給付限度をこえるときは、その合計額がその給付限度をこえない範囲でがん患者申出療養給付金を支払います。

第2条(給付限度)

- 1 この特約の保険期間を通じてのがん自由診療等給付金の給付限度は、支払額を通算して1億円とします。
- 2 この特約の保険期間を通じてのがん患者申出療養給付金の給付限度は、支払額を通算して2000万円とします。

第3条(法令等の改正等に伴う支払事由に関する規定の変更)

- 1 会社は、この特約の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化がこの特約の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可

を得て、この特約の支払事由に関する規定を変更することがあります。

- 2 会社は、前項の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めの日（以下、「契約条項変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由に関する規定を変更します。
- 3 本条の規定によりこの特約の支払事由に関する規定を変更する場合には、契約条項変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第4条（給付金の受取人）

- 1 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主約款に定める死亡時支払金受取人（主約款に定める死亡払戻金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1条（給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、保険契約者を給付金の受取人とします。
- 2 給付金の受取人は、被保険者（前項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。
- 3 第1項および前項のほか、給付金の受取人については、主約款の給付金の受取人に関する規定を準用します。

第5条（特約の保険料の払込の免除）

- 1 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、この特約の保険料の払込を免除します。
- 2 主契約の保険料払込期間が満了した後は、主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- 3 第1項および前項のほか、特約の保険料の払込の免除については、主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用します。

2. この特約の取扱に関する規定

第6条（特約の付加）

- 1 この特約は、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出を受け、会社が承諾した場合に、主契約に付加します。
- 2 この特約の保険期間は5年とし、保険料払込期間は保険期間と同一とします。

第7条（指定代理請求人による請求）

この特約のがん自由診療等給付金およびがん患者申出療養給付金は、主約款に定める指定代理請求人による請求の対象とします。

第8条（減額）

この特約には、減額の取扱はありません。

第9条（特約の解約払戻金）

この特約の解約払戻金はありません。

第10条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したこと
- (2) がん自由診療等給付金の支払額が第2条（給付限度）第1項に定める給付限度に達し、かつ、がん患者申出療養給付金の支払額が同条第2項に定める給付限度に達したこと

第11条（主契約の保険料払込期間経過後の特約の保険料）

- 1 主契約の保険料払込期間経過後にこの特約の保険料を払い込む場合、保険料払込方法（回数）は年払とします。ただし、会社の定める基準にもとづき、月払とする場合があります。
- 2 主約款に定める猶予期間内に主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は猶予期間の満了をもって消滅します。

第12条（特約の更新）

- 1 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の1か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新されます。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日における被保険者の年齢が、会社の定める更新の限度となる年齢（以下、「更新限度年齢」といいます。）をこえている場合
 - (2) 更新日の前日までのこの特約の保険料が会社の定める期間内に払い込まれていない場合
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、5年とします。ただし、つぎの各号に定める場合には、それぞれ当該各号に定める期間に短縮して更新します。
 - (1) 前項第1号の場合（更新日における被保険者の年齢が更新限度年齢に達している場合を除きます。）
更新日から被保険者の年齢が更新限度年齢に達する日の前日までの期間
 - (2) 主契約の保険料払込期間中にこの特約が更新される場合で、かつ、更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえている場合
更新日から主契約の保険料払込期間満了の日までの期間
- 4 更新後のこの特約には更新日の特約の約款を適用し、その保険料は、更新日の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- 5 主約款の保険料の払込に関する規定に定める第1回保険料の払込期月の規定にかかわらず、更新後のこの特約の第1回保険料の払込期月は、更新日の属する月の初日から末日までとします。
- 6 更新後のこの特約について、つぎの各号に定める規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。

- (1) 給付金の支払に関する規定
- (2) 特約の保険料の払込の免除に関する規定
- (3) 主約款の告知義務に関する規定
- (4) 主約款の告知義務違反による解除に関する規定
- (5) 主約款の告知義務違反による解除ができない場合に関する規定

7 第1項の規定にかかわらず、更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
この場合、この特約は、会社の定める基準にもとづき、本条の取扱に準じて、この特約の保険期間満了の日の翌日に、この特約に準じた特約として会社が定める他の特約へ変更されることがあります。

8 この特約が更新される際は、会社は、新たな保険証券を発行しません。

第13条（主約款の規定の適用）

この特約にとくに規定のない事項については、主約款の規定（主契約の給付に関する規定は含まれません。）によるものとします。

口座振替取扱特約

第1条（特約の適用）

- この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、主約款に定める保険料払込方法（経路）のうち口座振替扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - （1）保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置されていること
 - （2）保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関がある場合には、その委託機関の口座。以下、同じ。）へ保険料の口座振替を委託すること

第2条（保険料の払込）

- 保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期中の会社の定めの日（以下、「振替日」といいます。ただし、この日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとします。
- 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 保険契約者は、あらかじめ保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 会社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

第3条（口座振替不能の場合の取扱）

- 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。翌月の応当日にも口座振替が不能となった場合は、翌々月の応当日に口座振替を行います。
- 月払契約について前項の規定を適用する場合、払込期月の到来した2か月分または3か月分の保険料（主契約に契約日に関する特約が適用されている場合で、第1回保険料を含む口座振替のときは、払込期月の到来した2か月分、3か月分または4か月分の保険料）の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額がその金額に満たない場合には、払込期月の到来した保険料のうちその到来した払込期月の時期の早いものにかかる保険料から払込があったものとし、指定口座の預入額の範囲内で口座振替可能な月数分の保険料の口座振替を行います。
- 第1項および前項に定める保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間満了の日までに、未払込保険料を、会社の定める方法により、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第4条（諸変更）

- 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。
- 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料払込方法（経路）に変更してください。
- 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか、他の保険料払込方法（経路）に変更してください。
- 会社または提携金融機関の事情により、会社は、振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。
- 第1条（特約の適用）第2項に該当しなくなった場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか、他の保険料払込方法（経路）に変更してください。その変更をするまでの間の未払込保険料は、主約款に定める猶予期間満了の日までに、会社の定める方法により、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第5条（特約の消滅）

つぎの場合には、この特約は消滅します。

- （1）保険料の払込を要しなくなったとき
- （2）他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき

別表2 不慮の事故

「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当するか否かにかかわらず除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （疾病や疾病に起因するもの等の身体の内部に原因があるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
つぎのような事故は、表1の定義にもとづく要件をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落、不慮の転倒 ・不慮の溺水 	つぎのような事故は、表1の定義にもとづく要件を満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 <ul style="list-style-type: none"> ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・継続的な騒音、継続的な振動 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病、熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒等の原因となった事故	つぎの症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等 c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表5 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表10 高度障害状態

「高度障害状態」とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表11 身体障害の状態

「身体障害の状態」とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10足指を失ったもの
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

備考〔別表10、別表11〕

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$
の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

5. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

せることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。



別表12 感染症

「感染症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
シフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませぬ。)	

(注) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りませぬ。)である感染症をいいます。以下、同じ。)は、「感染症」に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症(同条第7項第3号の疾病に限りませぬ。)のいずれにも該当しないこととなった場合には、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めませぬ。

別表16 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表24 がん

1. 「がん」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00~C14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15~C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30~C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40~C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C43~C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45~C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51~C58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60~C63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64~C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69~C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73~C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76~C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81~C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
上皮内新生物<腫瘍>	D00~D09
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>(D47)のうち	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D47.5

2. 上記1において「がん」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学(NCC監修)第3.1版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2 . . . 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3 . . . 悪性、原発部位
／6 . . . 悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9 . . . 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表26 療養

「療養」とは、つぎの各号のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 診察
- (2) 薬剤または治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療

別表27 先進医療

「先進医療」とは、療養を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、）をいいます。

別表28 先進医療にかかる技術料

「先進医療にかかる技術料」とは、被保険者が受けた先進医療技術に対する被保険者の支払額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた金額をいいます。

別表29 一連の療養

「一連の療養」とは、療養開始にあたっての医師による療養に関する計画にもとづく一連の療養をいいます。なお、療養開始後に新たに行われることとなった療養は、一連の療養には含まれません。

別表31 入院、通院

(1) 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等（病院または診療所（別表16）以外の施設を含みます。以下、同じ。）での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所（別表16）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(2) 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所（別表16）（ただし、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。）において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表32 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表39 抗がん剤・ホルモン剤

(1) 抗がん剤

「抗がん剤」とは、被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において厚生労働大臣の承認を受けている医薬品のうち、つぎの①および②のいずれにも該当する医薬品をいいます。

- ① 厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められたこと
- ② 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、L01（抗悪性腫瘍薬）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）またはV10（治療用放射性医薬品）に分類されること

(2) ホルモン剤

「ホルモン剤」とは、被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において厚生労働大臣の承認を受けている医薬品のうち、つぎの①および②のいずれにも該当する医薬品をいいます。

- ① 厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められたこと
- ② 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、L02（内分泌療法）に分類されること

別表50 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、通院をした時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表51 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、通院をした時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表52 抗がん剤

「抗がん剤」とは、被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において厚生労働大臣の承認を受けている医薬品のうち、つぎの(1)および(2)のいずれにも該当する医薬品をいいます。

- (1) 厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められたこと
- (2) 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、L01（抗悪性腫瘍薬）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）またはV10（治療用放射性医薬品）に分類されること

別表53 手術、放射線治療、抗がん剤治療

1. 「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものをいいます。吸引、穿孔などの処置および神経ブロックは除きます。
2. 「放射線治療」とは、がん放射線照射することにより、がんを破壊またはこれの発育・増殖を阻止することを目的とした治療法（電磁波温熱療法を含みます。）をいいます。
3. 「抗がん剤治療」とは、別表52に定める抗がん剤を投与することにより、がんを破壊またはこれの発育・増殖を阻止することを目的とした治療法をいいます。

別表55 女性特定がん

1. 「女性特定がん」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
外陰（部）の悪性新生物＜腫瘍＞	C51
膣の悪性新生物＜腫瘍＞	C52
子宮頸部の悪性新生物＜腫瘍＞	C53
子宮体部の悪性新生物＜腫瘍＞	C54
子宮の悪性新生物＜腫瘍＞、部位不明	C55
卵巣の悪性新生物＜腫瘍＞	C56
その他及び部位不明の女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C57
胎盤の悪性新生物＜腫瘍＞	C58
その他の部位及び部位不明の続発性悪性新生物＜腫瘍＞（C79）のうち	
卵巣の続発性悪性新生物＜腫瘍＞	C79.6
その他の明示された部位の続発性悪性新生物＜腫瘍＞ （ただし、転移性乳癌、転移性子宮癌および転移性膣癌に限ります。）	C79.8
乳房の上皮内癌	D05
子宮頸（部）の上皮内癌	D06
その他及び部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）のうち	
子宮内膜	D07.0
外陰部	D07.1
膣	D07.2
その他及び部位不明の女性生殖器	D07.3

2. 上記1において「女性特定がん」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2 . . . 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3 . . . 悪性、原発部位
／6 . . . 悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9 . . . 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表56 乳がん検診または子宮頸がん検診

対象となる「乳がん検診または子宮頸がん検診」とは、乳がんまたは子宮頸がんにかかる、つぎの各号のいずれかに該当する検診・検査をいいます。

- (1) 病院、診療所または助産所（別表57）で受けた検診・検査
- (2) 検診専門施設（人間ドック専門施設、自治体の保健センター、保健所等）で受けた検診
- (3) 市区町村等の自治体実施した集団検診（巡回車等による巡回検診を含みます。）
- (4) 勤務先・健康保険組合等の団体が実施した集団検診（巡回車等による巡回検診を含みます。）
- (5) 在宅で実施し、病院または診療所（別表32）、臨床検査機関で判定を行った検診・検査

別表57 病院、診療所または助産所

「病院、診療所または助産所」とは、つぎの各号のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院、診療所または助産所
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表58 手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン剤治療

1. 「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものをいいます。吸引、穿孔などの処置および神経ブロックは除きます。
2. 「放射線治療」とは、がん放射線を照射することにより、がんを破壊またはこれの発育・増殖を阻止することを目的とした治療法（電磁波温熱療法を含みます。）をいいます。
3. 「抗がん剤治療」とは、別表39に定める抗がん剤を投与することにより、がんを破壊またはこれの発育・増殖を阻止することを目的とした治療法をいいます。
4. 「ホルモン剤治療」とは、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモン、またはホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与する療法のうち、別表39に定めるホルモン剤を投与することにより、がん細胞の発育・増殖を阻止することを目的とした治療法をいいます。

別表60 がん診療連携拠点病院等

「がん診療連携拠点病院等」とは、つぎの各号のいずれかに該当するものをいいます。なお、これらと同等と会社が認められた医療法に定める日本国内にある病院を含みます。

- (1) がん診療連携拠点病院
- (2) 特定領域がん診療連携拠点病院
- (3) 地域がん診療病院
- (4) 小児がん拠点病院
- (5) 小児がん中央機関
- (6) 特定機能病院
- (7) がんゲノム医療中核拠点病院
- (8) がんゲノム医療拠点病院
- (9) がんゲノム医療連携病院
- (10) 日本臨床腫瘍学会認定研修施設

（注1）第1号の病院は、都道府県がん診療連携拠点病院および地域がん診療連携拠点病院をいい、国立研究開発法人国立がん研究センターを含みます。

（注2）第1号から第8号までの病院は、療養を受けた時点において、厚生労働大臣による指定または承認を受けているものをいいます。

（注3）第9号の病院は、療養を受けた時点において、第7号または第8号の病院による指定を受けているものをいいます。

（注4）第10号の施設は、療養を受けた時点において、公益社団法人日本臨床腫瘍学会によって認定研修施設と認められているものをいいます。

別表61 がん自由診療

「がん自由診療」とは、療養を受けた時点において、つぎの(1)および(2)をともに満たす療養をいい、公的医療保険制度（別表5）に定める評価療養（別表62）および患者申出療養（別表64）は含みません。

- (1) がんに対する治療効果（腫瘍縮小効果をいい、腫瘍縮小効果以外の評価方法で医学的に治療効果を判定できる場合は、その評価方法による効果を含みます。）が医学的に認められた療養であること
- (2) 公的医療保険制度（別表5）において保険給付がなされるべき療養以外の療養であること

別表62 評価療養

「評価療養」とは、療養を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」に定める評価療養（厚生労働大臣が定める施設基準・期間等の条件を満たすものに限ります。）をいいます。

別表63 評価療養にかかる技術料

「評価療養にかかる技術料」とは、被保険者が評価療養（別表27に定める先進医療を除きます。）として受けた医療技術に対する被保険者の支払額として、その評価療養を受けた病院または診療所等によって定められた金額をいいます。

別表64 患者申出療養

「患者申出療養」とは、療養を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める患者申出療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行われるものに限ります。）をいいます。

別表65 患者申出療養にかかる技術料

「患者申出療養にかかる技術料」とは、被保険者が患者申出療養として受けた医療技術に対する被保険者の支払額として、その患者申出療養を受けた病院または診療所によって定められた金額をいいます。

別表66 妊孕性温存療法

「妊孕性温存療法」とは、将来の妊娠の可能性を残すために、がんの治療を行う前に卵子や精子、受精卵、卵巣組織の凍結保存を行う療養をいいます。

別表67 がん遺伝子パネル検査

「がん遺伝子パネル検査」とは、複数の遺伝子における変異を同時に検出可能な解析装置等を使用することにより、がんに関係する遺伝子における変異を複数同時に測定する検査をいいます。

別表68 未承認薬

「未承認薬」とは、厚生労働大臣による製造販売の承認を受けていない医薬品（再生医療等製品を含みます。以下、同じ。）をいい、厚生労働大臣による製造販売の承認を受けているものの、厚生労働省告示に定める薬価基準に記載されていない医薬品を含みます。なお、厚生労働大臣による製造販売の承認を受けた医薬品について、厚生労働大臣が承認した効能・効果と異なる効能・効果を目的として使用すること、または、厚生労働大臣が承認した用法・用量と異なる用法・用量で使用することは含みません。

主なお手続きの際の提出書類一覧表

	当社所定の請求書	本人確認書類		被保険者の住民票・戸籍謄(抄)本	当社所定の診断書・証明書	その他・備考
		保険契約者	受取人			
給付金のお支払い	●				●	
保険料の払込みの免除	●				●	・ 不慮の事故の場合 不慮の事故であることを証明する書類
死亡払戻金のお支払い	●		●	●	●	
保険契約の解約	●	●				
給付金額の減額、特約の解約	●	●				
保険契約者の変更	●	● ※				・ 契約者死亡による契約者変更の場合 1. 現在の契約者の戸籍謄(抄)本 2. 相続人の本人確認書類 ※現在の契約者と変更後の契約者両者の本人確認書類が必要です。
指定代理請求人の変更	●	●				
死亡時支払金受取人の変更	●	●				
改姓・改名・字体訂正	●	●				

- 本人確認書類は、次のいずれかをご提出いただきます。
運転免許証、パスポート、年金手帳、印鑑証明書、公的機関発行の写真付証明書 等
- 上記の提出書類のうち全部または一部の省略を認めることがあります。
- 必要に応じて、上記以外の書類の提出を求めることがあります。
- 2026年2月現在の取扱いです。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことから記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いします。

特に・・・	ご契約のしおりのページ
● クーリング・オフ制度(契約申込みの撤回)	P. 8
● 健康状態等の告知義務	P.11
● 責任開始(保障の開始)と契約日	P.14
● 保険料払込方法・保険料の払込期月等	P.39
● 保険料の払込みの猶予期間と保険契約の消滅	P.42
● 給付金等をお支払いできない場合	P.49
● 解約と解約払戻金	P.58

等は、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらです。

上記の事項以外でもわかりにくい点がございましたら下記のはなさく生命お客様コンタクトセンターにお問合せください。

お問合せ先等

はなさく生命お客様
コンタクトセンター



はなさく いーな
0120-8739-17 (通話料無料)

受付時間 月～土曜日 9:00～18:00(祝日、12/31～1/3を除く)

※プライバシー保護のため、お問合せは契約者ご本人からお願いいたします。

※お電話をいただく際には、証券番号をお知らせください。

※はなさく生命お客様コンタクトセンターへのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から、録音することがありますので、あらかじめご了承ください。

はなさく生命
ホームページ

<https://www.life8739.co.jp/>

はなさく生命 検索



はなさく生命ホームページではご契約内容のご確認や、住所・電話番号の変更等の各種お手続きができます。

[募集代理店]

[引受保険会社]



はなさく生命保険株式会社

<お客様コンタクトセンター> 0120-8739-17

<ホームページ> <https://www.life8739.co.jp/>